民間の力で切り拓き、創る
地域福祉推進プラン

―地域福祉推進第８次３か年計画―

【平成３０（2018）年度～平成32（2020）年度】

すべての人に居場所や役割があり、
多様性を認め合い、支え合いのあるまちをつくろう。

平成30年3月

社会福祉法人広島市社会福祉協議会

目　次

本　文

はじめに・・・1
序　章　　計画策定の基本的な考え方
　１　計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
　⑴　広島市社会福祉協議会地域福祉推進第７次５か年計画　概要・・・・・・・・・・・・・・・2
　⑵　第７次計画の中間見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
　⑶　第７次計画策定後の動き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
　２　第８次計画策定の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
　３　第８次計画の要約・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
第１章　　今、住民・市民が気づき、取り組もうとする地域生活課題
　１　住民・市民からの「広島の地域福祉推進」に対する意見聴取・・・・・・・・・・・・・・7
　⑴　意見聴取の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
　⑵　住民・市民の意見・思い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
　２　何とかしたい、地域生活課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
　⑴　それぞれの住民・市民の地域生活課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
　⑵　課題解決に取り組もうとする支援組織・団体が抱える課題・・・・・・・・・・・・・・・14
第２章　　私たち住民・市民が目指すまちづくりに向けて
　１　私たちが目指す住民主体のまち・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
　２　目指すまちを実現するための方策の提案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
　　　基本目標Ⅰ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
　　　　提案１【多様な活動主体の形成】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
　　　　提案２【活動の立上げと継続のための環境（基盤）づくり】・・・・・・・・・・・・・・18
　　　基本目標Ⅱ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
　　　　提案３【相談しあえる地域づくり－多様な活動主体の情報共有とプラットフォーム】・・・・・・・19
　　　　提案４【身近で包括的な相談支援体制づくり－課題解決のためにつながる住民・市民と専門職】・・20
第３章　　広島市社会福祉協議会の活動・組織　発展強化計画　～広島市社会福祉協議会が行う事業・取組～
　１　市社協の立ち位置（スタンス）、役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
　⑴　社協職員アンケートの実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
　⑵　社協職員共通スローガン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
　２　活動・組織発展強化計画の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
　⑴　基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
　⑵　基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
　⑶　事業を推進する方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
　⑷　「目指すまちを実現するための方策の提案」との関連・・・・・・・・・・・・・・・・・22
　３　推進方針に基づく活動・組織　発展強化計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
　　　　福祉のまちづくりを進める活動を推進します。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
　　　　多様な市民活動を応援します。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
　　　　一人ひとりの暮らしを受け止め、つなぎ、ささえます。・・・・・・・・・・・・・・・32
　　　　社協の組織・財政の充実強化を図ります。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33
おわりに・・35

資料編

●　用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・41
●　地域福祉推進第７次５か年計画の総括・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・47
●　地域福祉推進第８次３か年計画策定委員会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・97
●　地域福祉推進第８次３か年計画策定委員会開催状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・98

※　以下本文中の「＊」は用語解説を加えていることを示しています。

はじめに

今日、社会環境の変化は、住民・市民の暮らしや活動に大きく影響を与え、日々の暮らしにくさや、様々な地域生活課題を生み出しています。そして、これまで地域コミュニティを支えてきた町内会・自治会は、加入率低下という大きな課題を抱えています。

こうした中にあっても、住民・市民は、多様な活動主体による参画と協働により、様々な課題解決に取り組んでいます。これらの取組は、住民・市民が率先して活動主体となり、それぞれの圏域において、理想とするまちづくり、人としての暮らしやすさを目指そうとするものであり、住民主体のまちづくりの推進力となるものです。

こうした状況を踏まえ、広島市社会福祉協議会は、「すべての人に居場所*や役割があり、多様性を認め合い、支え合いのあるまちをつくろう。」を基本理念とする、「民間の力で切り拓き、創る 地域福祉推進プラン(広島市社会福祉協議会地域福祉推進第８次３か年計画)」を策定しました。

本計画の策定に当たっては、「広島市の地域福祉を民間の立場でどう推進していくか。」というコンセプトの下、社協の枠を超え、様々な活動主体の参画を得て策定することとしました。このため、策定委員会は従来よりも幅広い分野からの民間団体・実践者を加えた委員構成としたほか、住民・市民から地域福祉推進に対する意見聴取も行いました。

本計画では、これまでの計画と同様、本会が実施主体となる活動・組織発展強化計画とともに、住民・市民が目指す住民主体のまちの目標と、その目標を実現するための方策の提案を盛り込み、より多くの団体、住民・市民の方々に、共に広島市の地域福祉を推進していくことを呼び掛けています。

本会としては、社協の立脚点である「住民主体の理念」に基づき、住民・市民とともに、本計画を着実に実施し、広島市の地域福祉をより一層推進してまいりますので、地区社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会等の地域団体、関係機関、市民活動団体、社会福祉法人、行政機関等のより一層の御支援、御協力をお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定に際し、貴重な御意見をいただきました策定委員会委員各位をはじめ、広島市及び関係機関・団体の皆様に対し、心からお礼を申し上げます。

平成３０年（２０１８）３月

社会福祉法人 広島市社会福祉協議会

会 長　　永野 正雄

序　章　　計画策定の基本的な考え方

１　計画策定の背景

⑴　広島市社会福祉協議会地域福祉推進第７次５か年計画　概要

広島市社会福祉協議会地域福祉推進第７次５か年計画〈平成 25 年度～29 年度〉（以下「第７次計画」という。）は、次の社会情勢を背景として平成 24 年に策定しました。

- ● 少子高齢化の進行と人口減少社会の到来、進む家族の小規模化、町内会加入率の低下等により、
  - → 家庭の相互扶助機能や地域社会の共同体意識が低下
  - → 人と人とのつながりが希薄化
- ● 生活困窮者の増加、児童虐待の増加、進まぬ障害者理解等のため、
  - → 安定した生活を送る人がいる一方、人間関係の最小単位である家族・家庭そのものの崩壊、低迷する経済情勢による雇用不安等により、経済的・社会的格差の広がり、複合的生活課題を抱え、地域からの孤立を深める人が増加。
- ● 家族が抱える生活課題や地域社会での孤立といった問題の深刻化への対応は、行政機関の支援だけでは不十分、民間の福祉団体・地域組織・ボランティアなど幅広い連携が必要。
  - → ボランティア活動や市民活動への意識の高まりがみられ、地域での様々な取組が展開されている。

そこで市社協は、つながりを意識した小地域福祉活動やボランティア活動、個別支援活動を推進し、社会的課題に向き合い、福祉のまちづくりを推進する計画として、第７次計画を策定しました。

［第７次計画の理念等］

計画の理念：地域で安心して暮らせるために、
住民一人ひとりが主役となった「ささえあいのまち」をつくること

スローガン「みんなでつくる　ささえあいのまち」

［計画の構成］

基本目標１　福祉のまちづくりをすすめます	第１の柱　《つながる・たすけあう》 たすけあいのまちをつくろう
基本目標２　福祉活動への住民参加をすすめます	
基本目標３　その人らしい暮らしを支援します	第２の柱　《うけとめる・つなぐ》 一人ひとりの暮らしをささえよう
基本目標４　住民の福祉ニーズ把握と 課題解決の仕組みをつくります	
基本目標５　活動を円滑に推進するための 組織活動基盤づくりを図ります	第３の柱　《あつめる・高める》 活動をすすめる体制を強化します

⑵　第７次計画の中間見直し

第７次計画については、同計画策定委員会において毎年度進捗状況の確認を行い、平成 27 年度には「中間見直し」を行いました。

この見直しでは、社会情勢などの変化を踏まえ、一部「内容改善」を行い、改めて確認した事業ごとの「計画の方向性」に沿って、平成２９年度までの事業を推進してきました。

社会情勢の変化	内容改善による計画の方向性 （平成 29 年度実施含む）
地区社協によるこれまでの見守り活動などが評価され、それを基盤として、広島市による高齢者地域支え合い事業や災害時要援護者支援事業などが推進されるようになった。 一方、地域では様々な取組が展開され、地区社協のエリアだけでは解決できない課題の存在や、それらの多様な課題の解決に取り組む主体は地区社協だけではなくなってきていることが明らかになってきた。	・　左記委員会では、「小地域福祉活動（住民活動）のおもしろみは、目的を同じくして、いろいろなやり方ができるということ」を基本的スタンスとし、今後も地区社協活動を応援していくこと、今まで以上に市社協及び区社協は、地域支援に力を入れていく方向性を確認した。 ・　具体的には、地域福祉推進委員の研修プログラムの作成実施・複数配置化や、福祉委員の設置推奨等、担い手の拡大。そして、広島市の施

このような中、小地域福祉活動の今後のあり方について、より現状に即した提案をするため、小地域福祉活動実践者により構成する「小地域福祉活動の推進について検討する問題別委員会」（平成 26～27 年度）を立ち上げ、今後の方針づくりを行った。	策とのすみわけと活用による地域づくり、新たな助成金の創設などである。 → 平成 29 年度、「地区社協活動拠点づくり応援助成事業」を立ち上げ、助成した。
介護保険法の改正を受けた地域包括ケアシステムの推進により、「介護予防・日常生活支援総合事業」が平成 29 年度から本格実施されることになった。	・「総合事業」を活用して、たすけあいのある地域づくりや、なじみの関係をつくる場づくりをさらに支援する。 →平成 28 年度、「総合事業」のモデル事業を実施。平成 29 年度「総合事業」及び「生活支援体制整備事業」を広島市から受託し、各区社協と市社協に 1 名ずつ生活支援コーディネーターを配置した。
社会福祉法の改正により、社会福祉法人制度改革（財務規律の強化、地域における公益的な取組を実施する責務等）が進められた。	・福祉施設部会の課題別委員会として「広島市域の社会福祉法人が連帯して取り組む新たな地域貢献事業検討委員会」（平成 27～28 年度）を立ち上げ、検討した。 →平成 29 年 3 月に策定した「提案書」に基づき、各社会福祉法人に「地域貢献推進担当者」の配置や、地域貢献の取組の情報提供を依頼中。また「生活困窮者生活再建サポート事業」を立ち上げ、事業への参画と賛助会費の拠出を依頼中。 →さらに、高齢・保育・障害・児童・社協の 5 分野の社会福祉法人の分野横断的なネットワークを各区あるいは地域包括圏域ごとにつくっていき、地域のニーズに沿った地域貢献事業の実施、制度の狭間の問題への対応などを進めいていくことを計画している。
平成 26 年 8 月 20 日の豪雨災害の際、市災害ボランティア本部、区災害ボランティアセンター、復興連携センターを開設・運営した経験を、今後の地域福祉活動推進に活かしていく必要がある。 全国に目を向けると、毎年のように災害が相次いでいる。	・平成 27 年度にワーキング会議で協議し、区災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル標準例を改正した。 →平成 29 年度に、市災害ボランティア本部運営マニュアルに沿って、市災害ボランティア本部シミュレーションを行い、市災害ボランティア活動連絡調整会議のメンバーと一緒に設置場所や役割分担について確認した。 →多くのマンパワーが必要とされる初動期において、円滑に被災者支援を行うことのできる人材育成を目的としてボランティア講座を平成 29 年度に開催した。グループ化は達成できなかったが、心構えや資機材の使用方法について確認することができた。
生活困窮者自立支援法が平成 25 年 12 月に制定され、全国の福祉事務所設置自治体に、自立相談支援機関が設置されることになった。	・市社協が目指していた総合相談支援機能の強化と新たな生活課題への対応として方針が一致するため、本事業の公募に応じ、平成 26 年度のモデル事業を経て、平成 27 年度から同事業を受託し、「広島市くらしサポートセンター」を開設している。

国の認知症や障害者施策の推進方針では、成年後見制度の周知や利用促進、市民後見人の養成研修や活動支援などの体制整備が明記され、ますます権利擁護の強化が必要とされることとなった。	・引き続き体制整備のため、人員増の要望を広島市に行っていく。 ・市民後見人等、地域における権利擁護の担い手を養成し、専門職団体とも協力体制を構築していくことを目指す。 →平成 29 年度、市民後見人養成講座を広島市から受託し実施している。
社協は子どもに関する取組が不十分であるという指摘が以前からあった。	・「子どもの育ちの支援について検討する問題別委員会」（平成 27～28 年度）を立ち上げ、検討した。 →平成 29 年 1 月に策定した報告書では、乳幼児期、学齢期、青年期・その他のライフステージごとに、現状と課題、委員会で共有したことを紹介し、具体的提案を行った。さらに、子どもも親も「地域の人たちによって支えられている！」と実感できる、「地域の一員として参加したい、役に立ちたい！」と思える意識の醸成と地域づくり、地域で包括的に子育て家庭を支える仕組みづくりを行うことを全体のまとめとして提案した。

⑶ 第７次計画策定後の動き

現在、「子どもの貧困」や「ひきこもりの長期化・高齢化」、「２０２５年問題*」、「８０５０問題*」、「人々の多様性（ダイバーシティ*）を認め合う地域づくり」といった課題への対応がより求められるようになっています。そのことは市社協・区社協で日々受ける生活相談や、「広島市くらしサポートセンター」の支援事例からも実感できるものです。

さらに、「障害者差別解消法」や「成年後見制度利用促進法」なども制定されました。

これらの社会情勢の変化に対応するため、国は「我が事　丸ごと」地域共生社会*実現本部のもとに設置した「地域力強化検討委員会（地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会）」の「中間とりまとめ」を踏まえ、社会福祉法を改正し、地域福祉の推進を施策化しました。

それはつまり、「地域住民」「社会福祉を目的とする事業を経営する者」「社会福祉に関する活動を行う者」が相互に協力し地域福祉を推進すること、そして「国及び地方公共団体」による必要措置を講ずることとし、この行政責任を明確にするため、「地域福祉計画」の策定を行政の努力義務としました。

平成 29 年 12 月 12 日、「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」が厚生労働省（子ども家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知）から発出されました。

さらに、高齢者分野では、少子高齢化の進展や人口減少社会の到来といった社会の変化に対応するためには「自助　互助　共助　公助」*を適切に組み合わせながら、地域ごとの包括的な支援体制を充実させていくことが必要とされ、要介護状態や認知症になっても、安心して地域で暮らし続けるまちづくりを目指す「地域包括ケアシステム」の構築が進められています。

そして、介護保険法の改正により平成 29 年 4 月から「介護予防・日常生活支援総合事業」が開始され、要支援の介護サービスの一部が地方自治体の介護予防事業に移管され、これまでの介護事業者によるサービスの提供に加えて、地域住民やボランティアによる高齢者の介護予防や生活支援の取組や、生活支援コーディネーターの配置、協議体の設置等、地域を基盤としてケアー体制づくりが進められようとしています。

また、子育てや障害福祉分野でも「地域」を基盤に切れ目のない支援を行う施策が推進されるようになりました。さらに社会福祉施設等の社会福祉法人にも様々な地域課題に応える「地域貢献」が求められています。

広島市は、平成 28 年 2 月に出した「広島型福祉ビジョン」において、「自助・共助・公助」を適切に組み合わせて「翁（おきな）・媼（おうな）」（高齢者福祉）と、「童（わらべ）」（子育て・教育）に着目した持続可能な地域福祉を再構築していくとの方針を出しています。

平成 30 年 2 月、高齢者施策の総合的な推進と介護保険事業の円滑な実施を図ることを目的に「高齢者、一人一人が、いきいきと、住み慣れた地域で安心して暮らせる、持続可能な共生型社会の形成」を基本理念とした「広島市高齢者施策推進プラン」（計画期間：平成 30～32 年度）が策定されました。

また、平成 30 年 3 月、「障害のある人もない人も、全ての市民が互いに人格と個性を尊重し、支え合い、自立しながら、暮らしと生きがい、地域をともに創る「まち」広島を実現する」ことを基本理念とした「広島市障害者計画［2018―2023］」が策定されました。

さらに、平成 30 年 2 月、広島市は、地域共生社会の実現を目指して、平成 30 年度の取組として行政組織の見直し（地域共生社会推進室の設置、東区役所厚生部の再編）を行うこと、現行の地域福祉計画を見直し「地域共生社会実現計画（仮称）」を策定することを発表しました。

２　第８次計画策定の基本的な考え方

少子高齢化による人口構造の変化、所得格差の拡大、地域共同体の弱体化、単身家族の増加等の家族構成の変化など、社会環境の変化は、私たち住民・市民*の暮らしや活動に大きく影響を与え、日々の暮らしにくさや、地域生活課題を生み出しています。

そうした状況の中、私たちは、その課題認識から、多様な活動主体による参画と協働により、様々な課題解決に取り組んでいます。

それらは決して「やらされ感」や「負担感」ではなく、「住民・市民」が率先して「活動主体」となり、町内会や学区といった小さな圏域から、区域や市域といったそれぞれの圏域において、理想とする地域づくり、人としての暮らしやすさを目指して取り組もうとするものです。これこそ、住民主体のまちづくりです。

そこで、「民間の力で切り拓き、創る　地域福祉推進プラン　―広島市社会福祉協議会地域福祉推進第８次3 か年計画―」（以下「第８次計画」という。）は、**「住民・市民自身による民間の主体的かつ活発な取組を一層広げ、広島市の地域福祉を推進していくために、民間と社協、行政が協働して取り組むことが重要」**との認識に立ち、計画策定を進めていくことにしました。このため、策定委員会の委員構成も、従来よりも幅広い分野からの民間団体・実践者を加えた構成としました。

３　第８次計画の要約

第１章の１では、住民・市民からの意見聴取に基づく、「こうありたい」と考えている「広島の地域福祉推進」への意見・思いを示しました。これらは、広島市の地域福祉を民間の立場で推進することをスタンスとする第８次計画の策定においては、なくてはならない要素、つまり肝としています。

第１章の２で、実生活における私たち住民・市民の暮らしにくさや、一番小さな生活圏域である小地域の地縁組織や市民活動団体等の課題等、「何とかしたい！地域生活課題」を示しました。これらの地域生活課題は、住民・市民による地域福祉活動の起点になるものです。

第２章では、**「私たち住民・市民が目指す住民主体のまち」**の目標を掲げ、そのまちを実現するために必要と思うこと、つまり**「目標を実現するための方策」**を提案しました。

第３章では、それまでの意見・提案を受けて、**市社協としての立ち位置、役割**はどこにあるのかを再確認した上で、**「市社協は、民間の立場で、住民・市民、民間団体や行政と協働して、どう地域福祉を推進していくか。」**という視点で、向こう３か年の市社協の**活動・組織　発展強化計画**を策定しました。

計画期間：平成３０年度～３２年度の３か年

※広島市の「地域福祉計画」策定が、平成 29 年度から 30 年度にかけて行われるため、計画期間は 3 か年とし、民間先行型で策定した内容を行政計画に反映していくこととしました。また、社会情勢の変化に対応しやすくしました。

［私たちが目指す住民主体のまち］

基本理念

すべての人に居場所や役割があり、

多様性を認め合い、支え合いのあるまちをつくろう。

基本目標

Ⅰ　住民・市民自らが考え、話し合い、実践できるまち

― 住民・市民の福祉力を高め、住民主体のまちをつくります。―

Ⅱ　住民・市民、民間団体、専門機関・専門職、行政等がつながり、課題解決ができるまち

― 薄れているつながりを取り戻し、相互に連携して、様々な課題を解決していけるまちを目指します。―

第１章　　今、住民・市民が気づき、取り組もうとする地域生活課題

１　住民・市民からの「広島の地域福祉推進」に対する意見聴取

⑴　意見聴取の方法

様々な暮らしにくさがある中、住民・市民は自ら地域の生活課題に気づき、必要性を感じて、課題解決のための取組を進めています。今回の計画は、「広島市の地域福祉を民間の立場でどう推進していくか。」という視点で策定していくため、広島市域を活動エリアとしている民間団体・実践者からの意見聴取を行うという方法で、住民・市民の意見・思いを聴きました。

① 市社協と日頃から関係のある多様な民間団体・実践者として、役員、評議員、各委員会委員等、100 名の皆様へ文書による依頼を行い、17 件の回答を得ました。

聴取したことは次のとおりです。
※「広島の地域福祉推進」という目的において、平成 30 年度からの向こう３か年くらいのめやすで、貴会又はあなたが取り組みたいテーマ
※そのテーマに取り組むために、「民間団体としてこうありたい！」「他の団体と連帯してこうありたい！」といったアクションプラン例、行政と協働したいことや提案、政策提言等

② 日頃の社協活動の中でつながりのある民間団体・実践者の意見をそれぞれの活動の場で聴きました。
- 社会的孤立・生活困窮者支援団体連絡会　5 月 2 日　7 月 4 日　(2 回ともワークショップ実施)
- 日常生活自立支援事業生活支援員研修会　10 月 19 日
- ボランティア情報センター運営委員会　　10 月 30 日
- 若年性認知症の本人・家族の地域生活支援を考える会　　11 月 14 日

③ 市社協に設置した各種委員会から出された報告書・提案書に掲げられている意見を反映させました。
- 『小地域福祉活動の推進について検討する問題別委員会からの報告』（平成 28 年 1 月）、
- 『子どもの育ちの支援について検討する問題別委員会　報告書』（平成 29 年 1 月）、
- 『広島市域の社会福祉法人が連帯して取り組む新たな地域貢献事業　提案書』（平成 29 年 3 月）

⑵　住民・市民の意見・思い

⑴で聴取した「広島の地域福祉推進」に対する意見・思いは、次のとおり整理できました。この中には、第８次計画の策定委員会で発言された委員の意見も含めています。

これらの意見・思いは、次の「２　何とかしたい、地域生活課題」や、第２章・第３章を作成する上での基礎資料であるばかりでなく、日々の活動に裏づけされた提言的な要素も含んでおり、広島市の地域福祉を民間の立場で推進する第８次計画の推進力ともなり得るものです。これらの意見・思いを持つ住民・市民とともに、広島市の地域福祉をより一層推進していきたいと思います。

①　町内会や自治会等、地縁組織の活性化や、地域づくりに関するもの

- 小地域福祉活動（住民活動）のおもしろみは、「目的を同じくしていろいろなやり方ができる。」ということ。それぞれの地域にあったやり方を工夫して実施していきたい。
- 町内会・自治会の活性化検討委員会等を設置して、地縁組織への加入率低下等の現状と要因分析を行い、成功事例も収集し、対策を考えていこう。
- 小学校入学時に加入を促している町内会もある。
- 地縁組織と機能組織（NPO*など）が連携・相互補完していってはどうか。
- 外部の「風の人*」を受け入れるまちづくりを進める。
- SNS を活用した広報啓発を進めてはどうか。
- 郊外住宅団地ネットワークを通じた郊外住宅団地の活性化、広島駅エリアマネジメント*活動の推進など、横連携による地域全体の価値向上を進める。

・住み続けるための他者との良好な関係性づくり、人々の多様性を認め合う地域づくりをしたい。そのための学び会い、知恵の出しあいが必要。
・支え合いのあるまちづくりをしたい。必ず「支えられる」側になるということを起点とした支え合いの仕組みづくりが必要。

② 地域における子どもの育ちの支援に関するもの

・子どもや保護者、若者へ、地域への愛着を持たせる取組を進める。
・若い人が地域に愛着を持ち、地域で主体的に活動できるようにしたい。
・子育てにやさしい地域づくり（子育て中の親と地域をつなぐ。）を進める。
・地域で取り組まれている子育て支援の活動を継続していく。
・放課後児童への安全・安心な場所を提供する。
・子どもの居場所づくりを進める。

③ 担い手づくり、福祉教育・ボランティア活動の活性化、福祉・介護人材の育成・確保に関するもの

・ボランティアコーディネーター養成講座の継続開催等により、ボランティアコーディネーターをたくさん養成していきたい。
・担い手・おせっかいさんの育成が必要。
・多様な市民の社会参加・ボランティア活動の活性化を図る。特に青少年の福祉・ボランティア学習の推進。
・子どもや親が地域に愛着を持てる福祉教育を推進する。
・子育てについてやりがいと喜びを感じる、青少年への福祉教育の推進。
・若者への社会貢献教育の推進が必要。
・福祉施設がボランティアセンターを設置し、小・中学校、高校、大学生へのボランティア教育、福祉教育を行ってはどうか。
・住民自らが考え、話し合い、実践できるまちづくり、とするために、地域支援力・地域活動企画力向上のための講座を開催してはどうか。
・保育・介護関係の人材確保対策が必要。

④ 地域福祉推進のための仕組みづくり、情報共有とネットワークの拡大、活動の活性化と継続に関するもの

・地域の情報共有と発信（困りごとを抱えている人の情報が住民に提供されること）と、個人情報の保護と情報共有のルールづくりが必要。
・地域で活動しようとする人・団体が地域福祉情報を共有し、地域福祉支援の輪を広げていきたい。
・社協にプラットフォーム*づくりを期待したい。
・横連携には、触媒になる人が必要。地域課題をコーディネートする役の配置が必要。
・社協と民児協との連携を強化する。
・社協・生協・NPO 間の連携を強化する。
・社会福祉法人による施設の社会化や、地域貢献の取組を促進し、様々な地域の課題解決に取り組む。
・社会福祉法人施設は、希薄になったコミュニティ再生のために一役買う接着剤のような存在でありたい。
・民間企業とも連携する。「企業の社会貢献」への協力。
・活動助成金の周知と活用。
・公や民間の空き施設の活用。
・住民と専門職との協働。

⑤　市民の困りごとを受け止め、解決していく仕組みづくりに関するもの

・不安を抱える世帯に子育て支援の情報をうまくつなげられる（紹介できる）人を地域に増やしたい。
・日常生活の困りごとをちょっと頼める人を増やしたい。
・身近な相談の場づくり。身近なところでSOSが出せる仕組み・人をつくる必要がある。
・住民が地域のことについて意見交換できる場、専門職と意見交換し、協働できる場、それぞれのサロン、誰でも参加できるサロンをつくり、住民が言葉を交わせる場をつくってはどうか。
・住民が集まる場に専門職が出てきてほしい。アウトリーチ*。
・制度の狭間、対応機関の狭間の問題への対応として、社会福祉法人の地域貢献活動に期待する。
・社会福祉法人施設でも生活困窮者の相談窓口を開設する。
・相談員、専門職の資質向上（多職種連携、事例検討の機会を増やす　など）。
・支援のためのサービス・社会資源をたくさんつくる。
・法律家への相談のアクセスをよくする。
・社協にワンストップ相談を期待する。

⑥　社会的孤立の解消、生きにくさを抱える人への理解促進、ユニバーサル*な社会づくり、共生型社会の実現に関するもの

・社会的孤立の問題を小地域でとらえなおし、解消へのアプローチを強化したい。
・認知症の人にやさしい地域づくり、認知症になっても安心して暮らせる社会づくりを進める。
・ユニバーサルな社会づくり、すべての人に分かりやすい社会づくり、外見だけでは分からない支援の必要な人のことを考えた社会づくりの推進。
・ひきこもり、８０５０問題、年齢が高くなった障害者とその親支援。
・不登校児童・生徒等の地域ぐるみの支援体制づくり（児童委員、学習支援、こども食堂・・・）。
・青年期の課題把握が不十分なので、まず課題把握を行い、それに基づき支援していく。
・進路や仕事、所属が確保されていない未成年者への支援。
・ひとり親の多様なニーズに応える活動の推進。
・様々な市民の居場所と役割・出番づくりを進める。
・障害者虐待の場合の、高齢者虐待対応と同等の施策づくり。（緊急一時保護のしくみづくりなど）
・社会を明るくする運動と再犯防止対策を進める。
・弱者にやさしい、排除されないまちづくり。
・「食」を通じた協働・自立支援を進める。
・当事者を支援者に！

⑦　生活困窮者支援に関するもの

・子どもや若者の貧困対策を進める。
・就労支援の拡充。
・住居確保支援の拡充。
・生活再建支援の拡充。
・路上生活から脱却した生活困窮者等の社会的孤立の解消、当事者を中心とした福祉コミュニティづくり、包摂するコミュニティづくり。
・刑余者、刑余者の家族等への社会復帰、再犯防止、生活再建支援。
・犯罪被害者、犯罪被害者の家族等への支援。
・施設退所児の支援。
・経済困窮の女性と子どもの家庭支援。被虐待母子支援。
・様々な支援困難な人への支援を拡充したい。

⑧　地域包括ケアシステム*の推進に関するもの

・地域包括ケアシステムを推進したい。
・老人クラブの活動を活発にして、高齢者の健康寿命を延ばしたい。
・健康寿命の延伸を目指し、特定健康診査の受診率向上に多くの民間団体とともに取り組みたい。
・認知症になっても安心して暮らせる社会にしたい。
・若年性認知症の人の居場所づくりを進めたい。
・高齢者、障害者の権利擁護を強化したい。
・在宅医療や多職種連携を推進したい。
・子どもと一緒に２０２５年問題を考え、取り組んでいく必要がある。

⑨　災害対応に関するもの

・防災意識の向上を進める。
・若者や子育て世代の防災意識を高める
・女性の力を災害時にどう活用するか。女性団体のネットワークづくり。
・平素からのネットワークづくり（住民相互、地域と施設、災害支援団体、全国レベルの中間支援組織等）
・自主防災会(連合会)との平素からの連携

意見聴取では、次のような「行政への提案や協働、政策提言等」に関する意見も出されました。

課題解決には、民間と行政の連携が必要です。民間が先駆的に取り組んだことを行政が施策化することで普遍化されることにもなります。

・町内会加入を促す条例の制定。
・小学校教材「町内会知ってるカイ？」の積極的活用。
・小学校入学時に町内会加入と活動参加を促す文書の配布。
・住民主体の取組への公的補助金制度の継続と柔軟な運用。
・町内会や地区社協への公費助成、増額。
・空き施設の有効活用と賃料軽減。
・在宅医療への施設基準などへの規制緩和。
・医療保護入院を必要とする方への「市長同意」や「成年後見人の市長申立て」の迅速化。
・福祉・介護人材の確保。
・子ども、若者の貧困対策。
・官民協働による、切れ目のない子ども・子育て支援の推進。
・不登校生徒の義務教育修了後のつなぎ。
・児童福祉施設退所児者への支援強化。
・母子生活支援施設や婦人保護施設の入所に関する柔軟な運用。
・障害者虐待案件への緊急一時保護事業の予算化、仕組みづくり。
・広島市のホームページ「やさしいにほんご」と障害者の「コミュニケーションボード」の情報共有と相互活用。
・ワンストップ機能を持つ「広島市くらしサポートセンター」の体制強化。
・生活困窮者、生活保護受給者の職場定着の実態把握と就労支援の効果測定、就労支援施策の拡充強化。
・住宅確保困難者への支援強化。（シェルター増設、広島市居住支援協議会の設置など）。
・多様な相談機関の連携協力体制づくり。

2　何とかしたい、地域生活課題

現実のまちには、地域で暮らしていく上での様々な課題があります。
その課題に気づき、「何とか改善・解決を図りたい。」と願う住民・市民の思いが地域を動かしています。これが「地域福祉」の取組となり、また、政策課題ともなります。

ここでは、住民・市民からの「意見聴取」結果や策定委員会での議論、さらには各種調査データ等を元に、住民・市民が気づき、取り組もうとしている地域生活課題を示します。このためここに記載したことが「地域生活課題」の全てを示している訳ではありません。

なお、住民･市民の意見、思いをできるだけ忠実に伝えるため、ワークショップ等で出た意見等をそのまま使用している箇所もあります。

⑴　それぞれの住民・市民の地域生活課題

①　「頼れる人が親族にも職場にも地域にもいない！」といった、社会的孤立、つながりの希薄化、共助力の低下などの課題があります。

- 単身世帯の増大により、親族による相互扶助機能が低下しています。
- 平成 27 年国勢調査データによると「単独世帯」が一般世帯の 34.6%であり、それに次いで「夫婦と子どもから成る世帯」（核家族）が 26.9%、「夫婦のみの世帯」20.1%となっています。
- 平成 22 年の国勢調査と比較すると単独世帯は 9.7%増（「うち 65 歳以上の単独世帯」は 23.7%増）となっています。
- 広島市の平均世帯人員は、平成 29 年 11 月末現在、2.14 人です。中区は 1.76 人であり、2 人を割っています。（広島市ホームページ）
- 単身世帯増加の背景として、未婚の男女が増えているとの指摘があります。若者の居場所づくりや交流の場づくりなどを、若い世代の新たな地域参加として取り組むことも必要です。

- 町内会等地縁組織の加入率低下やネット社会の進展により、地域での人間関係や、人と人とのつながりが希薄化しています。

- 広島市郊外の住宅団地には完成から 30～40 年を経過しているものも多く、人口減少や高齢化が進行しており、それに伴う交通や買い物といった生活利便性の低下、地域活動の衰退によるコミュニティの希薄化など、様々な問題が顕著に現れています。
- 空き家・空き地が目立つ団地も見受けられ、適正に管理されない空き家・空き地が増加すれば、団地の景観の悪化、防犯力の低下、団地の荒廃につながる恐れがあるとされています。

- 非正規雇用（パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、嘱託など）の拡大により、職場におけるつながりの希薄化と不安定収入者の増加をもたらせています。
- 非正規雇用者は、平成 2 年の 20.0%から、平成 26 年の 37.9%にまで大きく上昇しています。平成 29 年は 37．2%です。（図録　正規雇用者と非正規雇用者の推移、労働力調査）

- 妊娠中や子育て中の母と子、父と子が孤立し、地域のサポートが届かない実態があります。広島市市民意識調査報告書（平成 27 年度）によると、子育て世代である 20～40 代の 70%超は、地域社会（コミュニティ）とのつながりが弱いと感じています。
- 制度サービスを利用せず、近隣とも疎遠のため、行政からも地域からも孤立している（関わりが持てない）世帯があります。
- 高齢の保護者が障害のある子どもを抱えるなど、福祉サービスにつながらず孤立している世帯があります。

②　様々な生活困窮を抱える住民・市民の存在が明らかになってきています。

- 経済的困窮とともに親族や知人の支援が受けられない、職場や地域社会にも所属がない、といった関係性の貧困を併せ持つのが現代の「貧困」の特徴です。
- 世代間で貧困が続く「貧困の連鎖」も課題となっています。

・　広島県が平成29年7月に実施した「子どもの生活に関する実態調査」によると、「生活困難層」が小学校5年生で25.6%、中学校2年生で27.8%であり、一部の回答を抽出した暫定結果では、生活困難層の子どもは非生活困難層の子どもに比べて学校の授業が分からないと感じる割合が高く、自己肯定感が低いなどの傾向がみられた、との報道がありました。（平成29年12月17日の中国新聞23面から引用）

・　ひとり親世帯が増加しています。児童扶養手当の受給者数は、「広島市子ども・子育て支援事業計画」（平成27年3月）によると、平成21年度から25年度の実績において、ゆるやかに増加しています。
・　国民生活基礎調査によると、子どもの貧困率は、子どもがいる現役世帯で、大人が二人いる世帯では12.4%であるのに対し、大人が一人の世帯では54.6%（いずれも平成24年の数値）と高い割合です。

・　「青年期の実態・課題把握が不十分である。義務教育中に不登校だった青年の義務教育終了後の進路や所属が確保されていない人がいる。」・・これは「子どもの育ち」の委員会で共有したことです。
　この課題に関して「広島市くらしサポートセンター」において複数の支援事例があります。

・　人手不足と言われていますが、仕事を求めている人は多く、ミスマッチとなっています。広島市くらしサポートセンターによる就労支援では、長く仕事についていない人や、人とのコミュニケーションに課題をもつ人などの存在が顕著となり、多様な就労支援を行っています。

・　高齢者、障害者、保証人なし、緊急連絡先なし、携帯電話なし、収入不安定、初期費用不足といった要因がいくつも重なり、住宅確保が困難な人たちの存在が、生活困窮者支援の現場で顕著となっています。

・　ひきこもりの長期化、高齢化が言われています。平成27年内閣府の調査結果では15歳～39歳の「ひきこもり」の人は全国推計54万1千人とされ、引きこもりになった年齢が「35歳～39歳」という人が全体の10.2%で、前回平成22年度調査の2倍となっています。引きこもり期間「7年以上」は34.7%で、これも前回調査の2倍となっています。40歳以上の引きこもりの人の状況調査の必要性が指摘され、家族会等で調査が進められています。

・　ホームレス全国調査では、平成25年度、25,296人、平成29年度、5,534人です。広島市域では、最も多かった時期の200名程度から、平成29年度は40名程度に激減しています。
・　ホームレス自立支援法の成果もあり、路上生活者は激減していますが、未だ路上生活をしている人の高齢化や路上生活の長期化に伴い、様々な疾病がありながら、必要な医療サービスにつながっていない人や、自立支援センターやシェルターの利用を希望しない人の存在が課題となっています。

・　「若年性認知症」とは、64歳以下で発症する認知症の総称で、広島市では推計500人とされています。その多くが働き盛りで発症するため、就労継続が難しい場合、経済的な困難も抱えることになります。周囲の理解もなく「自宅に引きこもり一人で悩んでいた。」という当事者の声が寄せられています。

③　課題の多様化・複合化により、既存の制度サービスだけでは解決できない課題を抱える人が増えています。

・　高齢者世帯に属する障害者、失業者、ひとり親等、縦割りの相談機関では解決が困難な課題が増えており、「８０５０問題」とも言われています。

・　借金、収入・就労、住まい、教育、孤立、疾病、自己有用感の喪失等、相談者はたくさんの課題を抱えています。課題整理から一緒に取り組む、寄り添い型・伴走型の相談機関が必要です。

・　必要があっても、適切な医療機関や相談機関につながっていない人、制度サービスの利用につながっていない人がいます。

・　児童福祉施設利用者、退所者、里親制度等において、既存の制度サービスだけでは課題解決できない制度の狭間があります。

・　「母子生活支援施設や婦人保護施設はあっても、措置施設であるため行政の措置がないと利用できないこと、DV 認定を受けていない女性や離婚が成立していない母子は対象とならないこと、施設利用の生活制限が多く当事者側が利用を希望しない場合もあること、退所後の生活支援を行う法的根拠がまだない。」といった課題があります。

・　どこに相談してよいか分からない困りごとを受け止める場所や人が身近な地域に必要です。
・　困りごとを受け止めてくれる人や場所、相談機関の存在を住民に知らせていくことも必要です。

④　誰もが抱く「住み慣れた地域で暮らし続けたい。」、という願いが実現できていない現実があります。

・　団塊の世代が全て 75 歳以上となる 2025 年（平成 37 年）以降、医療・介護ニーズの増加が見込まれること、65 歳以上１人に対して支える 20～64 歳が 2 人未満となることが見込まれ、さらなる担い手不足が想定されること、一人くらし高齢者や認知症高齢者が増加し、高齢者支援のニーズが複雑多様化することなど、多くの不安材料があります。

・　MCI*（軽度認知障害）の人たちが地域でたくさん一緒に暮らしています。外からは分かりにくいゆえの暮らしにくさを抱えています。
・　若年性認知症の人が使える社会資源が少ないと言われています。医療や介護の社会資源に加え、地域の理解と安心して参加できる居場所も、住み慣れた地域で暮らし続けるためには必要です。
・　若年性認知症の人たちの本人活動が盛んになっています。できないことを悩むより、好きなこと・得意なことを実行し、誰かの役に立つ実感が持てる取組が少しずつ広がっています。

・　障害を持つ人やその家族からは、「まだまだ障害理解が進んでいない。」と言われています。
・　障害者虐待があった場合、高齢者虐待の場合に比べて緊急一時保護が可能な場所を確保するしくみが不十分です。
・　発達障害児・者のライフステージにおける、医療・療育、福祉、教育、生活、就労等、切れ目のない支援は、まだ実現していません。それぞれの多様性を理解し、認め合い、共存共生する社会の仕組みづくりが必要です。
・　高次脳機能障害の人たちは、外から分かりにくい認知・情動及び行動障害があり、障害を周囲から理解されず、復学や復職が困難になっていることが少なくありません。病院退院後に生活障害が顕在化することが多いとも言われています。

・　人々の生活は多様化しています。個の尊重や個人情報の保護が必要とされています。
・　外国人市民・労働者が増えています。性同一性障害の人たちの本人活動も盛んになってきました。
「人々の多様性（ダイバーシティ）を認め合う地域づくり」が求められています。

⑤　毎年のように災害が各地で起こっています。災害に強い、安心・安全なまちにすることが必要です。

・　平成 26 年の広島豪雨災害、平成 27 年の常総市鬼怒川災害、平成 28 年の熊本地震、平成 29 年の九州北部豪雨など、全国各地で様々な災害が発生しています。
・　そのため、災害ボランティアの受入れ体制や関係機関との連携など、被災者支援や復興支援に備える必要性に迫られています。
・　全国的に災害ボランティアによる復興支援が定着していますが、ボランティアの受入れを遠慮される被災者も多くおられます。地域住民相互のたすけあいを基盤としつつ、全国から駆けつけてくれるボランティアを安心して受入することのできる環境づくりが必要です。

・　地域の中には、高齢者、障害者、子育て世帯、ひとり親世帯、外国人市民など、様々な人が暮らしています。このような中、単独での避難が困難な人、避難所生活がしづらい人がいます。

・　災害時に支援の必要な住民と平素から顔見知りになり、声を掛け合える関係づくりや、避難訓練の実施等、平素からの地域でのつながりづくりが必要です。
・　日頃からの災害への備え、防災意識の醸成も必要であり、これらの取組に自主防災会や消防団、防災士等が、平常時も災害時も活躍しています。その活動には、さらなる期待が寄せられています。
・　民間企業や社会福祉施設が、行政や自主防災会と災害時相互応援協定を結ぶところが増えています。

⑵　課題解決に取り組もうとする支援組織・団体が抱える課題

①　地縁組織の加入率低下により、支え合い活動が困難になっています。

・　私たち住民・市民自身が主人公となり、主体となって進めるまちのエリアは、まず「町内会や小学校区エリア」をイメージしています。このエリアを支える町内会・自治会は、「加入率低下」という大きな課題を抱えています。加入率を高めるため、地域も行政も様々な取組をしていますが、広島市域の町内会加入率は毎年減り続け、平成 28 年度 60.6%だったのが、平成 29 年度は 59.4%となりました。町内会が解散した地域もあります。
・　町内会長さんからは、「近隣で助け合おうという考えがない、自己（利己）主義の人が増えている。」「コミュニティがなかなかつくれない。」「住民意識がない。」「世帯単位が小さくなっている。若い人も高齢者も単身世帯が増加している。」といった声を聞いています。
・　加入率が低下すると、「地域情報が行き届かない。」「地域行事への参加が促せない。」「住民同士の交流・つながりが希薄化する。」「住民ニーズがつかみにくい。」「町内会費が集まらず、活動費が不足する。」「役員の引き受け手がいなくなり、活動者の固定化・高齢化に拍車がかかる。」といった弊害が生じ、支え合い活動を困難にしています。
・　町内会に加入していないと、災害時の支援がしにくくなるという意見があります。

・　「子ども会が解散した」という声をいくつか聞くようになりました。
・　一方で、解散した子ども会に代わって、町内会や老人クラブが子どもたちの支援を行っている地域も増えています。

・　ネット環境の普及等、生活の利便性向上の一方で、人と会話をしなくてもすむような自己完結的な生活ができるようになり、人と人とのかかわりが希薄化するという弊害も起きています。

・　民生委員さんからは、「個人情報の壁があって、なかなか相談に入り込めない。」「他人に相談しない。個人の生活を守る。」傾向があるという意見があります。

②　担い手が不足しています。

・　小地域福祉活動の担い手が、固定化・高齢化しています。
・　「若い人は仕事で忙しいので、時間が取れる人が中心にならざるを得ず、負担が集中する。」といった声があります。
・　民生委員の欠員状態は、平成３０年３月現在、８５名です。民生委員協力員*数は１０３名で、民生委員の確保も課題となっています。

・　ボランティア活動者も高齢化してきています。
・　福祉や介護、保育の職場で働く人材が不足しています。

・　一方で、活動したい若者はたくさんいるけれど、参画したい活動に出会い、継続できるための環境整備（相談窓口、丁寧なコーディネート、交通費等の負担軽減など）が必要との指摘があります。

・　元気な高齢者は、担い手として期待できます。高齢者同士のたすけあいが、老人クラブで展開されています。
・　高齢者いきいき活動ポイント事業により、地域活動、ボランティア活動への高齢者の参加が増えているとの声があります。

・　担い手が悩んだときに安心できるよう、仲間づくりできる場や、相談・支援をしてくれる人や機関が必要です。

③　相互の連携が不足しています。

・　民間の活動主体として、地縁組織、ボランティアグループ、NPO 等市民活動団体、社会福祉法人、民間事業者、企業、農協、生協、協働労働グループ、社協等が挙げられます。

・　それぞれの活動主体が良い活動をしていても、「互いの活動を知らない。」といった状況があります。互いの活動を知り、協力し合うことで、もっと良い成果が生まれる取組があると思われます。

・　今後は、地縁組織と多様な民間の活動主体が一緒になって取り組む地域づくりが期待されます。

・　行政と、多様な民間の活動主体との連携・協働が進んでいません。

・　地域住民と専門職・専門機関へのつなぎがまだ不十分です。

・　専門職・専門機関同士の連携も不足しています。
・　相談機関はたくさん増えていますが、ほとんどが対象別です。互いの相談機関・相談担当者が他の相談機関のことを熟知し、相談者の課題をきちんとアセスメントし、一緒に考えていく姿勢をとらなければ、複合的課題への対処は難しく、課題が解決されないままとなってしまいます。

第２章　私たち住民・市民が目指すまちづくりに向けて

１　私たちが目指す住民主体のまち

第３回計画策定委員会で、「私たちが目指す住民主体のまちとはどんなまちだろうか」というテーマでワークショップを行いました。

私たち住民・市民自身が主人公となり、主体となって進めるまちは、一定の地域エリアを設定して取り組むことが効果的であることから、そのエリアについて意見交換したところ、「町内会や小学校区エリア」という意見が多くありました。

そして、具体的にはどんなまちか・・・・以下のキーワードとなりました。

たすけあいのあるまち
個人が尊重されるまち
居場所・役割があるまち
安心安全なまち
相談が出来るまち
住民自らが考え、話し合い、実践できるまち
多様性を認め合うまち
弱者にやさしいまち・排除されないまち
つながりがあるまち
専門職と協働できるまち
サービスがあるまち

また第１章では、次の地域生活課題を示しました。

① 社会的孤立・つながりの希薄化・共助力の低下
② 生活困窮者問題の顕著化
③ 課題の多様化・複合化による、制度の狭間の問題の顕著化
④ 住み慣れた地域で暮らし続けたい
⑤ 災害に強い、安心・安全なまちにしたい
⑥ 地縁組織への加入率低下により、支え合い活動が困難
⑦ 担い手不足
⑧ 支援団体間、相談機関間の連携不足

そこで、これらのキーワードと地域生活課題から、**私たちが目指す住民主体のまち**を実現するため、次の基本理念と基本目標を定めました。私たちは、この基本理念と基本目標でまちづくりを進めます。

基本理念

すべての人に居場所や役割があり、
多様性を認め合い、支え合いのあるまちをつくろう

基本目標

Ⅰ　住民・市民自らが考え、話し合い、実践できるまち

― 住民・市民の福祉力を高め、住民主体のまちをつくります。―

Ⅱ　住民・市民、民間団体、専門機関・専門職、行政等がつながり、課題解決ができるまち

― 薄れているつながりを取り戻し、相互に連携して、様々な課題を解決していけるまちを目指します。―

２　目指すまちを実現するための方策の提案

第１章の１では、住民・市民からの意見聴取に基づく、「広島の地域福祉推進」への意見・思いを示しました。

第１章の２で、実生活における私たち住民・市民の暮らしにくさや、一番小さな生活圏域である小地域の地縁組織や市民活動団体等の課題等、「何とかしたい！地域生活課題」を示しました。これらの地域生活課題は、住民・市民による地域福祉活動の起点になるものです。

第２章の１では、私たちが目指す「住民主体のまち」の姿を、基本理念と２つの基本目標にして示しました。

ここでは、その**「目標とするまちを実現するために、向こう３か年で、私たちが課題を共有し、連携・協働して取り組みたい方策」**を提案します。

これは、今後それぞれの民間団体が、活動の目的に応じた圏域において、様々な角度からチャレンジしていくことの提案です。

基本目標Ⅰ　住民・市民自らが考え、話し合い、実践できるまち

提案１【多様な活動主体の形成】

人は、「学ぶ・理解する。」→「気づく・共感する。」→「納得して行動する。」という流れをとるようです。

まずは関心を持つことから始まり、「何かやってみよう。」と思う「発心」、行動を決意する「決心」を経て行動を実践し、「持続心」によって定着すると言われています。定着のためには、その行動を支える仲間が必要です。

① 実践者としての主体形成と、行動に結びつく学びの場が必要です。

- 当事者の意見を聴くことや、体験学習、先駆的な実践例などの学びは、共感を得やすく、行動に結びつきやすい内容です。
- 学びの場は、みんなでワイワイガヤガヤ、意見を出し合える雰囲気づくりが大切です。
- 地区社協で進めている「福祉のまちづくりプラン」の策定は、住民意識を高め地域課題を共有する上で有効な取組です。
- 子どもや保護者、若者が、地域に愛着を持ち、主体的に行動できる学びの場づくりが必要です。

② コーディネーターの育成が必要です。

- 活動する住民・市民（担い手）だけでなく、担い手の相談に乗り、担い手同士をつないだり、担い手を的確な活動場所へとつなぐ“コーディネーター”の育成も必要です。
- 社協をはじめとする社会福祉法人、NPO 団体や公益組織などの中間支援組織は、主導的な役割を果たすことが求められます。

- 活動を始めても、様々な理由によりやめていく人もいます。この人たちの思いを受けとめてケアする人や機関が必要です。

③ 様々な人が活動に参加できる環境づくりが必要です。

- 子どもや若者、元気な高齢者、障害のある人々が、活動に参加できる環境をつくりましょう。
- 子どもや若者、元気な高齢者、障害のある人々こそ、期待される新たな担い手です。
- 子どもを中心にした、子どもが参加する取組には、大人も多く参加し、地域の担い手づくりにつながります。
- 「２０２５年問題」も、子どもと共に考える取組を進めましょう。
- 老人クラブ活動や広島市シニア大学で、役割を持ってもらうことや、高齢者いきいき活動ポイント事業を活用することは、高齢者の担い手を増やす上で有効な方法です。

④ 当事者主体の活動とまちづくりへの参画が求められます。

- ここでの「当事者」とは、「生きづらさを抱えている人」「ニーズを持った人」ととらえており、誰

もが当事者になるうるものです。

- 当事者は、地域で様々な問題を抱えて、ともすれば孤立しがちな状況に置かれています。当事者同士が出会い、仲間をつくり、声を発することから、様々な支援の仕組みがつくられてきた歴史があります。
- 当事者はサービスの利用者であるだけでなく、地域づくりの一員、担い手として、まちづくりや地域福祉活動へ参画できる条件整備が必要です。
- 障害者差別解消法も施行されており、障害のある人々が施設を出て地域で暮らす実践や、ピアカウンセリング*などを広げることにより、地域生活支援の施策が推進されます。
- 認知症の人や若年性認知症の人の本人活動が活発になり、「新オレンジプラン」*へ反映されています。施策に反映されたことを、住民の理解と支援を得て地域で具現化する取組が求められています。
- 様々なセルフヘルプグループの取組により、制度外の問題等について先駆的、開拓的に課題解決が図られています。

提案２【活動の立上げと継続のための環境（基盤）づくり】

① 活動拠点の確保が必要です。

- 活動するためには活動拠点を確保し、継続利用できることが必要です。今後もっと多くの公や民間の空き施設が、大きな負担なく利用できるようになることが求められます。
- 活動拠点があると人が集まり、様々な意見を聴くことができます。それが次の活動の基になります。
- 活動拠点に活動備品の整備や保管が可能になると、活動しやすくなるとともに、グループや個人の負担軽減になります。

② 活動費の確保が必要です。

- 住民活動の運営力を強化する公的支援として、各種助成事業があります。活動の立上げ及び継続のために、現在ある様々な助成事業を活用することが重要です。

＜活用できる助成事業や財源＞

- ひと・まち広島未来づくりファンド「Hm2（ふむふむ）」（広島市文化財団ひと・まちネットワーク部管理課事業係）
- 区の魅力と活力向上推進事業（各区役所地域起こし推進課）
- “まるごと元気”地域コミュニティ活性化補助事業（各区役所地域起こし推進課）
- コミュニティ未来創造基金ひろしま（ひろしまNPOセンター）
- 共同募金（広島市共同募金委員会）
- 多様な財団による助成事業（広島市ボランティア情報センター）

- 公的支援や助成事業だけではなく、自主財源の確保も必要で、このことが活動への理解と賛同を求めていくことにつながります。そのためにはマネジメント力も必要になってきます。

③ 活動を維持・継続するため少し先のことを見る計画性も必要です。

- 先を見ていくことで、活動する仲間同士による課題の共有や、改善策の検討・計画的実施が可能です。
- 取り組む課題によって、圏域を変える柔軟性が必要です。
- 個人情報の保護と情報共有のためのルールづくりも必要です。

④ 行政の支援と協働体制が必要です

- それぞれの活動主体の自主的努力を前提に、行政には活動拠点の確保や必要な活動助成、人的資源の調整など、住民の主体性を尊重し、平等・対等な立場での支援と協働体制づくりが必要です。
- また、協働の取組の成果を、必要に応じて施策・サービスに反映させていくことを期待します。

⑤ 住民・市民が安心して活動するため、ボランティア活動保険や市民活動保険の柔軟な運用が必要です。

⑥　町内会・自治会等、地縁組織活動とその活性化が必要です。
- 地域において「町内会・自治会活動活性化検討委員会」を設置し、町内会・自治会自らの活動点検や、町内会加入率低下の要因分析、好事例の収集を行い、実践するのも方策の一つです。
- 地道な地域活動を進めることが、町内会等地縁組織への関心と参加を高め、加入促進につながります。

基本目標Ⅱ　住民・市民、民間団体、専門機関・専門職、行政等がつながり、課題解決ができるまち

提案３【相談し合える地域づくり―多様な活動主体の情報共有とプラットフォーム】

様々な地域生活課題の解決に、取り組もうとする住民・市民自身や活動主体が孤立せず、抱え込まず、連携・協働し合うことが大事です。

①　なるべく小さなエリアで、顔を合わせ、相談しあえる場づくりが必要です。
- 年齢や障害の有無に関わらず、地域住民が気軽に参加できる場（いきいきサロンや様々な行き場所・居場所、ボーッとできる場など）を地域にたくさんつくり、言葉を交わし、顔なじみをつくる場、困り事や心配事を相談できる場にしていくことが必要です。
- 制度サービスの利用が進んでも、同じ地域に住む住民同士の縁は切らないようにしたいものです。とかく、デイサービスを利用し出すと、地域のサロンに来なくなっても仕方ないと考えがちですが、高齢者の介護予防に必要な“社会性”は、地域でこそ培われるものです。

②　住民・市民の声を共有し、情報発信を行うことが必要です。
- 人が集まれば、様々な意見や情報が集まります。この情報を共有し、知恵を出し合い、必要なことを発信し、多くの人に知ってもらいましょう。課題解決への近道にもなります。
- 情報機器を活用し、ホームページを立ち上げるなど、地域福祉活動場面でのSNSの活用も考えられます。

③　地縁組織とNPO団体等市民活動団体との連携が必要です。
- 地縁組織・活動の継続と新たな課題への対応を図る方策の一つとして、新たな住民・市民の参加・参画を求め(受け入れ)、共に活動していくことが求められます。
- 地縁組織だけで奮闘するのではなく、課題解決型といわれる機能組織（ボランティアグループ、NPO等市民活動団体、社会福祉法人、企業等）との連携も必要です。

④　民間の活動主体同士がつながりましょう。
- 互いの活動を知り、協力し合うことで、課題解決が図られます。
- 活動主体のプラットフォームづくりを、市域、区域、日常生活圏域等で進めていく上で、社協やNPOセンター、協同労働推進団体等、中間支援組織のリーダーシップに期待します。

⑤　多様性を理解し合い、認め合い、当事者が参加しやすい居場所を、地域の中にたくさんつくっていきましょう。
- 社会的孤立の課題を、小地域でとらえ直してみる必要があります。
- 当事者を中心にすえて考えることで、気づき、気づいた課題をどう解決していこうかと、様々な住民・市民が協働し、実践していくことができます。

提案４【身近で包括的な相談支援体制づくり―課題解決のためにつながる住民・市民と専門職】

困りごとや課題をキャッチし、適切な機関（解決のために引き受けてくれる人・機関）につなぐ仕組みづくりが必要です。そのためには、「社会資源を知っている人・つなぐ人を地域の中にたくさん増やすこと」「専門機関のアウトリーチ」「包括的な相談支援体制」、「社会資源開発」が不可欠です。

ここでいう「課題」は、住民・市民が抱える個別の生活課題だけでなく、地域の課題としてとらえていく必要のある地域生活課題も含みます。

① 身近な地域で問題を発見し、つなぎ、問題解決への道筋をつけるキーパーソンが必要です。

「社会資源を知っている人・つなぐ人を地域の中にたくさん増やす。」ため、「発見とつなぎができる人」を、身近な地域、区域、市域のそれぞれの圏域で位置づけ、意識化し、育成していきましょう。

［期待される住民・市民の例］

- 民生委員・児童委員　　主任児童委員
- 福祉委員　　地域福祉推進委員　　地区ボランティアバンクコーディネーター
- 見守り活動やサロン、地区社協活動拠点等の世話人
- 様々な地縁組織のリーダー（地区社協役員、町内会・自治会、PTA、子ども会等）
- 様々な市民団体のリーダー
- ボランティア活動者
- ボランティアコーディネーター
- 当事者団体メンバー

［期待される専門職・専門機関の例］

- 区役所市民部・厚生部、地域包括支援センター、子育て支援センター、児童発達支援センター、障害者相談支援事業所等の相談機関
- 社会福祉施設・事業所
- 保育園、幼稚園、学校
- 病院、診療所
- 弁護士会、法テラス等、司法分野の相談機関
- 市・区社協

② 専門職は住民・市民が集まる場へ積極的に出かけ、相談を受ける取組が求められます。（アウトリーチ）

- 相談ごとを抱える住民・市民の早期発見や、つなぎをしてくれる住民・市民との円滑なバトンタッチになります。
- 様々な相談事への支援の積み重ねや事例検討等を通じて、課題解決のための住民・市民と専門職・専門機関、専門機関相互の役割分担や連携・協働について協議する場を持ちましょう。

③ 包括的な相談支援体制、ワンストップの相談支援体制をつくりましょう。

- 専門職・専門機関は、平素から他の相談機関の把握に努め、適切・効果的な「つなぎ」を行うことが期待されています。
- すべての相談機関の相談員が「ことわらない、あきらめない、なげださない。」覚悟を持ち、異なる機関の相談員同士が助け合う意識を持ち続ければ、ワンストップ機能が果たせます。
- 刑余者の再犯防止対策の観点から、司法と福祉分野のネットワークづくりが、弁護士会や地方検察庁、保護観察所によって進められ、事例検討や社会資源の課題等を協議する場が開かれ始めました。
- 福祉関係者向けの「支援者相談ダイヤル」が、法テラス広島法律事務所によって設置されています。その逆方向、つまり司法関係者向けの「福祉ワンストップ相談機関」があると、司法による支援を受けている人に福祉的な支援を加えることが円滑に進みます。

④ 制度の狭間にある問題への地域での資源づくりが必要です

- 既存の制度サービスを活用するとともに、制度の狭間の問題に対しては、制度・サービスの運用拡大、さらにはサービスの創設・新たな社会資源づくりが必要です。特に社会福祉法人や企業による地域貢献・社会貢献も期待されています。

第３章　　広島市社会福祉協議会の活動・組織　発展強化計画
～広島市社会福祉協議会が行う事業・取組～

第１章で、住民・市民から意見聴取した意見や思いと、私たちが「何とかしたい」と思う地域生活課題を明らかにし、第２章で、私たち住民・市民が目指す住民主体のまちの目標と、その目標を実現するための方策を提案しました。

第３章では、これらの意見や提案を受けて、市社協としての立ち位置（スタンス）、役割を再確認した上で、向こう３か年の活動・組織発展強化計画をつくりました。

１　市社協の立ち位置（スタンス）、役割

⑴　社協職員アンケートの実施

住民・市民による地域福祉の推進が必要とされる中、私たち社協職員自身は、今何を思い、日々の仕事をしているのかを把握するため、職員アンケートを実施しました。

◎　実施時期　平成２９年１２月

◎　実施方法　市社協・区社協の全職員へ所属長を通じてアンケート用紙を配付し、１２月２２日までに回収。

◎　聴き取り内容　①社協は市民からどんなことを期待されていると思うか
②職員共通スローガンの案
③理想とする社協職員像　「ありたい姿」

その結果、こんな姿が浮かび上がりました。

○　市民から期待されていると思うこと

①　福祉に関することの総合相談窓口であること
困ったことがあれば、まず相談できる社協、話を聴いてもらえる社協・・・など

②　つないで課題解決
主役ではなく縁の下の力持ち
打てば響くような、人と人、人と組織、地域と行政・・・をつなぐかけはし
地域の声を聴き、相談者の思いを受け止め、解決に向けてアクション、コーディネートをしてくれる・・・など

③　地域づくり
誰もが暮らしやすい、居場所のある（孤立しない）地域づくりに貢献すること
地域の福祉力を上げること
行政では対応できないことへの柔軟な支援、地域の人たちの活動への支援・・・など

○　理想とする社協職員像
住民・市民とともに
誰もが暮らしやすい、居場所のある（孤立しない）地域づくりを目指して
住民・市民に寄り添い信頼され、課題解決できる職員

この結果は、第２章の１に記載した「私たちが目指す住民主体のまち」と一致することになりました。
すなわち、①　「自ら考え、話し合い、実践する住民・市民」とともに
②　専門職としての力量を高め課題解決を図り
③　「すべての人に居場所や役割があり、多様性を認め合い、支え合いのあるまちづくり」に貢献するということです。
これが、向こう３か年の、活動・組織発展強化計画を推進する上での社協職員のスタンスです。
このことを組織の目標として位置づけていきます。

⑵ **社協職員共通スローガン**

1　自ら考え、話し合い、実践する住民・市民とともに、地域づくりを進めます。
2　住民・市民の困りごとを受け止め、専門職としての力量を高め、他機関・団体とともに、課題解決を図ります。
3　すべての人に居場所や役割があり、多様性を認め合い、支え合いのあるまちづくりに貢献します。

2　活動・組織発展強化計画の基本的な考え方

⑴ **基本理念**

すべての人に居場所や役割があり、多様性を認め合い、支え合いのあるまちをつくろう。

⑵ **基本目標**

Ⅰ　住民・市民自らが考え、話し合い、実践できるまち
― 住民・市民の福祉力を高め、住民主体のまちをつくります。―
Ⅱ　住民・市民、民間団体、専門機関・専門職、行政等がつながり、課題解決できるまち
― 薄れているつながりを取り戻し、相互に連携して、様々な課題を解決していけるまちを目指します。―

⑶ **事業を推進する方針**

第２章に掲げている基本理念・基本目標及びそれを実現するための方策の提案を踏まえつつ、さらには第７次計画との継続性も考慮し、市社協が取り組む向こう３か年の事業推進方針は、次の４つとしました。

第８次計画では、「多様な民間団体や行政と協働して、どう地域福祉を推進していくか。」というテーマに沿い、「多様な市民活動を応援します。」という方針を明確に位置づけました。

① 福祉のまちづくりを進める活動を推進します。
② 多様な市民活動を応援します。
③ 一人ひとりの暮らしを受け止め、つなぎ、ささえます。
④ 組織・財政の充実強化を図ります。

⑷ **「目指すまちを実現するための方策の提案」との関連**

市社協の活動・組織発展強化計画（平成 30 年度～32 年度）の内容は、24 ページ～34 ページに掲げているとおりです**（※は重点事業であることを示します。）**。ここでは、「目指すまちを実現するための方策の提案」との関連を、次のとおり示します。

基本目標	目指すまちを実現するための方策の提案	市社協で取り組むこと 「推進方針に基づく活動・組織発展強化計画」
Ⅰ　住民・市民自らが考え、話し合い、実践できるまち	1　多様な活動主体の形成	【地域福祉推進課（仮称）】 ●地域福祉活動の担い手の育成・拡大 ●地縁組織や地域団体の活動への理解と関心を高める。 ●福祉のまちづくりプラン策定支援事業の推進 ●子どもの育ちの支援 ●子どもとともに「２０２５年問題」を考える取組の推進 ●当事者の社会参画の促進 ●シニア応援の拡充

基本目標	目指すまちを実現するための方策の提案	市社協で取り組むこと 「推進方針に基づく活動・組織発展強化計画」
Ⅰ　住民・市民自らが考え、話し合い、実践できるまち	1　多様な活動主体の形成	【ボランティア情報センター】 ●福祉教育の推進 ●当事者理解の促進とゲストティーチャー（講師）の養成 ●ボランティア活動の推進 ●災害ボランティア活動への参加意識の醸成と体制整備 【生活支援課（仮称）】 ●地域における権利擁護の担い手の養成、活動支援 【総務課】 ●期待される役割を担える社協職員の育成
	2　活動の立上げと継続のための環境（基盤）づくり	【地域福祉推進課（仮称）】 ●新・福祉のまちづくり総合推進事業の拡充 ●地区社協活動拠点づくりの推進 【ボランティア情報センター】【地域福祉推進課（仮称）】 ●ボランティアグループの新規結成や、先駆的・開発的取組の把握と活動支援（助成） ●福祉情報の発信 【総務課】 ●総合福祉センターの利用促進 ●市社協組織の強化 ●職員の採用と育成 ●市社協の自主財源確保による自主事業の推進 ●共同募金活動の推進
Ⅱ　住民・市民、民間団体、専門機関・専門職、行政等がつながり、課題解決ができるまち	3　相談し合える地域づくり	【地域福祉推進課（仮称）】 ●多様なつなぎ、プラットフォーム、ネットワークづくりの推進 ●新・福祉のまちづくり総合推進事業の拡充 ●福祉のまちづくりプラン策定支援事業の推進 ●地域包括ケアシステムへの参画による、地域住民が主体となった地域づくりの推進 ●生活支援体制整備事業による、市域・区域協議体の設置 ●子どもの育ちの支援 ●社会福祉法人と連帯した地域貢献の推進 ●居場所と役割があり、自己有用感を感じられる地域づくりの推進 【ボランティア情報センター】 ●企業による社会貢献の推進支援 【生活支援課（仮称）】 ●多様なつなぎ、プラットフォーム、ネットワークづくりの推進 ●課題解決のための社会資源の拡充
	4　身近で包括的な相談支援体制づくり	【生活支援課（仮称）】 ●広島市くらしサポートセンターの全区展開 ●生活支援課（仮称）の設置による、かけはし、こうけん、くらサポの一体的実施 ●かけはしの生活支援員、こうけんの後見支援員、市民後見人を通じた、住み慣れた地域で暮らし続けるための支援拡充 ●生活困窮者支援を通じた地域づくり、個別支援と地域づくり ●司法関係者との連携による福祉的支援の強化

3　推進方針に基づく活動・組織発展強化計画

福祉のまちづくりを進める活動を推進します。

◎　小地域福祉活動の活性化

⑴　新・福祉のまちづくり総合推進事業の拡充

（近隣ミニネットワークづくり推進事業、ふれあい・いきいきサロン設置推進事業、地区ボランティアバンク活動推進事業）

- 住民（地区・学区社協や自治会・町内会など）が取り組む福祉のまちづくりを、区社協とともに継続して支援します。
- 行政施策の活用や関係団体・組織の地域活動との連携を視野に入れた、「福祉のまちづくりのあり方」の検討を行います。

（高齢者地域支え合い事業、避難行動要支援者避難支援制度、市民生委員児童委員協議会活動、市老人クラブ連合会活動、生協ひろしまの福祉活動など。）

⑵　地区社協活動拠点づくりの推進

- 自分たちの住むまちに住民が集まれる場所であり、まちの情報が集まり、それを発信する仕組みがある活動拠点づくりを推進します。
- 拠点は、地区社協の事務局機能を有し、住民の声を集める場でもあります。把握した課題や相談ごとを、解決に向けて情報共有・情報発信したり専門機関につなぐ重要な役割があります。
- 各種助成事業を活用し、新規拠点設置と既存拠点活動の継続を支援します。３か年で６地区の新規開設を目指します。
- 拠点開設方法の検討や開設事例、活用事例、地域住民へのアプローチ方法の紹介などを行い、区社協とともに、活動拠点づくりを推進します。

【地区社協活動拠点設置社協数目標】

平成２９年度末時点	→	平成３０年度	→	平成３１年度	→	平成３２年度
１１０地区		１１２地区		１１４地区		１１６地区

※地区社協数は全市で１３８地区です。

【活動事例紹介】

（新・福祉のまちづくり総合推進事業：ボランティアバンク活動）

（新・福祉のまちづくり総合推進事業：ふれあい・いきいきサロン活動）

（店舗と連携した拠点）

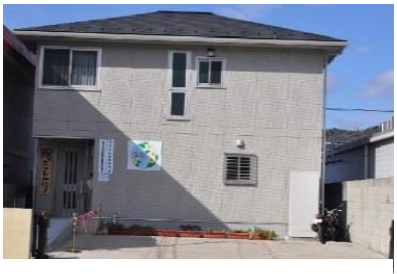

（空き家を活用した拠点）

⑶ 福祉のまちづくりプラン策定支援事業の推進（※）

- わがまちの課題を発見し、その解決策を住民自らが話し合い、“自分たちの住むまちをどんなまちにしたいのか”、将来のまちのあり方、姿を考える「福祉のまちづくりプランの策定」は、住民主体で福祉のまちづくりを計画的に進めていく上で不可欠です。
- 全地区策定を目標に、市社協・区社協が連携して未策定地区社協への働きかけ、策定支援を行います。

（福祉のまちづくりプラン書）

【福祉のまちづくりプラン策定支援事業】

福祉のまちづくりプランの策定は、住民が自分たちのまちのことを考え、地域の活動に参画するきっかけづくりになります。

「人から言われたからではなく、自分たちで考えた活動計画なので愛着がある。」と言われた方もおられました。まさにまちづくりの第一歩です。では、どうやって作ればよいのでしょう。

まちづくりプランの策定は、先ず自分たちの住んでいるまちに、どのような問題があるのか、住民がどのようなことを望んでいるのかを発見、把握することから始まります。策定方法や手順には共通した取り組み方があり、多く見られるのは「福祉のまちづくりプラン策定委員会」を設置し進めていく方法です。

（会議の様子）

策定委員会では、前述したように地域の問題や住民のニーズ把握から始めます。「世代を越えた住民の声を知りたい。」と住民アンケートを全戸に実施する地区や、住民だけでなく、圏域の地域包括支援センターや介護支援専門員（ケアマネージャー）などの専門職アンケートを実施する地区もあります。重要なことは把握したことをできるだけ多くの住民に伝え、問題意識を共有することです。先行地区では住民報告会を開催したり、ワークショップで問題の整理を行ったところもあります。

それら集まった意見を策定委員会で検討し、計画期間中に実施することを決めていきます。実施することが決まれば、それをいつから、誰が、どんな風に、いつまでに実施していくのかを決めていきます。

策定委員会のメンバーは、地域の各団体の長が集まるところが多いですが、地元の商店街や施設の方、公民館長、地域包括支援センターなどもメンバーになっている地区もあります。小学生にも意見を求めるという方法もあるようです。

総合的、計画的に「住民同士の顔が見え、支え合える地域になったら。」「住民が集える行き場所・居場所がたくさんある地域にしたい。」を表現し、それを目に見える形で住民に示すことで、同じ方向を向いて福祉のまちづくりを展開していくことができるので、様々な立場の意見は重要です。子どもたちからは「まち点検」を通して、段差や傾斜があるため「車いすやベビーカーの通行が困難」など、自分たちのまちをやさしいまちにするための意見を聴くなどし、幅広い世代による福祉のまちづくりプラン策定が行われています。

（計画により実現したこと）

「自分たちのまちをどんなまちにしたいのか。」これぞ住民主体の福祉のまちづくりです。

市社協は、財政面や策定方法の助言等を通じ、これらの活動を区社協と共に支援することで、世代を越えて自分たちのまちを改めて認識してもらい、希薄化が進んでいると言われる住民同士のつながりの回復や、住民の地域に対する帰属意識の高まり、地域福祉活動への参加促進につながるものと考えています。作成についてのお問合せや相談は、各区社協まで。

【第一次プラン策定地区社協数目標】

平成２９年度		平成３０年度		平成３１年度		平成３２年度
１１１地区	→	１２０地区	→	１２９地区	→	１３８地区

⑷ 地域福祉活動の担い手の育成・拡大（担い手づくり）

（担い手養成講座の様子）

- 自分たちの住むまちを、自分たちの活動で住み続けたいまちにする地域福祉活動に携わる人を育成します。
- 地域福祉推進委員の複数設置や福祉委員の設置を推奨します。
- 市・区社協ボランティアセンター、地区ボランティアバンクにおいても、広く地域福祉活動参加者を増やしていきます。
- 生活支援サポーターを養成します。
- 障害者（児）社会参加支援ガイドヘルパーを育成します。
- シニア大学グループの地域活動参加の場づくり・区のグループづくりを実施します。（現状２つのグループが活動を始めています。）
- 生活支援員、後見支援員、市民後見人の養成、育成を実施します。
- 様々な人の居場所づくりに取り組む市民を支援します。

⑸ 地域包括ケアシステムへの参画による、地域住民が主体となった地域づくりの推進

市社協では、前述した小地域福祉活動活性化の取組に加え、「介護予防・日常生活支援総合事業」や「生活支援体制整備事業」を活用し、社協が使命としてこれまでも推進してきた地域福祉活動をさらに推進します。

（介護予防・日常生活支援総合事業・介護予防拠点）

平成２８年度のモデル事業から始まった上記事業に、多くの地区社協を始め多様な地域団体が取り組み、制度上の課題を明らかにし改善を加えるとともに、支え合いのある地域づくりを進めていこうとする意識醸成を図ることができました。

平成３０年度からはさらに、各区に「区域協議体」を設置し、自分たちが考える「自分たちのまちを住み続けたいまちにするために必要なもの、必要なこと」を考え実行します。

- 住民同士や住民と専門職など、様々な支え合い活動がある福祉のまちづくりを進めます。
- 様々な場づくり（相談できる場や集える場、ボーっとできる場）を進めます。
- 生活支援体制整備事業、介護予防・日常生活支援総合事業を活用した地域づくりを進めます。
- 市・区生活支援コーディネーターの活動を強化し、区域協議体の企画や運営、サロンや住民主体型生活支援サービスの活動団体支援、高齢者地域支え合い事業準備・運営委員会への参画などを進めます。
- 子どもと一緒に２０２５年問題を考える取組を推進します。

【地域包括ケアシステム構築における市社協・区社協の役割】

高齢者一人一人がいきいきと暮らし、住み慣れた地域で最後まで自分らしい暮らしを続けるまちを実現するため、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供する仕組み（地域包括ケアシステム）の構築が求められています。

介護保険法改正に伴うこの動きは、市社協がこれまで進めてきた「新・福祉のまちづくり総合推進事業」をはじめとする、様々な小地域福祉活動の推進において避けては通れない政策の動きであったことから、「活用する」というスタンスで地域包括ケアシステムの構築に生活支援の分野で参画することにしました。これにより広島市からの委託を受け市社協及び各区社協に生活支援コーディネーターを配置し、生活支援体制整備を推進しています。

地域ごとに抱えている課題は異なり、必要な社会資源も様々です。自分たちの地域にどのような社会資源があれば、その地域で安心して暮らせるのか。誰がそれに対応することができるのか等、地域の現状について把握し、リスト化、マップ化を進め目に見える形にしていきます。

その地域にはない社会資源が隣接する地域にはある場合がありますので、そういった地域の課題を横断的に把握し、それらに対応する社会資源の開発や調整を行いますが、その中心となるのが「協議体」になります。

平成３０年度からは、区社協が「区域協議体」を設置します。まずより小さな「地区社協」単位で設置されている役員会やまちづくりプラン策定委員会等、現在ある場を活用し、「こんなものがあったらいいな」という思いや意見を共有し、どのように実現することができるか協議する場を設けます。その場には住民だけでなく、区社協や地域包括支援センター等専門職の参画を得ることにより、より幅広い対応を可能とします。

協議体の事務局機能は、市社協及び区社協の生活支援コーディネーターが担います。

協議体メンバーは、各区健康長寿課と生活支援コーディネーター、地域包括支援センターで協議しながら決めていき、必要に応じてその時々でメンバーを変えることも考えられます。地域住民の参加も求められます。

地域の生の声を聴き、必要に応じた社会資源の開発を、地域の方々や他機関、他職種の方々との協働の中で図れたらと考えています。皆様方の声をぜひ生活支援コーディネーターにお聞かせください。

【地区社協が行う地域住民が主体となった地域づくりのイメージ】

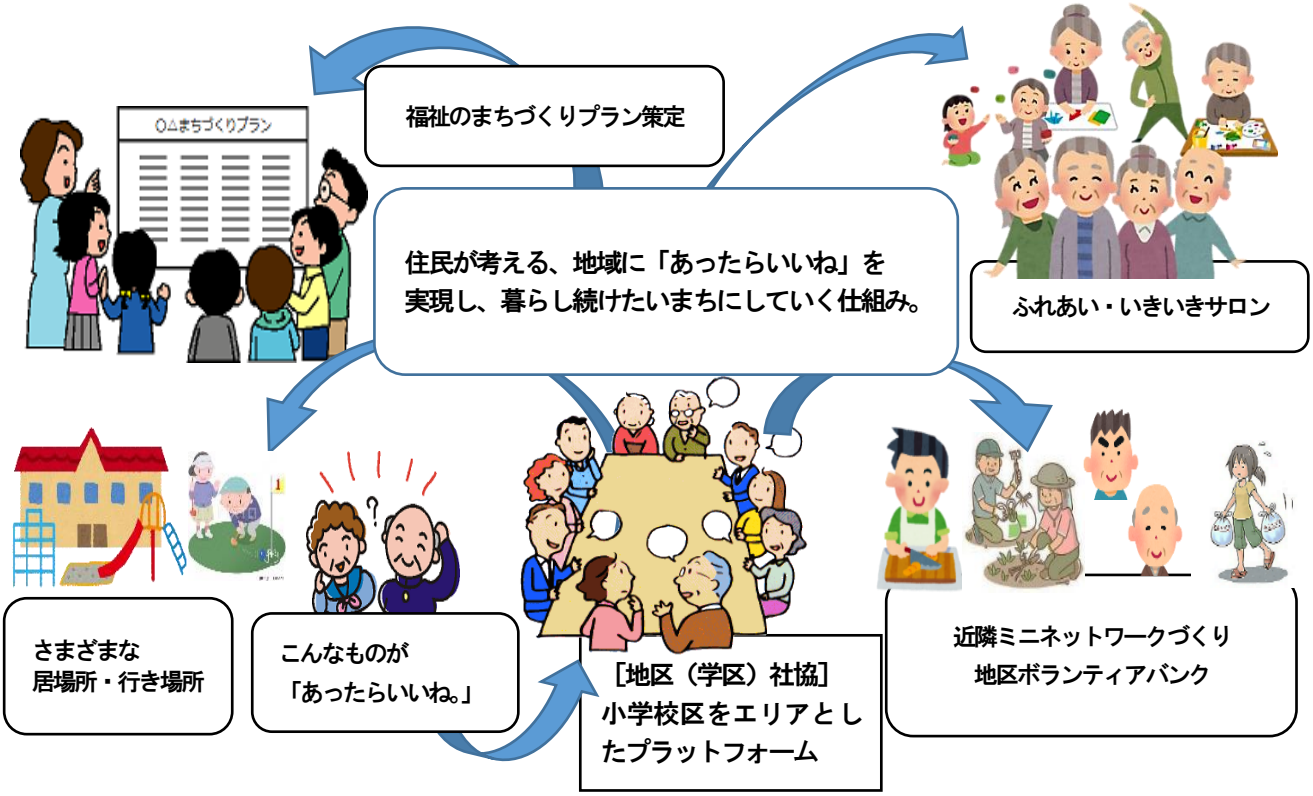

⑹ 共同募金（赤い羽根募金）活動の推進

地域の皆様方から頂いた募金は、新･福祉のまちづくり総合推進事業への助成など地区社協活動の応援をはじめ、社会福祉活動団体への助成等に活用されています。

また、各都道府県の共同募金会では災害に備えて赤い羽根共同募金の一部を積み立て、災害発生時に被災地の災害ボランティアセンターの運営等に助成を行う「災害準備金」制度を設けています。平成２６年の「８・２０広島豪雨災害」においても災害ボランティアセンターの運営に活用されました。

（災害ボランティアセンターの運営）

- 市社協では、地区社協活動をはじめとする地域福祉活動を実施する方々へ、この募金は自分たちの地域の福祉のまちづくりや、地域の活性化を図る財源とすることができるという共同募金の意義や必要性を説明し、広く募金を呼びかけるとともに、助成申請のお手伝いを通して地区社協活動を支援します。
- 広島県共同募金会では、平成２１年度から通常の募金活動に加え、その地域で必要な資金を活動の趣旨や方針に賛同する人から募金していただく「地域テーマ募金」の仕組みを実施しています。この「地域テーマ募金」は福祉のまちづくりや地域の活性化に活用することができ、地区社協等の地域団体も募金活動を行う対象であるため、市社協、区社協から地区社協に対し、これらの情報を提供し、必要に応じて応募の支援をしています。

◎ 子どもの育ちの支援

『子どもの育ちの支援について検討する問題別委員会　報告書』（平成２９年１月）に基づく取組を推進します。

（市民向け実践発表会の様子）

- 居場所づくり連絡会等の場を利用し、こども食堂や学習支援等の子どもの居場所づくりと普及、継続、ネットワークづくりを進めます。
- 子どもの育ちの支援に取り組む様々な住民・市民と連帯した子育てサロンの設置、開設の支援など、区社協・地区社協と連携して、福祉のまちづくりを進めます。
- 地域で包括的に子育て家庭を支える仕組みづくりとして、行政、相談機関、医療機関、助産院、学校、保育園、民生委員・児童委員、社会福祉法人施設、企業、ＮＰＯ団体、ボランティアグループ等との協力・連帯を図ります。
- 地域に、相談先やつなぎ先等を「知っている人」を増やす取組を進めます。

地域団体等の役員研修に出向いて「相談先やつなぎ先」についての情報提供を行い、専門機関等へつなげられる程度の情報・制度を共有できる研修を企画し、公園で子どもを遊ばせているときにつぶやけば「ここに行って（言って）みたらいいよ」と返ってくるような、それだけ身近で相談できる人を増やします。

地区社協単位等で国や自治体の最新情報や地域の情報を伝え合える会の開催、メーリングリストの活用について支援していきます。

- 子どもも親も地域に愛着が持て、また子育てについてやりがいと喜びを感じることができる仕組みづくり（福祉教育）を推進します。
- 子育て支援を受けた利用者が、その子どもが成長した後に担い手として活躍できる仕組みづくりを推進します。

◎ 福祉教育の推進（※）

「住民主体のまち」をつくるためには、住民の地域や福祉への理解と共感による行動が必要です。そのためには体験学習を中心とした福祉教育の推進が大切です。地域団体、福祉施設、当事者団体等の協力を得て、地域の中に体験の場を増やしていきます。

- 福祉教育への理解と関心を促すために、パンフレットを作成し、学校関係のほか、地域団体へのＰＲに活用します。また、各種会議等を活用して福祉教育に関する事業説明を行います。

（福祉教育の様子・
車イスの使用方法）

・　体験！発見!!ほっとけん!!!やさしさ発見プログラムの実施団体数の拡大のために、児童・生徒を対象とした取組に加え、県、市、ＮＰＯ等、それぞれの団体で実施している福祉教育と連動させながら、大人を対象とした福祉教育に積極的に取り組んでいきます。

また、企業のＣＳＲ*（企業が社会に与える影響に責任を持つこと）活動と連携した福祉体験学習プログラムを推進する福祉のまちづくりを推進します。

年間１６０件（平成２８年度実績）以上の実施を目指します。

・　福祉教育を地域に根付かせる取組を推進するために、ボランティアコーディネーター養成講座や学習サポーター養成講座等の既存の講座に福祉教育の視点や要素を取り入れ、福祉教育に関する相談に乗りアドバイスのできる人材を地域の中に増やしていきます。

実践事例のある施設と共に、学習プログラムのひな形を開発し、各施設の実情に応じた内容で実施します。

（手話・要約筆記による通訳）

・　市社協では障害のある人の活動支援やグループづくり、ネットワークづくりの支援、ガイドヘルパーの外出支援による社会参加の促進など、障害者が安心して地域で生活できるように当事者と地域の相互理解、関係構築を目指す活動をとおして、障害者理解の促進を図ってきました。

このたびの「障害者差別解消法」の施行に伴い、障害を理由とする不当な差別を禁止し、障害者が壁を感じずに生活できるよう「合理的配慮」を提供することが国や自治体に義務付けられ、民間事業者には努力義務とされたことからも、市社協のこれまでの活動を継続、推進していきます。

・　市社協においては、研修を実施する際に、要約筆記者や手話通訳者を配置する等、障害があっても受講しやすいような配慮をしていきます。そのことは、障害者の社会参加だけでなく、障害者理解にもつながると考えます。

・　認知症になっても安心して暮らせる「福祉のまちづくり」を進めるため、各区の認知症地域支援推進員*とも連携しながら、（市・区社協として）認知症への正しい理解の促進を図るとともに、認知症の人とその家族にやさしい地域づくりを進めます。

・　地縁組織や地域団体の活動に関する市民、特に若い人たちの理解と関心を高めるために、ヤングボランティアスクール開催時などに地縁組織や地域団体の活動紹介や活動に関わる方法など、それら団体との交流を図ります。

◎　社会福祉法人と連帯した地域貢献の推進（※）

『広島市域の社会福祉法人が連帯して取り組む新たな地域貢献事業　提案書』（平成２９年３月）に基づく連帯した取組の推進を図ります。

・　社会福祉法人が連帯して取り組む地域貢献推進委員会を設置し、進捗確認及び内容改善を進めます。
・　社会福祉法人に地域貢献推進担当者を配置し、分野を越えた横断的な区域ネットワークづくりを進めます。
・　生活困窮者生活再建サポート事業の賛同社会福祉法人を増やします。
・　社会福祉法人による地域貢献の取組の広報を積極的に行います。

多様な市民活動を応援します。

◎　多様なつなぎ、プラットフォーム、ネットワークづくりの推進

・　地縁組織とNPO団体等市民活動団体とのつなぎ、市民活動実践者同士のつなぎ、実践団体と活動希望者とのつなぎ、支援ができる人と支援が必要な人とのつなぎなど、様々な「つなぎ」の方法としてプラットフォームづくりを実施します。

◎　ボランティア活動の推進

市域における、福祉意識の高揚と福祉活動への参加を促す仕組みを構築するとともに、福祉活動の担い手となるボランティアの育成や、その活動をコーディネートするボランティアコーディネーターの育成、また支援をあわせて行うことで、様々な制度の狭間における課題の軽減や、地域社会の福祉の向上を推進します。

・　目的別や活動別ボランティアグループの情報交換の場の設定や、住民参加型在宅福祉サービス団体のネットワーク組織との学習会の開催等を行います。

市域のボランティア推進機関（市民交流プラザ、広島平和文化センター、ひろしまＮＰＯセンター）それぞれが把握しているボランティアニーズを共有し、相談時等に活用します。

・　これまでボランティア活動に参画の少ない学生や勤労者への働きかけを強化し、幅広い年齢層の福祉活動への参画を広げます。

学生については、大学のボランティア窓口と市区社協の職員の情報共有の場を設定し、学生のボランティア活動に対する支援について検討します。

勤労者については、企業の地域担当者の情報交換の場の提供や、企業向けボランティアガイドブックを活用してＰＲするとともに、活動内容の情報を収集して本会の広報媒体で情報発信するなどにより、社会貢献活動の活性化を促進します。

・　ボランティアコーディネーター養成講座を開催し、大学のボランティア窓口や企業の地域担当者、教員、施設職員等に対し、コーディネート技術だけでなく、制度では対応できないボランティア活動ならではのゆるやかな対応事例などの紹介も行い、それぞれの活動の幅の拡大を図ります。

◎　災害ボランティア活動への参加意識の醸成と体制整備（※）

「８・２０広島豪雨災害」の経験を踏まえ、災害時に円滑にボランティア活動が行えるよう環境整備を図り、被災者支援を行います。

そのため、各種団体とのネットワークづくりや、災害ボランティア活動への参加意識の醸成を図ります。

また、広域激甚災害における被災地支援のため、職員派遣体制の整備を図ります。

・　市災害ボランティア活動連絡調整会議に参加し、災害時にボランティア活動を行う団体と日頃から顔の見える関係づくりを行います。

・　災害ボランティアハンドブックや、災害ボランティア活動の紹介パネルを活用し、災害時のボランティア活動について啓発を行います。

・　災害時に被災地支援や避難者支援が円滑に行えるように、災害ボランティアを育成します。

・　発災時には、被災地の災害ボランティアに関する情報を収集して発信します。

・　市内が被災した場合には、災害ボランティア活動連絡調整会議の構成団体とともに、市災害ボランティア本部を設置して、区災害ボランティアセンターの支援を行います。

・　防災活動に取り組む自主防災会や消防団、防災士、障害者団体等の活動に協力し、市民の防災意識の醸成にも努めます。

◎　福祉情報の発信

・　広報紙を年４回発行し、市民に福祉情報を提供します。

また、紙媒体の情報だけでなく、ホームページを活用し、ボランティア募集や福祉イベント、財団助成の情報など、広く福祉に関する情報を発信します。

◎　シニア応援の拡充

（シニア大学・大学院の様子）

⑴　広島市シニア大学・大学院

・　学生も参画する見直し検討委員会の活用により、魅力的なシニア大学・大学院にするための機能拡充と改善を進めます。

・　市社協・区社協が連帯し、シニア大学グループ（シニア大学・大学院・大学院 OB 会）の活躍の場を提供するとともに、区単位での集いを開催していきます。

⑵　広島市シニア応援センター

・　就労相談、職業紹介、ボランティア活動や生涯学習の場の紹介等の機能を有するシニア応援センターの利用拡大を図ります。

・　そのための体制整備と積極的な PR 活動を実施します。

◎　先駆的・開発的取組の把握と活動支援（※）

地区社協や地域団体など、地域の様々な非営利活動団体に対し、その先駆的・開発的取組の立上げ及び継続並びに波及に努めます。

⑴　地区社協活動応援助成の継続実施

地区社協活動にどういう助成が必要かを区社協と検討し、その時々に有効でタイムリーな応援をしていくことにより、地区社協活動の充実と促進を図ります。

・　平成２９年度から３年間の予定で、地区社協活動拠点の整備を支援するために助成の仕組みをつくりました。

　この助成により、新規拠点を３地区社協で開設し、更新整備により１２地区社協が拠点機能の充実を図りました。引き続き区社協、地区社協の声を聴き、助成制度を継続します。

⑵　チャレンジ応援助成事業の継続実施

（助成団体の活動の様子）

地域福祉推進基金を財源とし、広島の地域福祉を推進する、先駆的・開発的取組の支援と波及を図ります。

・　外部委員を含む関係者による審査会を実施し、助成団体について公正な審査を行います。

・　助成事業の円滑な実施や助成団体の運営についても相談に応じ、取組の定着と波及を支援します。

⑶　ボランティアグループ立ち上げ応援資金の継続実施

・　財政面でボランティアグループ立上げの支援を行い、ボランティア活動の活性化を図ります。

◎　当事者の社会参画の促進

・　福祉教育におけるゲストティーチャー（講師）養成に当事者参加を進めます。

・　障害のある人、認知症高齢者、子育て中の親とその子等、孤立しがちな当事者同士をつなぎ、仲間づくりを進めます。

・　当事者も地域づくりの一員・担い手として、地域活動へ参加・参画できるよう、環境づくりを進めます。

・　様々な活動への参加を通じて、居場所や役割がある、当事者自身が自己有用感を感じられる地域づくりを目指します。

◎　総合福祉センターの利用促進

・　入居団体と共に、広報、利用促進事業を実施していきます。

・　市民に利用しやすいセンターとするためにセンター機能の有効活用を図ります。

・　年間１３１，０００人（事業計画の目標数値）以上の利用を目指します。

一人ひとりの暮らしを受け止め、つなぎ、ささえます。

◎　身近で包括的な相談支援体制づくり

生活支援課（仮称）を新設し、くらサポ・かけはし・こうけんの各事業に一体的に取り組み、市民からの相談アクセスを良くします。

また、司法関係者との連携による福祉的支援の強化等、相談担当職員がより一層意欲的に業務に取り組める相談体制の確立を図ります。

⑴　広島市くらしサポートセンターの全区展開（※）

- くらしサポートセンターを全区展開し、生活に困窮した住民が相談しやすい体制整備を図ります。
- 区福祉事務所をはじめ様々な相談機関や事業所、支援団体等と連携協働し、発見と支援のネットワークづくりを区域でも進めます。
- これまで以上に区社協や民生委員等地域関係者との情報共有に努め、相談者が地域で暮らしやすくなる支援を行います。
- 精神科医や弁護士等、他機関の専門職、他職種連携によるスーパーバイズを受ける機会を持てるよう仕組みをつくり、継続して支援に活かします。
- 生活困窮をもたらす社会的背景や困窮者の思い、支援方法等への住民理解を進めるとともに（福祉教育に位置付けられます。）、課題解決が円滑に行われるよう社会資源の開発に努めるなど、生活困窮者支援を通じた地域づくりを進めます。
- 緊迫した困窮状態を脱することで前を向き、また相談支援員との関係性を構築し、就労や家計の健全化を促進する、生活困窮者生活再建サポート事業を活用し、支援します。

⑵　福祉サービス利用援助事業（かけはし）の推進

判断能力が不十分であっても、福祉サービスの利用支援や日常的金銭管理のサポートを受けることにより、地域で暮らし続けることができる仕組みづくりを行います。

⑶　成年後見事業（こうけん）の推進

- かけはし利用等一定の条件を満たす人について、市社協で成年後見人を受任し、その人が安心して暮らしていけるよう財産管理と身上監護を行います。
- 平成２９年度後半から法人後見の受任が急速に進んでいることからも、後見支援員の導入など実施体制の強化を図ります。

⑷　市民後見人等権利擁護の担い手の養成、活動支援（※）

平成２８年に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（成年後見制度利用促進法）の基本理念には、制度の運用に関する国や自治体の責務だけでなく、関係者・国民の努力義務、地域の実情に応じた成年後見制度の利用促進、市民後見人の活用・育成を図りその担い手を確保することが明記されました。

市社協ではこれを受け、市民後見人養成研修（平成２９年度広島市受託事業）の実施など成年後見制度への対応強化に努めました。今後は研修修了生への支援などを通じて、更なる充実を図ります。

- かけはしの生活支援員・こうけんの後見支援員、市民後見人といった地域における権利擁護の担い手の養成、活動支援を総合的に推進します。
- 市民後見人については、その持ち味を発揮できるケースの受任を調整するとともに、専門職団体の協力を得て、受任後に抱える問題に対して助言や相談対応ができるような支援体制を構築します。

また、受任までの待機期間においても、かけはしの生活支援員等の活動調整やフォローアップ研修等を行うことにより、担い手意識の継続を図り、受任に備えます。

⑸ 課題解決のための社会資源の拡充

- 地域住民の声から専門職が課題を把握できるよう、アウトリーチ*に努めます。
- 把握した課題を情報共有し、解決方法について検討しあう仕組みづくりを進めます。
  （地域ケア会議、区域協議体、社会福祉法人による地域貢献推進担当者による区域ネットワーク会議、支援団体連絡会等、相談機関のプラットフォームづくりを進めます。）

- 相談の入口支援*と出口支援*を充実させるため、地域における社会資源の把握と新たな社会資源の発掘、創造を図ります。

⑹ 個別支援と地域づくり

- 「今、困っている人を支援する。」「困っている人が孤立しない地域をつくる。」、「困っている人を支援する人を育てる。」を常に意識し、個別支援に取り組みます。
- そのために、コミュニティソーシャルワーク*技術の習得のための職員の資質向上、育成を図ります。

社協の組織・財政の充実強化を図ります。

◎ 組織の強化

今日、市・区社協に対しては、地域住民から寄せられる多様な生活課題を受け止め、地域を基盤にして解決につなげる支援やその仕組みづくりに大きな期待が寄せられています。そのことは、このたびの第８次３か年計画策定に係るヒヤリングや各種委員会での意見からも明らかです。

こうした地域住民の期待に応えられるよう、市社協・区社協組織体制の見直しをはじめとする組織の強化に取り組んでいきます。

⑴ 市社協・区社協組織体制の見直し

- 市・区社協組織の効率的運営と事業間連携のための組織再編を行います。
  平成３０年度から、組織の効率的な運営と事業間連携のため、地域福祉推進課（仮称）と生活支援課（仮称）を設置します。
  これにより、地域福祉推進課（仮称）は、地域に密着した福祉の一層の推進を図ります。生活支援課は（仮称）、現在の福祉課くらしサポート係と福祉サービス利用援助センターを統合し、包括的な相談支援体制づくりを行います。
  くらしサポートセンターは、本部機能を残しつつ、現在の中部・西部・北部の３つのサブセンターを区くらしサポートセンターとして全区で展開します。
- 業務量等を勘案した職員の適正配置を進めます。
  近年、各区社協全体の業務量は増大し、業務の遂行に支障をきたしている区社協もあることから、各区に適正な人員を配置し、業務の円滑な推進を図ります。
- 市・区社協の事務・事業及び法人のあり方を検討します。
  引き続き事務・事業の見直しを行うとともに、市社協事業の実施に当たっては、市・区社協の相互連携について検討します。法人のあり方については、全国的な動向等に留意しつつ、検討を進めていきます。
- 各個別事業担当嘱託職員の業務内容・処遇の一本化及び常勤職員への切替えを検討します。

⑵ 職員の採用と育成

- 職員採用方法の見直し改善を行います。
  市社協は、職員としてどういった人材を求めていくべきなのかを考え、これまでの職員採用募集条

件や試験方法を見直し、改善を行います。

・　理想とする社協職員像（21 ページ参照）を目指し、担当部門ごと、担当業務ごとに理解を深める研修を実施するなど、職員の資質や専門性の向上を図るとともに、今日的課題である働き方に関する意識改革や職員のメンタルヘルス対策などへ対応するため、職員研修体系の見直し、改善を行います。

◎　自主財源の確保と活用～自主財源の確保による自主事業の推進～

市社協の活動基盤の整備強化のため、自主財源の確保に取り組むとともに、寄附者の意向等に留意しつつ、自主財源の有効活用を行います。

⑴　賛助会員加入者・加入企業の拡大に努めます。
⑵　基金の計画的な取崩しによる有効活用を行います。
⑶　地区社協応援助成・チャレンジ応援助成事業の継続実施等、自主事業を推進します。
⑷　まごころ銀行の有効活用を検討します。
⑸　新たな財源確保を検討します。

おわりに　ー広島の地域福祉推進を多様な民間と協働の力でー

「民間の力で切り拓き、創る　地域福祉推進プラン」（広島市社会福祉協議会地域福祉推進第８次３か年計画）は、「広島市の地域福祉を民間の立場でどう推進していくか。」というコンセプトの下、社協の枠を超え、様々な活動主体の参画を得て策定しました。

私たち住民・市民は、このコンセプトを、計画策定だけに留めず、それぞれの立場で活動・実践に活かしていきます。

そして、より多くの団体、住民・市民の方々に、この計画に掲げる基本理念に共感・賛同いただき、共に広島の地域福祉を推進していくことを呼びかけます。

こうした観点から、計画を実施する上で特に関連の深い団体・機関等には、推進力となるよう、次のことを提言し期待します。

１　多様な民間団体

これまでに記載した課題や意見・思い、基本理念、基本目標、提案などを共有し、目指す地域福祉の実現に向けて、互いに連携・協働していきましょう。

社会福祉法人には、それぞれの社会福祉事業や公益事業、地域貢献事業を通じて、住民・市民の福祉を高めることを期待します。

民間事業者、企業等には、CSR 活動と連携した福祉教育の推進や社会貢献活動の促進を期待します。

２　広島市

第８次計画の実現は、民間の取組だけでは困難であり、行政との相互連携、役割分担が不可欠です。その前提として、行政は住民・市民の活動の自主性及び自立性を尊重し、対等の立場に立ち、相互理解を深めることが必要であると言われています。

第８次計画の基本目標の具現化に向けて、広島市が現在策定中の「地域福祉計画」に次のことを反映していただきたく、進言します。

「基本目標Ⅰ　住民・市民自らが考え、話し合い、実践できるまち」の実施において

①　住民・市民の主体的な取組に対する行政支援の継続、実施。

社会福祉法の改正により、地域住民は地域福祉の推進に努める主体に位置付けられました。

「介護予防・日常生活支援総合事業」においても、地区社協を始めとして住民・市民は、その中心的役割を担っています。

こうした住民・市民の活動が継続・拡大するよう、引き続き、補助金や市所有未利用施設の柔軟な活用などの行政支援が必要です。また、補助金の申請及び報告に係る文書については、できるだけ住民・市民の負担を軽減するようご配慮ください。

②　市・区社協の活動基盤、体制強化への支援

市・区社協が取り組む多様な活動は、国が示した『地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について』を身近な地域で、地区社協を中心に住民・市民が取り組んでいるものであったり、生活困窮者支援や社会的孤立への個別支援は、公的制度を支え推進する取組であることから、引き続き、市・区社協の活動基盤、体制強化への理解と支援が求められます。

③　地縁組織への加入促進と活性化につながる取組への協力

住民・市民が身近な地域活動を通じてなじみの関係をつくっていくことは、主体的な取組の実現につながります。引き続き、地縁組織が活性化し続けるための組織率の維持向上や、NPO 団体等市民活動団体との連携等による活性化への試み等、必要と思われる取組の提案や実施に協力してください。

「基本目標Ⅱ　住民・市民、民間団体、専門機関・専門職、行政等がつながり、課題解決できるまち」の実施において

①　身近な地域における包括的な相談支援体制の整備

困ったときに気軽に相談でき、問題の軽減、解決の道筋をつけるため、住民・市民をバックアップできる相談窓口の整備と専門職の支援体制の強化が必要です。

このことは、民生委員・児童委員の負担軽減、活動しやすい環境整備にもつながります。

- 住民・市民の権利擁護を支える「かけはし」「こうけん」職員体制の整備
- 生活困窮者のワンストップ相談機関「広島市くらしサポートセンター」の体制強化
- 地域の社会資源を開発するコーディネーターとしての「生活支援コーディネーター」活動の柔軟化と複数配置等、体制整備

②　相談機関・専門職のプラットフォームづくりへの協力・支援

行政の専門相談機関や関係団体の相談窓口も整備され、多岐にわたっています。それは住民・市民の抱える課題解決に大きな役割を果たしています。半面、それぞれの相談機関や相談窓口ごとに自己完結的に対応し、相談機関相互の連携は十分とは言えない現状もあります。

住民、市民の抱える課題が多様化、複雑化していく状況の中で、市社協として相談機関、窓口、専門相談員相互の連携を図るため、横断的なプラットフォームづくりに取り組む必要があり、行政との連携、支援が不可欠です。

③　住民・市民の意見・思いの聴取

住民･市民からの意見聴取では、「行政への提案や協働・政策提言等」に関する意見も出されました。（10 ページ参照）これらの意見を参考にしていただきながら、さらに幅広い住民・市民の意見・思いを、「地域福祉計画」へ反映させてください。

3　社会福祉協議会

社会福祉法にその設置根拠を持つ広島市社会福祉協議会及び各区社会福祉協議会は、社会福祉法人として地域福祉推進の中核的役割を担っています。

任意組織である地区社協は、市社協･区社協と一体となって、住民・市民の主体的活動を支援しています。それぞれの社会福祉協議会へ期待することは、次のとおりです。

①　広島市社会福祉協議会

広島市と連携を密にし、全市的な立場で公私協働の地域福祉を推進する役割を担っています。

これまでの区社協、地区社協への支援に加え、本計画で果たそうとしている民間福祉活動団体や社会福祉施設等の社会福祉法人の活動支援など、幅広く民間福祉活動の連絡調整を行い、円滑な活動が展開できるような仲介役を担っていくことが必要です。

このことから市社協には、本計画の着実な実施と、「職員共通スローガン」を実行し、理想とする社協職員像が現実のものとなることを期待します。

また、低下する地域力をどう高めていくかについても、今後の重要な課題であることを認識し、そうしたことを含め、住民・市民の意見や思いを顕在化させ、それを提案化していく能力を高めていくことを望みます。

②　区社会福祉協議会

広域都市において、地域の実情・特性を活かした施策や取組は、区域を中心に展開され、今後ますます区社協の位置づけ、役割が重要となってきました。

このような状況にあって区社協は、市社協と地区社協の中間組織として、地域福祉を実践していく中核的組織としての役割を果たしていくことが求められ、地域の実情・特性を活かした取組がこれまで以上に求められています。全市的な地域福祉推進計画、各地区社協の福祉のまちづくりプランを踏まえ、区ごとの地域特性に応じて区地域福祉活動計画を策定し、区単位での地域福祉を推進していく大きな役割があります。

そして、住民・市民に寄り添い、信頼され、課題解決できる職員であることを望みます。

③ 地区（学区）社会福祉協議会

地区社協は、おおむね小学校区に組織され、住民組織を網羅し、住民活動組織の代表として、地域団体を取りまとめ、地区レベルでの行政との連絡窓口機能を有する住民主体の活動組織です。

「新・福祉のまちづくり総合事業」を中心に、見守り活動やサロン活動など住民に身近な福祉活動を展開しています。近年は、地域包括支援センターや福祉施設などとの連携を深め、住民の目線できめ細かい活動を展開しています。町内会や自治会などの地縁組織の組織率低下や活動の担い手不足などの課題を抱えながら、住民参画でまちづくりを構想する「福祉のまちづくりプラン」策定の重要性が増しています。

これからの地区社協は、住民主体の理念と実践をベースに、専門機関や専門職との連携を深め、NPO 団体など市民活動団体との連携による相互協力体制づくりによる地域福祉課題への対応を期待します。

本ページは空白ページです。

資　料　編

- 用語解説
- 地域福祉推進第７次５か年計画の総括
- 地域福祉推進第８次３か年計画策定定委員会委員名簿
- 地域福祉推進第８次３か年計画策定委員会開催状況

本ページは空白ページです。

用語解説：50 音順（本文中に「*」印がある用語について解説しています。）

アウトリーチ

英語で手を伸ばすことを意味し、福祉分野では、地域で支援を必要とする状態にありながら専門的サービスに結びつきにくい人のもとに専門職が出向いて支援するアプローチの方法のこと。

居場所と役割

物理的空間としての「居るところ、居どころ」だけではなく、心理的空間として、家庭や職場以外の社会的な場において自分らしく居られて安心できる場、自分が必要とされ、役に立っているという感覚を持つことができる場が必要という考え方で、「居場所」という言葉そのものが多くの場面で使われるようになってきている。

「役割」をつけて表現するのは、自分が役に立っているという感覚、つまり社会的有用感を強調する場合に使い「出番」と表現される場合もある。

本会では居場所づくり連絡会において「居場所とは「人と人とが出会い、つながって育ちあう場であり、社会的有用感を実感する物理的な場所及び仲間集団」（居場所づくり連絡会趣意書より。）」と定義している。

ＮＰＯ

NPO は、Nonprofit　Organization　の略で、「民間非営利組織」と訳すことが多く、利益を得て配当することを目的とする組織である企業に対し、NPO は社会的な使命を達成することを目的とした組織。医療・福祉・環境・文化・芸術・スポーツ・まちづくり・国際協力・国際交流・人権・平和など、あらゆる分野で市民活動団体等の民間非営利組織がある。

「特定非営利活動法人」として法人格を持って活動する団体もあれば、一般には、法人格の種類（NPO 法人、公益法人、一般法人、社会福祉法人、協同組合など）を問わず、また法人格を持たずに、民間の立場で社会問題を解決するために活動する団体のことをいう。

ＭＣＩ（軽度認知障害）

MCI とは、Mild　Cognitive　Impairment：健常者と認知症の中間にあたる軽度認知障害のことで、認知機能（記憶、決定、理由づけ、実行など）のうち１つの機能に問題が生じてはいるが、日常生活には支障がない状態のこと。次の５つの定義がある。

１　記憶障害の訴えが本人又は家族から認められている。
２　日常生活動作は正常
３　全般的な認知機能は正常
４　年齢や教育レベルの影響のみでは説明できない記憶障害が存在する。
５　認知症ではない。

医学的には MCI を放置すると、認知機能の低下が続き、５年間で約 40％の人は認知症へとステージが進行することが指摘されている。厚生労働省は、認知症とその予備軍とされる MCI の人口は 862 万人存在すると発表しており、65 歳以上の 4 人に 1 人が認知症や MCI の状態に有り、MCI は身近な問題として認

識する必要がある。

エリアマネジメント

特定のエリアを単位に、民間が主体となって、まちづくりや地域経営（マネジメント）を積極的に行おうという取組。民間主導のまちづくり、官民協働型のまちづくりへの期待から、大都市の都心部、地方都市の商業地、郊外の住宅地など、全国各地でエリアマネジメントの取組が実践されている。エリアの範囲は一定ではなく、目的によって変わる。

風の人

風のように各地を巡り、土地に新しい風を吹かせたり、つながりを生み出す人。地域に新しい視点をもたらす。

一方で「土の人」は、その土地に根付いて暮らし、受け継いでいく人。

地域創生、地域活性、移住の分野等でよく使われる言葉。

コミュニティソーシャルワーク

地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対する個別支援と、それらの人々が暮らす生活圏の環境整備や住民のネットワーク化といった地域支援を行うこと。新しい地域援助技術で、社会的孤立にある人を援助する方法として社会福祉協議会等の専門的援助技術として期待されている。

（企業の）ＣＳＲ

CSR とは、Corporate Social Responsibility の略で、「企業の社会的責任」と訳し、企業が倫理的観点から事業活動を通じて、自主的（ボランタリー）に社会に貢献する責任のこと。企業の行動は利益追求だけでなく多岐にわたるため、企業市民という考え方も CSR の一環として主張されている。

自助　互助　共助　公助

自助：自分で自分を助けること。自発的に自身の生活課題を解決する力

互助：家族や友人、仲間など、費用負担が制度的に裏づけられていない自発的な支え合いにより、それぞれが抱える生活課題をお互いが解決しあう力

共助：制度化された相互扶助のこと。医療、年金、介護保険、社会保険制度など、被保険者による相互の負担で成り立つ。

公助：公による負担（税）で成り立ち、自助・互助・共助では対応できないことに対して最終的に必要な生活保障を行う社会福祉制度のこと。自助、共助、公助という場合があり、その場合は「共助」が「互助」の意味で使われる。

住民・市民

牧里毎治氏（関西学院大学名誉教授）の地域福祉論ではよく併記されていることば。その含意には、従来の住民概念で括られた層による福祉活動が部分的に機能しなくなっていることへの危機意識があり、従来想定された住民層に加え、市民活動団体と呼ばれる新たな住民層、団体層も含めたネットワークづ

くりをめざすべきと、牧里氏は投げかける。

住民とは、「当該地区に居住し、地縁型の住民組織やネットワークを基盤として継続的に福祉活動を担う人々」、市民とは、「趣味や仕事などの関心テーマや得意分野を活かして課題別の福祉活動をボーダレスに（活動者・協力者や活動場所を空間的に限定しないで）担う人々」と、東洋大学准教授　加山弾氏は『ソーシャルワーク研究』VOL.43　№.３　2017「ソーシャルワーク実践における当事者・住民の参画を促すことの基本的視点」において述べている。

新オレンジプラン

厚生労働省が平成２７年１月２７日、関係府省庁と共同で策定した「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」のこと。

認知症の人が住み慣れた地域の良い環境で自分らしく暮らし続けるために必要としていることに、的確に応えていく施策を以下の７つの柱に沿って総合的に推進していくもの。

１　認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進
２　認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供
３　若年性認知症施策の強化
４　認知症の人の介護者への支援
５　認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進
６　認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーション、介護モデルなどの研究開発及びその成果の普及の推進
７　認知症の人やその家族の視点の重視

ダイバーシティ

「多様性」などの意味を持つ英語。労働分野における「人材の多様さ」の概念などとして用いられる場合がある。市場の要求の多様化に応じ、企業側も人種、年齢、信仰などにこだわらず、多様な人材を活かし、最大限の能力を発揮させようという考え方。

地域共生社会

支え手側と受け手側に分かれるのではなく、福祉サービスを必要とする地域住民も含め地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる社会のこと。ニッポン一億総活躍プラン（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）で使われ、改正社会福祉法（平成 30 年 4 月 1 日施行）において地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進が求められている。

地域包括ケアシステム

２０２５年（平成３７年）を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、国が構築を進めている地域の包括的な支援・サービス提供体制。概ね中学校区を最小範囲にシステムの構築を目指すと説明されている。（厚生労働省作成資料参照）

２０２５年問題

約８００万人いるとされる団塊の世代が後期高齢者になり、高齢者人口が急速に増大するとともに、総人口も減少すると予測されており、２０１０年には生産年齢人口（１５歳～６４歳）３人に対し１人の高齢者の割合（騎馬戦型）であった高齢者が、２０２５年には生産年齢人口２人対しに１人の高齢者、２０４０年には生産年齢人口１．４人に１人の高齢者（肩車型）となり、生産年齢人口に対する高齢者の割合が高くなり負担が増すという問題。また高齢者人口の増に伴い、独居高齢者、認知症高齢者や介護が必要な高齢者の数も増加するが人口は減少するため、介護職などのマンパワーが不足することも問題とされている。

認知症地域支援推進員

新オレンジプランに基づく、認知症高齢者等にやさしい地域づくり推進の一環として、地域包括支援センターや市町村、認知症疾患医療センター等に配置されており、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携を図るための支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務などを行っている広島市域では、各区に１名、地域包括支援センターに配置されており、上記医療センターや「初期集中支援チーム」のバックアップの下、活動している。

８０５０問題

８０歳代の親が、失業や引きこもり、障害等を起因として、自身の収入のない５０歳台の中高年者と同居し面倒を見ている世帯が増えている。預貯金や親の年金に頼った生活はいずれ経済的困窮を招くこと、長期間の不就労により就労が困難になること、親亡き後の子の生活をどう継続していくかという問題、そして何より、孤立の問題が大きい。

ピアカウンセリング

１９７０年代初め、アメリカで始まった自立生活運動の中でスタートしたもので、障害を持つ当事者自身が、お互いに平等な立場で話を聞き合い、きめ細かなサポートによって地域での自立生活を実現する手助けを行う。「ありのままでいいよ」というお互いを尊重しあう精神的サポート、自立のための情報提供の２つの役割があるとされている。当事者相互の支援方法として障害者に限らず幅広い領域分野で実践されている。

プラットフォーム

周辺よりも高くなった平らな場所を指す英語。ネットワークは、網状の組織のようにつながったもの、プラットフォームは、そのつながりを支える基盤、土台、システムを指すことが多い。

法テラス

日本司法支援センターの通称。

誰でも、どこでも、法的なトラブルの解決に必要な情報や、サービスの提供を受けられるよう国が設立した法務省所管の公的な法人。

解決に向けた法制度や相談窓口を無料で案内している。経済的に余裕のない方が法的トラブルにあっ

たときに、無料法律相談や必要に応じて弁護士・司法書士費用などの立替えを行っている。(法テラスホームページ参照)

民生委員協力員

民生委員・児童委員が行っている見守り活動や、地域福祉活動の補助を行う協力者であり、地区民生委員児童委員協議会会長が推薦し、広島市長が委嘱する。

高齢者数の増加やコミュニティ意識の希薄化が進行する中、地域の身近な相談相手であり、地域福祉の推進役である民生委員・児童委員の負担が年々増大しており、民生委員・児童委員の負担軽減と新たな担い手の拡大を図るしくみ。(平成２７年１２月より制度開始)

民生委員協力員には民生委員・児童委員と同様の義務（守秘義務、職務上の地位の政治利用の禁止など民生委員法に規定されている内容など）がある。

ユニバーサルな社会

年齢、性別、障害、文化等の違いに関わりなく、国民一人ひとりがそれぞれ対等な社会の構成員として、自立し相互にその人格を尊重しつつ、支え合う社会。全ての人が安心して暮らすことができ、その持てる能力を最大限に発揮できる社会のことを言う。

本ページは空白ページです。

第3の柱―（2）職員体制の整備・強化

【 総 評 】

社会福祉協議会がこれまで推進してきた地域福祉活動や様々な個別支援事業の実績を活かし、さらなる地域福祉活動（地域支援）を推進していく組織・職員体制の整備、及び職員個々が基本的・専門的知識を高めるための研修体系の整備を行った。

人材の確保

福祉サービス利用援助事業の利用者の増加に見合う専門員、後見専門員の配置に努め、福祉ニーズに的確に対応できる職員体制を整えます。
地域支援の役割を担うコミュニティソーシャルワーカーの位置付けを整理し、導入の検討を行います。
総合相談員やボランティアコーディネーターなどの役割を明確化し、福祉ニーズに的確に対応できる体制を整えます。
本計画推進のため、職員の業務量を把握し、適正配置に努めます。

■ H25～27年度の取組状況・成果・課題	
・ 福祉サービス利用援助事業は、利用者の増加に伴う専門員の増員（正規職員1人、非常勤職員1人）を行い、体制の強化を図った。また、成年後見事業は、安定した事業実施に向け非常勤職員を正規職員に切り替え、効率的な事業実施体制を整えた。 ・ 「新たな総合事業」の推進に参画し、住民主体による地域包括ケアシステムの構築に寄与するための体制整備に向けて、正規職員増を市へ要望し、コミュニティソーシャルワーカーとして育成強化に着手している。	内容改善

★ 計画の方向性

「新たな総合事業」は、社協が使命として推進してきた地域福祉全体に影響を及ぼすもので、社協全体で的確な対応を進めていく。
「新たな総合事業」を活用して、市・区社協職員をコミュニティソーシャルワーカー（将来的には生活支援コーディネーター）として育成強化し、地域福祉の推進に貢献する。

★ H28・29年度の取組状況・成果・課題

・人材の確保としては、平成28年度に「介護予防・日常生活支援総合事業」のモデル事業を受託し、地域支援の役割を担うコミュニティソーシャルワーカーとしての位置づけを持った正規職員4名の増員を得て、本会が実施している。また、平成29年度では「介護予防・日常生活支援総合事業」の本格実施として受託し、新たに正規職員5名を増員して、市社協の統括職員と併せて、全区に職員配置を行った。
・生活困窮者自立支援法の制定に伴い、モデル実施を経て、平成27年度から受託実施している「生活困窮者自立相談支援等事業」では、平成28年度、さらに体制強化が図られ、新たに福祉課内に「くらしサポート係」を新設し、係長含む正規職員5名、非常勤職員10名の合計15名の人員を、事務所移転後は、本部のほか、中部（中区）・西部（佐伯区）・北部(安佐南区)のサブセンターへ配置し、法に基づく自立相談支援機関として、その役割を担っている。
・新たに総合福祉センター内に整備された広島市シニア応援センターに、職業紹介責任者として正規職員1名を増員し、高齢者の就労及び社会参加等に関する総合相談を実施している。
・「介護予防・日常生活支援総合事業」や「生活困窮者自立相談支援等事業」については、より市民に密着した支援者・伴走者となるべく、区社協と関係性を調整・連携しながら、全区に職員を配置する構想を推進していく必要がある。
・ボランティアコーディネーターについては、近年欠員補充すら満足にできない状況であり、処遇改善や業務内容の見直し等の抜本的な設置体制の見直しが早急に必要となっている。

研修体系の整備

研修体系の整備により、職員の資質向上・人材育成を行います。

■ H25～27年度の取組状況・成果・課題

平成25年度から、総務課庶務係に研修担当職員を配置し、研修目標を定め、職場内外での研修計画を立てて実施している。

職場内研修の充実と職場外研修を活用した社協職員育成のための研修、社協の取組が不断に検証され経験が蓄積・継承されていく研修、変革型職員を目指し変革に取り組める組織・風土づくりのための研修を重点項目に掲げ実施した。

継続

★ 計画の方向性

1 職場内研修について
職務別・共通研修の充実に加え、新たに全職員の受講を目標とした全体研修を充実させる。

(1)全体研修
全職員を対象に服務、メンタルヘルス、接遇等について講義・演習形式で実施する。
(2)共通研修
新任職員を対象に社協職員としてのキャリア形成と組織内で必要となる研修を実施する。
(3)職務別研修
各業務担当職員を対象に定期的な職務別研修を実施するとともに、業務担当者会議内においても一部研修の時間を設けて行う。

2 職場外研修について
社協職員に必要とされる能力の向上を目的として県社協、全社協、広島市研修センター等で行われる研修を積極的に活用する。

(1)対象職員を指名する「共通研修」の機会を増やし、経験年数に応じた研修を充実させる。
(2)個々の職員が選択して受講する「選択研修」が活用できるよう研修項目、日程等の周知、案内を徹底する。

★ H28・29年度の取組状況・成果・課題

・研修体系の整備については、総務課内に研修担当者を配し、職場内外の体系的な職員研修の充実に努めているが、充分な研修場面の提供は、引き続き課題となっている。また、ここ数年の事業拡充に伴う職員の大量採用によって、経験年数の浅い職員が非常に増えており、個別事業に必要なスキルの研修以外に、社会福祉協議会職員として必要なマインドの醸成について、全社協、広島県社協等の実施研修も活用しながら培っていく必要がある。

第3の柱―(3)市総合福祉センターの活用

● 市社協の動き

市社協では、全市的な福祉活動を推進していくための新たな拠点の整備について、毎年継続して市長・議長に要望活動を進めた結果、広島駅南口Bブロックの再開発に伴い、現在の広島市社会福祉センターから広島市総合福祉センターに、平成28年度に移転予定となった。

各区地域福祉センターは区を活動単位とする地域福祉活動の支援機能を有しているのに対し、広島市総合福祉センターは市レベルで地域福祉の企画・総合調整機能、交流拠点機能、情報発信機能等を有し、市民にとっての地域福祉の推進拠点として有効に活用されるよう検討を進めている。

市総合福祉センターの活用

福祉団体や関係者、福祉に関心を持つ団体が集い、課題の共有や協働の場づくりの検討を行います。
市民にとって使いやすい施設となるよう設備面や利用方法を広島市担当課と協議・検討します。
広島駅に近く交通至便な立地条件を活かして、周辺地域や施設とともに有効活用できる事業を検討・実施します。

■ H25～27年度の取組状況・成果・課題 (1) 市民にとって使いやすい施設となるよう設備面や利用方法を広島市担当課と協議・検討しているが、本会としては、これまで以上に様々な業種やジャンルの人を巻き込んで、新たな場づくりに意欲的に取り組む。 (2) 広島駅に近く交通至便な立地条件を活かして、市民が楽しく交流できるような機能を持つ広域的なサービス拠点となり、併せて周辺地域の施設とともに有効活用できる事業を検討している。 (例:周辺地下街広場を利用した老人大学祭の開催など)	継続

★ 計画の方向性

市社協は、広島市総合福祉センターにおいて、以下のことに取り組むことにより、地域福祉活動の充実に努めます。

(1) 地域福祉活動の企画・総合調整
福祉ニーズの調査や事例分析等をもとに、新たな取組を企画し、モデル事業の実施に取り組みます。

(2) 情報発信
市内外の活動事例や先進的な取組の情報を集約し、情報発信します。また、ICTの利活用により、全ての人が容易に入手できる福祉情報の発信に取り組みます。

(3) 福祉ボランティア活動支援
広域的なボランティア活動に関する相談やコーディネート、その派遣調整等を行う拠点を設置するとともに、交流の場を提供し、福祉ボランティアを中心に、様々なボランティア活動を支援します。
なお、大規模災害時には被災者支援ボランティアの活動拠点となります。

(4) 人材育成
地域福祉活動のリーダー養成等のほか、施設職員の基礎研修など、全市的に行うことが効率的な研修を企画・実施します。また、市民の福祉意識の高揚に向け、福祉教育による地域福祉を推進します。

(5) 福祉活動連携促進
区地域福祉センターにおける福祉活動に係る取組への総合調整等を行う市社協や全市的な福祉関係団体、ボランティア等が交流する場や機会を確保し、これらの団体が相互に連携を図りながら共同して事業を展開していくことにより、地域福祉の一層の推進を図ります。

★ 計画の方向性（続き）

（6） 相談支援
　多様な複合的な課題を広く受け止め、ワンストップで対応する包括的な支援や相談員の研修を実施し、総合相談機能の強化を図ります。

（7） 福祉サービス利用援助
　今後さらに増加が見込まれる認知症などにより判断能力が不十分な人のための福祉サービス利用援助事業の充実や、法人後見人としての支援等に取り組む拠点を設置し、福祉サービスの利用援助を行います。

（8） シニア活動支援
　老人大学・大学院の定員の拡大や講座を充実させることにより、高齢者が新しい知識や教養を身につけ、仲間づくりや生きがいづくりを行うとともに、地域において福祉活動等の担い手となることを支援します。

（9） シニア就労支援
　元気で活動的な高齢者が、これまで培ってきた知識や経験を活かし、生き生きと就労できるよう、就労相談や職業紹介など必要な就労支援を行うための「シニア就労支援センター」に取り組みます。

★ H28・29年度の取組状況・成果・課題

広島市総合福祉センターの開設に伴う本会の新たな取組として「シニア応援センター」を平成28年12月に新たに開設した。平成29年9月には市社協ホームページにシニア応援センター専用ページを開設するなどサービスの向上に向けて努めている。センターの特徴としては、求職登録した利用者には求人情報を郵送するなど独自のサービスを実施しており、今後も利用者にとってよりよいサービスに努めていく。課題としては、シニア応援センターの存在を知らない方も多いため、チラシを作成し配布するなどし、一人でも多くのシニアの社会参加を進めていく。

・ 広島市社協パンフレット・リーフレットの作成について、市社協の各所属からの職員で構成する「社協紹介パンフレット・リーフレット作成検討会」を設置し、作成した。

（
・「社協紹介パンフレット「ささえあいのまちづくり」 発行部数　4,000部
・「社協紹介 リーフレット「ささえあいのまちづくり」 発行部数 10,000部
　（リーフレットは、主に賛助会員募集に活用）
）

・広島市総合福祉センター入居福祉団体連絡会及び連携事業の実施については、広島市総合福祉センターに入居する福祉団体が連絡会を持ち、総合福祉センターの健全な管理運営に関する協議や情報共有などをすることにより、団体相互の連携を図っている。また、総合福祉センターの存在を市民に周知し、利用していただくため、入居福祉団体が連携して実施主体となり、市民向けのイベントを平成29年2月に実施した。平成28年度は予算もなかったことから、可能な範囲で各団体の目的や事業・活動などの取組状況などを紹介する場を設けた。
・総合福祉センターへの導線が分かりづらい面があり、案内表示の改善に向けて広島市と現地踏査のうえ改善策を検討し、順次着手している。
・立地を活かし、「見える社協」「総合福祉センター利用促進」へ向けてのPR展開方法の検討を加速。
　・近隣商業施設等とのコラボレーションの必要性 （広島駅周辺エリアマネジメント合同準備会議への参加など）
　・広島駅南口地下イベント広場を利用したイベントの企画・開催
平成29年度は、入居福祉団体に加えて、企業の社会貢献活動の一環として、テナント入居しているクリニック、薬局、家電量販店とも連携した「BIG FRONTひろしま　健康フェア」を年3回（4月・8月・11月）開催する。
また、3月には更に規模を大きくしたイベントを開催し、総合福祉センター機能の市民への周知と利用を促すこととしている。

【地域福祉推進第7次5か年計画の総括】

■　地域福祉推進第7次5か年計画の理念・スローガン

理　　念　　地域で安心して暮らせるために、住民一人ひとりが主役となった「ささえあいのまち」をつくること。

スローガン　　～みんなでつくる　ささえあいのまち～

■　総括についての基本的な考え方

本計画は、平成25年度～平成29年度（5か年）の実施期間としている。

本計画の進捗状況や情勢変化による新たな課題への対応のため、毎年、計画の進行管理を行い、中間年である平成27年度に、地域福祉推進第7次5か年計画策定委員会が中心となって中間見直しを行った。

そのため、総括については、その後の動きを中心に「★平成28・29年度の取組状況・成果・課題」欄に書き加えたものとなっている。

なお、第8次3か年計画序章においても概要、中間見直し、計画策定後の動きについて記載している。

第1の柱―(1)小地域福祉活動の推進

● 政策動向、社会情勢の変化

・ 介護保険法の改正による「介護予防・日常生活支援総合事業」(以後「新たな総合事業」という。)の実施により、住民主体による生活支援やサロン活動の必要性が再認識されている。
・ 「新オレンジプラン～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」が平成27年1月に厚生労働省において策定された(内容⇒認知症サポーターの養成、安全対策としての見守りネットワークや消費者被害防止)。
・ 特殊詐欺被害対策の必要性
・ 社会福祉法の改正により社会福祉法人制度改革(財務規律の強化、地域における公益的な取組を実施する責務等)が進められようとしている。

● 広島市の動き

・ 平成25年度から広島市が「高齢者地域支え合いモデル事業」を実施(平成25年度は2区、平成26年度は8区に拡大、平成27年度は24か所、平成29年度で全41か所での実施を目標にしている。)。
・ 「地域介護予防拠点整備促進事業」を新規実施した(平成27年度は41か所、平成29年度は201か所目標)。
・ 平成27～29年度の「広島市高齢者施策推進プラン」では、地域に開かれた住民運営の介護予防拠点の箇所数(地域包括支援センターエリアで5箇所ずつ)や近隣ミニネットワークのネット数、サロンの開催回数の増を目標に掲げている。
・ 「新たな総合事業」は、平成29年4月の開始を目指して検討中。
・ 民生委員・児童委員の負担軽減のため、広島市は平成27年9月に「協力員制度」を導入した。

● 市社協の動き

・ 平成26年度、第7次5か年計画策定委員会を総合企画委員会の問題別委員会と位置付け、「第7次5か年計画策定委員会」に加え、「小地域福祉活動の推進について検討する問題別委員会」を設置した。
・ 平成27年度、福祉施設部会の課題別委員会として「広島市域の社会福祉法人が連帯して取り組む新たな地域貢献事業検討委員会」(以下「地域貢献事業検討委員会」という。)を立ち上げた。

【 総 評 】

地区ごとに進捗状況が異なるが、地区社協は地域課題に応じて様々な活動に取り組んでいる。市・区社協は、それらの情報収集を行い、実践発表会や研修会等で情報発信を行っている。

平成26年度からの「小地域福祉活動の推進について検討する問題別委員会」では今後も新・福祉のまちづくり総合推進事業や福祉のまちづくりプラン、地区社協活動拠点等、従来からの取組は、基本的には継続して実施するという方向性が確認された。この方向性を実行するに当たり、行政施策等との棲み分けや活用、協働等について、行政やNPO等と協議を行っていく。具体的には、高齢者地域支え合いモデル事業や災害時要援護者避難支援事業の進捗を見据えた見守り活動の方針づくり、「新たな総合事業」の実施を見据えたふれあい活動やたすけあい活動の方針作りなど。

平成28年度から介護予防・日常生活支援総合事業のモデル事業が始まり、広島市社協において、生活支援コーディネーターの配置を実施し、住民主体による生活支援活動、地域高齢者交流サロンなどに取り組んだ。平成29年度にはそれら事業が本格実施となり、広島市から「生活支援体制整備事業及び介護予防・日常生活支援総合事業推進業務」を受託し、各区に生活支援コーディネーターを配置した。

また、平成29年度から地域福祉活動推進基金を有効活用し、「地区社協活動拠点づくり応援助成」により地区社協活動拠点づくりの推進と活性化を図るとともに、「ひろしまの地域福祉推進“チャレンジ”応援助成事業」により地区社協を含むそのほかの福祉活動団体への助成を行った。この助成を受けた団体の活動発表を「社会的課題に取り組む地域福祉活動実践発表会」において実施した。

第１の柱―（１）小地域福祉活動の推進

福祉のまちづくりの総合的な推進

＊ 地区社協の活動体制の強化

市・区社協職員の役割を強化し、地区社協の実情の把握に努めます。
地区社協の実践機能、連絡調整機能、企画立案機能の強化を支援します。
また、地域課題に対応する活動など、活動推進のための研修会を開催します。

■ H25～27年度の取組状況・成果・課題	■ 区社協からの意見	
「小地域福祉活動の推進について検討する問題別委員会」を平成26年度から開催している。 地区社協共通の「地区社協情報シート」を作成した。これにより、どの地区社協においても、一目で全体像や取組状況を把握でき、地区社協ごとの個別支援が可能となった。 地区社協広報紙の内容拡充や発行に関わる人達を応援する目的で、研修会の開催や広報紙コンクールを実施した。	項目を絞った実情把握等の工夫が必要。中長期スパンでの研修会が必要。 企画立案機能の強化に関する地区社協関係者向けの研修会が必要。 市・区社協の研修内容の棲み分けは必要。3事業以外の地域課題を収集し、実情にあう研修内容に変更する必要あり。また職員の力量をつける必要がある。 平成25年度に実施した地区社協現況調査では、活動者の確保や地区社協活動の広報・PR、他団体や他機関との連携が必要であると認識している地区社協が多かった。	内容改善

★ 計画の方向性

職員は、コミュニティソーシャルワーカーとして、これまで以上に地域に出向き、地域状況と地域課題を十分に把握する。これにより、職員の役割を十分発揮できるようにする。
※「地域の人と取組を、一番知っているのは社協だ！」といわれる市・区社協づくりを目指す。

また、職員研修や地区社協役員対象の研修会についても内容充実を図っていく。
町内会加入率の向上に向けて、市・区社協として知恵を出し合い、実施していく。
「新たな総合事業」の推進に参画することを通じて、市・区社協による地域支援を強化していく。

★ H28・29年度の取組状況・成果・課題

・コミュニティーワーカーとして、地域との関わりを持つことを目的に、区社協において職員の地区担当制を推奨し、地区社協の活動を支援している。区によって状況が異なるため、一律の実施は困難であるが、主任や事務局長などベテランの職員に加え、若手の職員も地域とより関わるよう努めている。
・町内会加入率の向上に向けて、市・区社協として知恵を出し合い実施していくため、まず社協職員による「町内会・自治会加入促進　アイデア募集！」アンケートを実施した。今後その結果を基に、様々な提案をしていきたい。
・平成29年4月から介護予防・日常生活支援総合事業の本格実施に当たり、生活支援コーディネータを9名配置（統括1名及び8区に各1名）した。このことにより、既存の団体や活動だけでなく、これまで市社協で把握できていなかった社会資源による活動が存在することが分かり、新たな連携の契機になっている。また、今後の体制づくりについて広島市との協議を継続して実施し、地域住民でできることと専門職が担う専門的課題との役割分担についての整理など、住民が参加しやすい環境づくりに努める必要がある。

福祉のまちづくりの総合的な推進

＊ 地域福祉活動の担い手の拡大

地区社協における福祉委員の位置付けや役割を整理し、活動モデルづくりを行います。
また、地域福祉活動への新たな担い手の発掘や、参画の仕組みを提案していきます。

■ H25～27年度の取組状況・成果・課題	■ 区社協からの意見	
「小地域福祉活動の推進について検討する問題別委員会」で方向性を検討した。 その中で、今後も地域福祉推進委員は引き続き設置し、区社協と一緒に地域の課題解決に取り組むことが確認され、福祉委員については、地域による違いを認めつつ、設置を推奨していく方向性で意見がまとまった。	福祉委員については、地域性があり、既に設置している地区での検証を行うなど、全市的に取り入れるには、慎重に判断する必要がある。 最小限の定義づけや必要性の要件整理が必要。 福祉委員に限らず、サロン参加者も新たな担い手として進める。発掘ではなく、誰もが担い手になりえるので、誰もがやってみたい参画の仕組みを主に考えた。	内容改善

★ 計画の方向性

担い手の拡大を図るため、地域福祉推進委員、福祉委員、地区社協の事務局の役割を整理し、担い手として活動できるよう育成・支援する。担い手として、子育て世代の参画を実践しておられる地区もあることから、具体的事例を数多く収集・紹介し、若い世代も含めた担い手の拡大を図る。

福祉委員については、地域による違いは認めつつ、基本的な設置意義や役割等を示し、推奨していく。

地域福祉推進委員については、体系的な研修プログラムの策定や、複数配置するモデル地区の設置を行う。

★ H28・29年度の取組状況・成果・課題

・小地域福祉活動の推進について検討する問題別委員会において提案があった、「地域福祉推進委員研修プログラム」（全3回）の具体化を図り実施した。地域福祉推進委員の役割を市域全体での研修会で再度確認し、「アンテナ役・パイプ役・提案役」を果たすべく提案書を作成し、地域福祉推進委員研修の3回目として「地区社協会長・地域福祉推進委員合同研究協議会」において報告した。
・福祉委員についても4割以上の地区社協が配置し、担い手として関わることができていることを受け、平成28年度から市社協においても配置を推進することとし、地区社協役員等実践講座において、福祉委員の役割や活動内容への共通理解を深めた。
・若い世代を含めた担い手の拡大については不十分であると感じており、今後の継続課題とする。

福祉のまちづくりの総合的な推進

＊ 福祉のまちづくり事業の推進

地区社協が実施主体となる福祉のまちづくり事業3事業（近隣ミニネットワークづくり、ふれあい・いきいきサロン、地区ボランティアバンク）が相互に関連した取り組みになるような仕組みをつくります。
住民が福祉課題に気付き、福祉的な視点でまちづくりをすすめるための啓発活動やまちづくり3事業の情報共有の場づくりを行い、専門機関や団体等との連携による課題解決を目指します。
近隣ミニネットワークづくり推進事業は、担い手・当事者の両面から全市的かつ重点的に取り組み、災害時要援護者避難支援事業と一体的な推進を目指します。

■ H25～27年度の取組状況・成果・課題	■ 区社協からの意見	
地区社協活動を紹介するDVDを作成し、地区社協の勉強会等で活用していただいている。 「新・福祉のまちづくり総合推進事業」の実施報告書等の様式を変更し、具体的な活動内容の把握ができるようになった。 災害時に活かされた住民活動についての実践報告をし、平時からの地域づくりの必要性や、災害ボランティアセンターへの理解を図った。	地区社協により取組内容に格差がある。3事業連動を進めているが、不十分であるため、まずは1事業に重点的に取り組むなど組織の足固めをしてもいいのでは。 地域によっては自治会等の小単位で考えることも必要。 見守り活動については、同様な事業が多くあるため、それぞれの目的や役割を明確にするための整理が必要。 平成25年度に実施した地区社協現況調査では、福祉のまちづくり3事業を連動して推進していくことへの理解は高かったが、具体的な取組までには至っていないという結果が出た。	継続

★ 計画の方向性

地区社協ごとに取組内容に差があるが、個別に育成支援の方向性を示したり、DVDを活用した研修会等を実施したりして、各事業の理解や相互関連による推進を今後も進めていく。

見守り活動の推進については、近隣ミニネットワークづくりの活動を維持しつつ、「高齢者地域支え合いモデル事業」や「災害時要援護者避難支援事業」を活用した新たなネットワーク組織づくりにより、本人同意に基づき、住民組織と専門機関が協力し合う見守り活動が進んでいくよう支援する。
また、新聞販売店等訪問型企業への協力依頼を行うなど、見守り活動を推進するための仕組みづくりを行う。
「新たな総合事業」を活用し、たすけあいのある地域づくりや、なじみの関係をつくる場づくりをさらに支援する。
また、3事業（5事業）の連動をはじめ、福祉のまちづくり事業に先駆的に取り組んでいる地区の実践発表の場や、地区社協同士で訪問しあう場を設けたりして、相互に学びあう機会（研修の場）を今後も継続して開催する。

★ H28・29年度の取組状況・成果・課題

・「小地域福祉活動の推進について検討する問題別委員会」において、それぞれの事業目的や取組方法等が確認されたことを受け、実態に則した形に実施要綱を改正し、事業を継続してきた（平成29年3月1日要綱改正）。
・近隣ミニネットワークについて、高齢者の見守りについては、「高齢者地域支え合い事業」をはじめ、既存の老人クラブによる友愛訪問、民生委員による見守り活動など様々な方法で体制の整備が図られている。今後も近隣ミニネットワークは、高齢者の見守りにとどまらず、障害者をはじめ社会的に孤立した状態にある人々への見守りや、「避難行動要支援者避難事業」とも連動させて取り組む必要がある。 また、3事業（5事業）の連動も引き続き意識し、実施する。
・総合事業の本格実施によりそれら事業の活用を地域に促した結果、地区社協ボランティアバンク活動の推進を図るための住民主体型生活支援訪問サービスに8地区、ふれあいいきいきサロンの活性化を図るための地域高齢者交流サロン設置運営事業を実施した地区が43地区102サロンあった。

福祉のまちづくりの総合的な推進

＊ 福祉のまちづくりプランの策定支援

福祉のまちづくりを総合的・計画的に推進するため、地区社協の福祉のまちづくりプランの策定を支援します。
未策定地区へは、地域の状況に応じた働きかけや策定の支援を行い、全ての地区社協でプラン策定を目指します。
策定済みの地区社協へは、プランに基づいた取り組みの支援や、2次プラン以降のプラン策定の支援を行います。

■ H25～27年度の取組状況・成果・課題	■ 区社協からの意見	
1次プランの策定済み地区数 平成24年度末　97地区（70．3%） 平成25年度末　102地区（73，9%） 平成26年度末　106地区（76．8%） 2次プラン以降の策定済み地区数 平成25年度末　12地区（8．7%） 平成26年度末　16地区（11．6%） 平成27年度末　18地区（13．0%）	未策定地区の社協機能改善に取り組み、継続的に協議する。 2次プラン以降の策定のアプローチはしている。必要性の説明を十分に行い、1次プランの検証等情報交換の場面をつくる必要あり。 平成25年度に実施した地区社協現況調査では、2次プラン以降の策定には前向きな姿勢である。プラン実施については、人員確保や推進体制の整備、財政面の確保で十分な取組ができなかったと回答した地区が多かった。	継続

★ 計画の方向性

全地区社協が1次プランの策定に取り組めるよう支援する。

学習会の開催や策定地区の紹介により、地域に合ったプラン策定を支援する。そのため、職員のスキルアップを行う。

また、地区社協がより策定に取り組みやすいよう、助成方法を見直す。

★ H28・29年度の取組状況・成果・課題

1次プランの策定済み地区数

平成28年度末　110地区（79．7%）
平成29年度末　111地区（80．4%）

2次プラン以降の策定済み地区数

平成28年度末　25地区（18．1%）
平成29年度末　26地区（18．8%）

・新任会長研修や地域福祉推進委員研修会等で市社協から各地区社協役員に対し策定を促している。
また各区社協からも各地区に対し、具体的な支援可能内容等を説明しながら声をかけ策定を促している。
・プラン策定により、地区社協が福祉のまちづくり事業を総合的、計画的に展開していく指針づくりになるため、今後も支援を継続していく。

福祉のまちづくりの総合的な推進

＊ 地区社協活動拠点の整備・活用促進

活動拠点のない地区社協では、拠点の確保について行政機関等へ働きかけるなどし、拠点の設置をすすめます。
活動拠点のある地区社協では拠点機能の強化を支援します。

■ H25～27年度の取組状況・成果・課題	■ 区社協からの意見	
拠点設置地区社協数 平成24年度末　106地区（76．8%） 平成25年度末　106地区（76．8%） 平成26年度末　106地区（76．8%） 平成27年度末　107地区（77．5%） 平成27年度に拠点活用事例集を発行する。	拠点が確保できても担い手確保が課題となっている。未設置の地区へは地域の状況を把握し、それに即した関わりをする。 設置困難な地区への対応が必要。 設置地区へは具体的な活動強化策を提示できていない。拠点機能強化の目的ともいえる活動づくりが先決か。 平成25年度に実施した地区社協現況調査では、拠点設置により円滑な事務作業や役員間での連携体制の強化という成果につながったが、他団体との共有や常駐スタッフの確保が課題であるという結果が出た。	継続

★ 計画の方向性

全地区社協に地区社協活動拠点が設置できることを目指す。

開設日数や機能に応じた助成は継続する。また、拠点にかかる経費等の実態調査結果をもとに、支援について検討する。

場所の確保だけでなく人の確保に課題があるので、地区社協の事務局機能など担い手の強化と結び付けて支援する。

★ H28・29年度の取組状況・成果・課題

拠点設置地区社協数
平成28年度末　　108地区（78．2%）
平成29年5月末現在　110地区（79．7%）
平成30年3月末現在　112地区（81．2%）

・ 拠点数は平成29年度2か所増え110か所となったが、138地区のうち未設置の地区が28か所ある。場所、人の確保の困難さが要因であると考えられる。こうした状況を踏まえ、市・区社協職員・地区社協役員等による取材を基に、平成28年3月に拠点の活用事例や人の確保方法などをまとめ「地区社協活動拠点発！ひろしまの小地域福祉活動」を発行した。
・ 拠点整備については、従来の開設日数や拠点機能に対する助成金は継続しつつ、平成29年度から新たに「地区社協活動拠点づくり応援助成事業」として、新規に活動拠点を設置するための整備費、活動機材等購入費として100万円、既存の活動拠点の修繕や活動機材等の更新費として50万円を上限とした助成事業を実施し、活動拠点設置の促進を図る。（3か年実施の予定）

福祉のまちづくりの総合的な推進

＊（新）新たな地域課題に取り組む地区社協活動の支援

福祉のまちづくり事業等から派生した地域課題に対応する先駆的活動や工夫した取り組みについて情報提供や地区社協相互の交流を行い、活動の波及を図ります。

■ H25～27年度の取組状況・成果・課題	■ 区社協からの意見	
地区社協現況調査結果から、その時々の地域課題に応じた研修会を実施した。 災害を経験したことで、災害時だけでなく、平素からのつながりが大切であることを、研修会、避難訓練で確認している。	情報収集はできているが情報提供には至っていない。 助成金等の情報提供はできているがこれに留まっている。情報交換の場作り等は単区では困難。先駆的取組を応援する助成制度を設置した区社協もある。	継続

★計画の方向性

従来の助成金は堅持しつつ、先駆的・開拓的な取組を支援する。行政施策や財団助成などの情報発信を積極的に行うとともに、新たに、市社協の自主財源を活用した助成金の創設（追加）を検討する。

認知症高齢者にやさしい地域づくりを具体的に推進するため、関係者とより一層連携する。

災害時に、地区社協と、区災害ボランティアセンターとの連携が必要であるとの認識を深めていく。

★ H28・29年度の取組状況・成果・課題

・新たな取組の情報収集や情報提供だけでなく、市社協の自主財源を活用した助成金として、「ひろしまの地域福祉推進“チャレンジ応援”助成事業」を創設した。地区社協の活動に限らず、広島市域の地域福祉向上を願ってチャレンジしている、広島市民による先駆的・開発的な取組を支援し、活動の立上げと継続、及び市域への波及を目的として広く応募方式で募る。
・認知症高齢者への対応については、各区の生活支援コーディネーターが新たな総合事業の「認知症カフェ」（広島市が直接公募し助成している。）実施団体の情報を得ることにより、支援が必要な相談者へ情報を提供する。

施設・団体等との協働による福祉のまちづくりの推進

施設・団体の専門性を活かしつつ、地区社協と協働した活動ができるよう情報提供等を行います。

■ H25～27年度の取組状況・成果・課題	■ 区社協からの意見	
施設部会で、各施設による地域貢献事業の実践アンケートを行い、「地域貢献事業検討委員会」を立ち上げた。 施設の地域貢献の取組は、市社協通信に掲載し、広く情報を発信した。	地域包括支援センターとの連携は進んでいる。 地区社協への情報提供を適宜行っている。 平成25年度に実施した地区社協現況調査では、地区社協は地域包括支援センターを主な連携先としているが、施設や介護保険事業者と連携している割合は少ないという結果が出た。	内容改善

★ 計画の方向性

各施設と地域との連携を進めるため、施設が取り組んでいる地域貢献の取組事例を収集し、広める。社協による広報活動を強化する。

また、「地域貢献事業検討委員会」で方向性を出していく。

NPO団体と地区社協等既存組織とが互いにつながり、協力しあって地域づくりを進めていく環境をつくる。
（サロンについて、多様な団体等が主催するものも地域の資源としていくこと、地区社協はそれら多様なサロンを横につなぐ役割を担っていくことを提案中。）

★ H28・29年度の取組状況・成果・課題

・「広島市域の社会福祉法人が連帯して取り組む新たな地域貢献事業検討委員会」において、提案書をまとめその内容を市内各施設及び地区社協に周知した。また、各法人又は施設からは地域推進担当職員を推薦してもらっている。平成29年度からはそれまでの委員会に学識経験者や住民代表などを新たなメンバーに加えて「地域貢献事業推進委員会」として設置しており、提案書に沿った社会福祉施設における地域貢献の取組を進めていきたい。

平成29年度に上記提案書の周知を図り、地域貢献推進担当者の配置依頼を行い分野横断的ネットワークづくりを進めている。また生活困窮者生活再建サポート事業を立ち上げた。地域貢献の取組の広報も強化するためホームページの専用コーナーを設けることとした（平成30年4月運用開始予定）。

・「地域福祉推進のための社協・民児協の連携に関する懇談会」を平成28年3月から3回開催し、市社協会長・副会長、市民児協会長・副会長による意見交換を行い、平成29年度以降は区単位での区社協・区民児協懇談会の開催を目指している。

・平成29年度は、民生委員制度創設100周年であったことから、地区社協役員等実践講座のテーマを「民生委員活動を理解する」とし、社協と民児協が互いの活動を理解し合える内容とした。

・これまでは地区社協との関わりが中心であったが、それを維持しつつ、地域包括支援センターなどの専門機関や、老人クラブ、ボランティアグループ、NPO、生協、当事者組織など多様な組織団体との関わりも必要である。

総合事業や、市総合福祉センター入居団体連携イベントなどを通じて、多様な団体との関わりが増えている。

第1の柱―(2)福祉教育の推進

● 政策動向、社会情勢の変化

・ 子どもを取り巻く環境が大きく変化する中、学校・家庭・地域との連携による地域全体で教育に取り組む体制づくりが進められている(コミュニティスクール、放課後子ども教室など)。
・ 生活困窮に関する問題が増加し、「社会的包摂」をめぐる議論が盛んに行われるようになり、社会的課題の解決に向けた福祉教育の在り方が検討され、地域全体で取り組む福祉教育の実践が求められている。
・ 平成25年度「社会的課題の解決にむけた福祉教育のあり方研究会」(全社協)では、福祉教育の学習対象を「子どもも含めた地域」ととらえ、「従来の福祉理解・啓発のための福祉教育から地域福祉を推進するための福祉教育(福祉教育のネクスト・ステージ)」について報告書でまとめられている。

● 広島市の動き

・ 平成25年度から、広島市内の全小中学校において「心の参観日」を実施(心の先生としてボランティア経験者などを講師に招き、保護者・地域住民と共に話を聞き、意見交換を行うもので、道徳教育について相互理解を図り、命の大切さや思いやりなどの豊かな心を育む取組)。
・ 平成27年度から、地域組織の活動についての理解を深め、将来の担い手育成につなげるため、市内小学校の副読本に、町内会等の地域組織の紹介が取り上げられた。

【 総 評 】

・ 実施から10年になる「やさしさ発見プログラム事業」は実施の8割が小学校である。小学校で実施されるやさしさ発見プログラム事業は、盲導犬ユーザーの講演など、一部で内容や講師の固定化がみられるが、毎年実施される学校もみられる。中学校でのやさしさ発見プログラム事業の取組件数は少ない状態が続いている。
学校教育においては、やさしさ発見プログラム事業を取り入れることのできる時間(総合的な学習)が減少してきたこと、教員の事務量の増大などから、学校教育の中で福祉教育を行うことが難しくなってきていると思われる。
やさしさ発見プログラム事業は福祉体験を通して受講者が福祉課題について気づき、放っておけない気持ちになっていただく事業であるが、理解するところで終わってしまう恐れがあり、今後は活動につながるような仕組みづくりが求められる。
また、当初から事業の対象を学校に限らず、地域や企業も含んでいるが、社協活動全体としての地域への働きかけが十分に進んでいないため、今後も継続して働きかけていく。

・ 「やさしさ発見プログラム事業」の活用は毎年一定件数あるものの、学校教育の中での「福祉教育」に充てられる時間の減少や、プログラム型の福祉教育の実施により、教員自らが指導する体験学習が減少したこともあり、「教員や保護者のための福祉教育・福祉体験講座」は、毎年参加者が減少傾向にある。

・ 今後、社会情勢の変化や、都市部及び中山間地のような地理的な要因によって異なる地域課題の把握に努め、新たな学習プログラム化を検討し、同時に講師となる人材の育成を行っていく必要がある。

第1の柱―(2)福祉教育の推進

福祉教育による地域づくりの推進

＊ 地域で進める子どもから大人までの学び

地域、学校、企業、団体等との連携により、「やさしさ発見プログラム事業」を活用した福祉教育を一層広めます。
また、社協活動の全般を通じ、福祉について学び、たすけあいの心を育む働きかけを進めます。
これらの取組を進めるため、効果的な学習プログラムメニューの開発を進めます。

■ H25～27年度の取組状況・成果・課題	■ 区社協からの意見	
「やさしさ発見プログラム事業」の実施については定着してきている。例年160件程度の申請があるが、その多くは小学校である。 実施内容は、教科書にある盲導犬についてが半数程度、その他、車椅子体験、高齢者疑似体験などだが、近年、障害児の親で構成する「ひろしま♡あび♡隊」による知的障害理解の体験プログラムは、地域団体や企業での実施が増えてきている。	活用の大半が小学校。中学校や企業、地域団体等にも対象別のチラシなどによる広報が必要。 「やさしさ発見プログラム事業」のプログラム開発や対象の見直しが必要。 現行で実施されたプログラムの検証ができておらず、対象や活動等を明確にした上で必要なプログラムを開発することが必要。 地域での取組につなげるためにも事後学習（ふりかえりの場面）が大切である。	継続

★ 計画の方向性

「やさしさ発見プログラム事業」については、対象別のチラシを作成し企業や地域団体などに積極的に周知し、学校だけでなく公民館、福祉施設、地域包括支援センターなどと協働して地域社会全体での取組に広げていく。また、多くの団体がこの事業を活用できるよう、内規や実施要項、申請様式等を見直す。

「やさしさ発見プログラム事業」の対象について、今後は地域団体や企業を対象として行う学習に重点を移す。定着した学習プログラムについては、関係機関と協働する方向で協議を行う。

昨年の豪雨災害以降、地域でのつながりの重要性が再認識され、地域で若者（学生）が担う役割が期待されている。「学生ボランティアサポート会議」の動きとも連動し、災害時だけでなく、日頃から地域と学生を結び付けることができるプログラムや、子育て支援等、社会的課題をテーマとしたプログラムの開発を行う。

★ H28・29年度の取組状況・成果・課題

・平成29年度に開催した福祉教育担当者会議において、やさしさ発見プログラム事業実施の見直しを行い、内規の見直し等、意見聴取を行った。
・教育委員会や行政も福祉教育に関する取組を行っており、そのような取組を含めた総合的な視点で本会の進める福祉教育の役割を検討することが必要。
・平成28年度においては多くの大学生に対してボランティア活動への参加を促すため、「学生ボランティア活動会議」を2回開催し、大学と区社協の連携、地域福祉センターの活用について話し合った。
社協として、大学生と日頃から関係づくりを行うための仕掛けづくりや、大学を通じて学生に向けた広報の仕方について検討が必要。
・これまで実施事例のなかった「子育て」をテーマにした学習プログラムづくりのための企画会議を開催した。子育て支援実践者及び区社協担当職員に出席いただき、子育てについての課題、課題解決に向けたプログラム作成に係る意見をいただきながら進めている。
・プログラムを実施する団体に応じたプログラムの作成（子ども向け、大人向け等）、プログラムの導入方法について検討が求められる。

福祉教育による地域づくりの推進

＊ 福祉教育推進のための環境整備

福祉学習を進める福祉活動体験学習サポーターを養成します。サポーター養成にあたっては、小地域ごとの育成を目指して進めます。
子どもたちの福祉についての学びを充実させるため、保護者や教員向けの研修の機会を充実させます。また、福祉教育の推進方法をさらに充実させるため、新たな取り組みについても検討します。

■ H25～27年度の取組状況・成果・課題	■ 区社協からの意見	
小中学校の教科書に掲載のある手話や点字、車椅子などの内容に沿った講師の人材発掘を行ってきたが、人材及び内容ともに固定化してきている。 教員や保護者向け福祉教育・福祉体験講座は、例年8月に実施しているが、参加者が少ない状況が続いている。	地区ボランティアバンクとして小学校等の車椅子体験の講師を行っている地区もあり、バンクとの連携は必要。 プログラムの検証に至っておらず、まずは福祉学習のイメージづくりが必要。 教員や保護者向け福祉教育・福祉体験講座は、目的の視点を明確化する必要がある。	継続

★ 計画の方向性

地域における福祉学習を視野に入れ、地域団体や学生などと連携し、社会的課題に則した学習サポーターを増やす。
（例：地域ぐるみで子育て支援に取り組む団体・学生の災害支援の取組など）

教員向け研修の参加者減少は、教職員の他の研修が多くなってきたことや福祉体験学習が定着してきたことが考えられる。今後は地域で福祉教育を進めるための土壌づくりとして、地区社協や福祉施設、その他の地域団体等を対象とした研修を行う。

福祉教育推進事業を、学校内で子どもを対象とした福祉教育から、地域全体で取り組む福祉教育推進へと広げるため、地域や施設・団体との協働の取組事例を把握し、福祉教育の場の提供、講師の派遣、ボランティアの受入などの協力を得られる施設・団体を増やしていく。社会福祉法人施設との協働の取組については、「地域貢献事業検討委員会」で検討する。

★ H28・29年度の取組状況・成果・課題

・平成28年度は、高齢者理解分野の講師の養成を目的に「福祉活動体験学習サポーター養成講座」を開催した。 講師として活動するためのプログラムの組み立て方等、受講者からまだまだ経験を積みたいとの思いがあり、当面は講師としてではなく、学習協力者（講師のサポート）として協力されることになった。この1回の講座をもって講師を担うことはハードルが高く、経験を積んでいただきながら段階的に講師を養成していく研修体制が望まれる。

・参加対象を広島市域の学校、PTA、地区社協、民児協、企業とし、「福祉教育・福祉体験講座」を開催した。「福祉教育とは何か」について改めて学んでいただくとともに、平成28年4月の「障害者差別解消法」施行を受けて、障害者への合理的配慮の提供について考えていただく機会を設けた。平成28年度においては参加対象を教員・保護者に限定せず、参加の範囲を広げて広報を行った。様々な団体から参加いただいたが、受講者は少なかった。受講者からは、「盛りだくさんの内容で大変勉強になった。」との声や「学んだことを日々の業務に活かしていきたい。」との声があがり、福祉教育の重要性について気づいていただくきっかけになったようであった。
講座の開催時期、広報の仕方を検討し、多くの方に学んでいただく機会をつくることが必要。
・地域貢献事業検討委員会において、社会福祉施設を学びの場とする福祉教育の推進が、提言書に盛り込まれた。

第1の柱―(3)たすけあう活動の推進と発信

● 政策動向、社会情勢の変化

・ 社会的孤立や生活困窮等の問題など複合的な福祉課題が深刻化しており、社協のボランティアセンターと関係各機関との包括的・総合的な協働体制への取組が求められている。
・ 地域包括ケアシステムの構築の実現に向けて、生活支援、介護予防において、地域における互助活動(ボランティア活動や住民組織による活動)が期待されている。
・ 災害に備える体制づくりとしては、平成25年6月に災害対策基本法が改正され、国、地方公共団体とボランティアとの連携を促進することについて言及された。
・ 平成26年8月20日の広島市の豪雨災害を契機として、災害に対する市民の関心の高まりとともに、多くのボランティアが駆け付けるなど被災者支援のあり方など大きな注目を集めた。

● 広島市の動き

・ 広島市は、豪雨災害を受け、平成27年度から災害対応の部署として「危機管理室」を設置し、窓口が一元化された。
・ 平成29年9月から70歳以上の高齢者の社会参加の促進のため、「高齢者いきいき活動ポイント事業」が始まり、地域における互助活動の推進を図っている。

● 市社協の動き

・ 豪雨災害での課題を受け、区災害ボランティアセンターや関係機関との連携が円滑に行われるよう、構成団体として参画し、議長を務める市災害ボランティア活動連絡調整会議において、市災害ボランティア本部運営マニュアル改訂のためのワーキング会議を行い、平成27年8月末に暫定版を完成させた。市社協としては、平成27年9月から12月までに行った区災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル(標準例)の見直しワーキング会議での意見や提案を反映させたマニュアル(標準例)を平成27年度中に完成させた。
・ 平成26年度以降、広島市内の大学と区社協職員を対象とした「学生ボランティア活動サポート会議」を開催し、大学生がボランティア活動に参加しやすい環境づくりについて協議する場を設定している。
・ 平成29年度に、市社協が発行していた「市社協通信」(年2回)と「ボランティア情報センターニュース」(年2回)の2つの広報紙を統合し、「ひろしま市社協通信」を年4回発行している。

● 県社協の動き

・ 平成24年度から「広島県学生ボランティア応援会議」を開催し、県内の大学間の情報交換の場を設定している。平成26年度の同会議から県内大学だけでなく市町社協職員も参加対象にしている。
・ 平成25年度から手挙げ方式で市町社協と大学をペアで指定し、学生と地域を結ぶ「大学と社協がすすめる若い担い手づくり事業」を実施している。

【 総 評 】
・ 災害時の被災地社協への職員応援派遣の経験はあるが、地元での災害ボランティアセンターの立ち上げは初めての経験であった。今回の経験から災害時における地域とのつながりの必要性を改めて確認した。地域の関係機関・団体（ボランティア・NPOなど）と協働で被災者支援に取り組む意識づくり、体制づくりが求められる。
平成27年度に「平成26年8月20日の豪雨災害広島市・区社会福祉協議会活動報告書」を発行して関係機関に配布するほか、全国からの視察や研修に使用し、本会の経験を伝えている。
また、平成28年度に「災害ボランティアハンドブック」、「災害ボランティア活動紹介パネル」を作成し、地域の防災訓練等で活用している。

・ 企業の社会貢献活動の一環としてのボランティア活動については、継続して活動する企業も増えているが、まだ新規相談は毎年1～2件に留まっていた。
平成28年度に企業向けボランティアハンドブックを発行し、平成29年度には、福祉教育・福祉体験講座の対象を企業の地域担当者としたり、企業の地域貢献活動応援セミナーを開催するなど、積極的なアプローチを行った。
前者の講座は7社、後者のセミナーは7社2団体の参加であったが、各アンケートから今後もこのような研修があれば参加したいなど前向きな回答が多い一方、社協の活動が知られていないという現状も知ることができた。社会的課題への対応、例えば、生活困窮者への支援における食品提供や電気製品の修理など、企業に対する期待は大きいと思われる。今後は企業に社協の活動をPRするとともに、より多くの企業と関係性を築くことが求められる。

・ 平成28年度にボランティアグループを立ち上げる際に資金面で応援する「ボランティアグループ立上げ応援助成金」を創設した。今後は持続的なボランティア活動の仕組みの1つとして「コミュニティビジネス」に関して研究する。

・ 広島市内の幅広い分野のボランティア活動を活性化させるため、ひろしまNPOセンター、広島平和文化センター、まちづくり市民交流プラザと市社協の4者で会議を行い、4者を紹介するパンフレットを作成した。平成29年度には4者共催で漠然とボランティア活動をしたい人向けに「ボランティアデビュー講座」を開催した。今後、この4者の会議において、多分野のボランティア活動の観点による2025年問題への対応について検討していく。

・ 平成26年度から広島市内の大学と区社協職員の情報交換を行う「学生ボランティア活動サポート会議」を開催し、学生のボランティア活動への参加促進に向けた取組を行い、学生ならではの自発的、独創的な活動をサポートしている。

・ ボランティア情報センターからの情報発信は、主に年2回の情報センターニュースの発行及び社協ホームページの活用であった。平成29年度から市社協通信（年2回）とボランティア情報センターニュースを統合し、本会の広報紙を年4回発行するようになり、紙媒体の広報について、今までよりもタイムリーな内容を発信することができるようになった。 地区社協から役員全員に情報を流したいため、部数を増やしてほしいという要望があった。
ホームページについても掲載している項目を整理し、閲覧者が求める情報にたどり着きやすいようにリニューアルを行った。今後は福祉活動への関心のある方を増やすため、無関心層を市社協ホームページへ誘導する方法（SNSの活用など）を検討していく。

第１の柱―（３）たすけあう活動の推進と発信

ボランティア情報センター機能の充実

＊ ボランティア活動の推進

多様な福祉ニーズに沿ってボランティアの育成をすすめるとともに、ボランティアがいきいきと活動できる場を広げます。
また、ボランティア活動を通して、様々な生活課題を持つ人たちが居場所を見つけられるような取り組みや、ボランティア活動者相互のつながりづくりを進めます。
このため、人を育てる・人をつなぐ視点と力量を持つボランティアコーディネーターの育成を進めます。

■ H25～27年度の取組状況・成果・課題	■ 区社協からの意見	
・ 日常的なボランティア相談の中で、相談者が社会とつながることができるような調整を行っている。 ・ ボランティアガイドブックの改定や簡易版を作成し、研修会などでの利便性向上に努めている。 ・ 平成25年度から隔年で各区ボランティアグループ連絡会の世話人の情報交換の場を設定し、広島市域のボランティア活動の活性化に取り組んでいる。	現行のボランティア活動の範囲内で留まっており、多様な福祉ニーズに沿っているとは言えない。今後、どういったボランティアが必要とされ、社協全体としてどういったボランティアを育てていこうとしているのかという方向付けが必要。 社会福祉施設等とのつながりのアプローチが十分ではなく、地区ボランティアバンクと連携がとれるような研修も必要。 個人ボランティアが集まる場や若年ボランティア対象の講座等を実施している。生活課題を持つ人たちの居場所についても既存の居場所づくりの活動につないでいく。 ボランティアグループ連絡会は、日々の横のつながりを広げているとまでは言えない。 個人ボランティアが参加しやすい企画を考える。 様々な生活課題を持つ人の居場所づくりは進んでいない。	継続

★ 計画の方向性

地域の課題に応じたボランティア講座や研修会を開催してボランティアの育成やスキルアップを継続し、今後も災害や多様な生活課題の解決や地域のつながりの再構築のためのボランティア活動の取組を推進するとともに、老人大学及びシニア応援センターと連携したシニア層の活動の場づくりや活動場面の開拓、大学と連携したヤングボランティア育成などの取組を進める。

地域包括ケアシステムにおける生活支援の担い手としての住民組織の活動、ボランティア活動の位置付けについても、単なるマンパワーとしてのボランティアではなく、自発的な意識に基づくものであることを再認識し、地区社協のボランティアバンクとの連携など、社協組織全体で協議を進める。

平成26年の豪雨災害では、中高生の災害ボランティア活動への参加が多くあった。災害に関する活動は目に見えやすく活動につながりやすい。災害時だけでなく、平時から、地域での日常的な活動や行事への中高生のボランティア参加を促し、地域とのつながりづくりを支援する。
また、地域のつながりや支え合いの重要性が再認識される中、ボランティア活動の意義やボランティアコーディネーターの役割についての理解者や実践者を増やすことが重要であり、今後も地域や様々な機関と協働・連携し、養成講座や研修会の実施、市民への情報発信など、地域での取組を強化する。

平成28年度の市総合福祉センターへの移転に伴い、広島駅前という立地条件を活かし、ボランティア活動の活性化を図るためのボランティア情報センターの周知イベントを実施する。

★ H28・29年度の取組状況・成果・課題

・経費面での支援が特に必要とされる初動期（設立2年以内）のボランティアグループを支援することを目的として「ボランティアグループ立上げ応援助成金」を創設した。平成29年8月末日までに助成金についての相談が5件、助成金申請が2件あった。
・平成28年12月からシニア応援センターの開設により、シニア応援センターに相談に来られ、ボランティア活動に関心のある方の相談を受け付け、活動調整を行った。（相談対応：13名）
・広島市域のボランティア活動推進機関の情報交換を平成28年度から29年8月までで3回開催し、広島市民に向けての相談窓口のリーフレットを作成し、配布した。
・社会福祉センター移転に伴い、ボランティア情報センター利用者連絡会の移転イベントに協力し、390名の参加があり、ボランティア活動拠点としてきた個人、グループが再会する場となった。また、ボランティア情報センター利用者連絡会のPRにもつながった。
・施設ボランティアグループ情報交換会を開催し、施設でボランティア活動をしているグループが集い、グループの取組状況や悩みを共有し、その悩みを変えていくヒントを得られる場となった。
・ボランティア活動につながっていない方々やこれからボランティア活動を始めたい方に対し、ボランティア活動に関する情報提供や情報共有などによりボランティア活動に参加しやすい環境をつくることを目的として、個人ボランティアの集いを毎週金曜日に開催している。参加者数は延べ92名（平成29年3月末時点）
・全国的に災害が多発し、被災地域では、ボランティアの力が求められている。災害ボランティア活動は、被災者の心に寄り添った活動や、災害ボランティアセンターの役割についての理解、活動資器材の使い方を理解した活動者の力が求められる。そのため、平成29年度には「初動期における災害ボランティア養成講座」を開催し今後も計画的に実施する予定である。広島市域の災害ボランティア活動者の開拓及び養成を行い、受講者同士で情報共有できるよう、ネットワーク化を進めたい。
・広島市総合福祉センター移転後に、BIGFRONTひろしま入居団体が協働で開催するイベント「健康フェア」に、高齢者疑似体験ブースや展示ブースなどを設け、協力した。

ボランティア情報センター機能の充実

＊ 企業等の社会貢献活動の支援

それぞれの企業活動を活かした社会貢献活動ができるよう支援し、その活動を広く社会に情報提供し、活動の波及を図ります。

■ H25～27年度の取組状況・成果・課題	■ 区社協からの意見	
企業等からのボランティア活動希望や福祉体験学習の調整を行っている。 登録企業にボランティア活動の情報を提供したり、人的、物的支援希望を施設や団体につないでいる。また、企業の社会貢献活動の取組についてホームページや広報紙で紹介し、広く活動を周知している。 退職前の市職員へのボランティア活動の紹介（ガイドブック配布）	企業からの相談に対して、地域や作業所などの施設、ボランティア・当事者団体等に調整しているが、今後は積極的な情報発信・企業との関係づくりを行うことが必要。 まつりなどの行事開催での企業と関わりを発展させる。 企業のOB会や退職前の社員へのボランティア活動の呼びかけが必要。	継続

★ 計画の方向性

ボランティア活動推進機関と企業の社会貢献活動の活性化をテーマとして定期的に協議の場を設け、連携して取り組む。
ボランティア活動に限らず、企業の特性を活かした活動のほか、寄付や場所の提供など、企業の強みを活かした活動など、多様な活動メニューを提示する。

また、災害時における連携及び企業との協働企画などを能動的にアプローチする。

退職前の社員へのアプローチや社会貢献活動事例の情報発信により、内容の周知と実践の波及を図る。

企業の社会貢献活動について情報収集を行うとともに、商工会議所、中小企業家同友会などの企業団体と協議を行い、企業が社会貢献活動を行いやすい仕組みづくりに取り組んでいく。

★ H28・29年度の取組状況・成果・課題

・企業の社会貢献活動をより具体的に進め、活動の後押しをしていくためのきっかけとして、企業向けボランティアハンドブックを作成し、区社会福祉協議会、広島市、企業（277社）、広島市域のボランティア活動推進機関に配布をした。
ハンドブックを配布したことにより、企業からの問合せが増えたことや、企業から自分たちの活動をハンドブックに掲載してほしいなどの要望が増えている。今後は、社会貢献活動の担当者及び各区社会福祉協議会のボランティア担当職員をつなぎ、地域の活性化を図れるようにしていく。
また、企業の取組事例を紹介する場面が少ないことから、本会ホームページ上に記事を掲載するシステムを作成する。
・企業の社会貢献活動の調整件数は、9社。
・平成29年度中に企業の地域担当者の情報交換会を開催した。7社2団体の参加。今後、企業が社会貢献活動を行うに当たって、どのような環境整備が求められるかという情報収集と課題解決に向けた話し合いの場が必要。なお、商工会議所や中小企業同友会などの企業団体と関係性が築けておらず、社会貢献活動に関する協議まで至っていない。

災害ボランティアセンターの体制づくり

区災害ボランティアセンターマニュアルに従って定期的にシミュレーションを行い、必要に応じてマニュアルの見直し作業を行います。
また、災害時に備えて福祉施設・関係機関等との日常的な連携体制づくりに取り組みます。

■ H25～27年度の取組状況・成果・課題	■ 区社協からの意見	
豪雨災害対応のため、市社協は広島市災害ボランティア活動連絡調整会議と共に広島市災害ボランティア本部の運営を、区社協においては区災害ボランティアセンターの運営を行った。 平成27年8月末で44，283名のボランティアを調整した。 平成25年度まで年度ごとに各区持ち回りで区災害ボランティアセンター開設・運営シミュレーションを実施した。平成26年度は豪雨災害発生により南区で実施予定であったシミュレーションは中止し、地区社協やボランティアを対象にした災害ボランティアセンターの周知のための研修会を実施した。 豪雨災害の被災者支援活動を踏まえ、市・区社協職員で課題検討会議を行い、初動の動きに関する課題と対応策について話し合った。 豪雨災害の課題を踏まえ、災害時に区災害ボランティアセンターと区災害対策本部が連携した被災者支援を行うため、平時からの各区役所関係課との関係性構築のための協議・情報交換を定期的に行うこととした。 市災害ボランティア活動連絡調整会議において、市災害ボランティア本部運営マニュアルを改訂した。また、区災害ボランティアセンター設置運営マニュアル標準例の見直しを行っている。	他区実施のシミュレーションに職員が参加し、行政等との調整を通じて軸でのシミュレーション実施やマニュアルの見直しを行う。 シミュレーションの具体的な内容や参加者の範囲を検証した上で実効性のあるものを開催する。 昨年の豪雨災害への対応によって明らかとなった課題を整理し、マニュアルの見直しを行う。 災害ボランティア活動の環境整備における区災害ボランティアセンターと区災害ボランティア本部との連携について区役所関係課と協議・情報交換を実施中。 豪雨災害への対応時にでき上がった関係機関との連携体制を継続していく。 自治会町内会の小地域単位との協力や大学生との協力関係。	内容改善

★ 計画の方向性

豪雨災害における被災者支援活動で得た経験を活かし、災害時に連携が必要な地域の関係機関・団体、ボランティア、施設、NPOなどと区災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルを作成し、災害時の運営シミュレーションにより検証する。また、災害時要援護者避難支援事業の対象者や情報が届きにくい世帯への支援など、災害時の地域での被災者支援の取組について、平時からの協働・連携体制づくりを進める。

区災害ボランティアセンターと区災害対策本部との連携・情報共有が必要であり、平時から各区において区社協と区役所関係課との連携体制づくりに主眼を置く。（災害ボランティアセンター設置候補場所確認、区役所主催の防災訓練への区社協職員の参加など）

災害時の情報提供について、ハイテク（インターネット、SNSなど）とローテク（チラシや口コミなど）を効果的に活用し、情報提供の仕組みを整える。

★ H28・29年度の取組状況・成果・課題

・平成26年8月20日の豪雨災害について、平成28年度については引き続き、安佐南区及び安佐北区に復興連携センターを設置し、被災者支援活動及び地域コミュニティの再生支援に努め、平成29年3月末で閉所した。平成29年度からは、区社協の通常業務でニーズに対応した。

・平成26年8月20日の豪雨災害での経験を踏まえ、平成27年度中に区災害ボランティアセンター設置運営マニュアル≪標準例≫（平成22年度改訂版）の改訂を行った。平成28年度は、このマニュアル≪標準例≫を基に、マニュアル≪区版≫の作成を区社協に呼びかけた。

・平成27年度に、発災直後から平成28年1月末日までの広島市及び区社協の動きをまとめた「平成26年8月20日の豪雨災害　広島市・区社会福祉協議会活動報告書」を発行し、関係機関に配布した。市内外から要請のある視察研修やボランティア研修等で活用するとともに、市社協ホームページにも報告書のデータを掲載して情報を発信している。

・平成29年1月には災害ボランティアハンドブック及び災害ボランティア啓発用パネルを作成した。4，000部作成したハンドブックは、全国の社協、広島市・区・地区社協、町内会、自主防災会などに配布したが、地域団体からの要望により、増刷した。

また、災害ボランティア活動パネルは、1組4枚を3組作成し、地域の防災訓練やイベントで活用された。

・平成29年8月30日に広島市総合防災訓練に参加し、佐伯区災害ボランティアセンター設置運営シミュレーションの支援を行った。

・平時から区役所と区社協の担当者の顔の見える関係づくり及び区災害ボランティアセンターの存在について情報共有を図るため、平成27年度から区役所災害担当部署と区社協に災害ボランティアセンター設置について協議する場を設定した。

地域福祉活動や福祉情報の発信

より多くの市民に福祉情報が届くよう、多様な媒体を取り入れた情報発信を行います。
社協の取り組みや先進的な事例、地域社会全体に関わる取り組みなどを、市民向け実践発表会等により積極的に発信します。

■ H25～27年度の取組状況・成果・課題	■ 区社協からの意見	
ボランティア活動や福祉情報をボランティア情報センターニュース（年2回発行）、ホームページにより発信している。発災後は、専用のホームページとフェイスブックにより情報発信を継続している。 地域での福祉活動の取組を地域社会全体に広げるため、福祉課と協働で実践発表会を実施。（平成25年度　居場所づくり、平成26年度は災害対応のため中止、平成27年度　学習支援活動）	区社協広報紙やボランティア活動情報紙、点訳、音訳、ホームページ、フェイスブック等を利用。 広報紙やホームページの活用だけでなく、地方紙も積極的に活用し、情報発信を行い、より多くの人の目に留まる環境設定も必要。 フリーペーパーの活用促進を検討する必要あり。（IT情報は情報弱者に届きにくいため、紙媒体の「かわら版」的なミニコミ紙づくりも必要。）	継続

★ 計画の方向性

ホームページにアクセスする人にとって、情報がより分かりやすいよう、トップページのリニューアルを行う。また、ボランティア・市民活動や福祉情報の発信・収集など、紙媒体の広報誌の良さを活かしつつ、フェイスブックなどのSNSを効果的に活用する。

豪雨災害で開設した災害に特化したホームページやフェイスブックを今後も継続して更新し、平時から災害ボランティア情報の発信を行い、活動の啓発を行う。

災害時も含め、ITの使えない人や様々な理由で情報を得られにくい人への情報の伝達方法について、企業と連携するなど、効果的な方法を検討し実施につなげる。

★ H28・29年度の取組状況・成果・課題

・市社協ホームページのトップページをリニューアルし、貸出資料の検索機能を備えた。新たに「広島市シニア応援センター」と「職員採用情報」のコーナーを開設した。
・区社協職員がホームページを活用できるよう、区社協のホームページ担当者に対する研修会を開催するとともに、区社協ホームページをリニューアルした。
・平成29年度から、これまで福祉課が発行していた市社協通信（年2回発行）は、ボランティア情報センターが発行していたボランティア通信（年2回発行）と一本化し、年4回発行とした。

社会福祉情報センター機能の強化

社会福祉情報センターの情報収集・提供機能のあり方について検討し、情報化の時代に即した効果的な活用を進めます。

■ H25～27年度の取組状況・成果・課題	■ 区社協からの意見	
図書や定期購読誌のほか、一般に販売していない社協や福祉関連団体の発行物（冊子、資料、広報紙など）を登録し、保存に努めている。 福祉関係のDVDやビデオの貸出は、学校での福祉教育や大学の講義、施設関係者などからの利用はあるが固定している。 情報提供機能について他都市へのアンケートを実施予定だったが、災害対応のため未着手である。	区ボランティアサロンにある図書については、ほとんど活用されていないのが現状であり、そもそもニーズがほとんどない。 インターネットの活用の検証ができていない。今後、検証から始めることが必要。 十分な機能を果たしていないため、情報収集、提供機能を高めるような努力が必要。	継続

★ 計画の方向性

情報センター機能や情報収集・提供の実施方法について、他の政令市社協の現状を参考に検証し、効果的な活用を進める。

市総合福祉センターへの移転に伴い、周辺施設の利用と合わせた情報センター機能の活用、ボランティアサロンでの情報検索や雑誌の閲覧を可能にするなど、時代に即した情報提供を行う。

社協の人材育成機能の強化と合わせて、情報センター機能の強化を図る。

★ H28・29年度の取組状況・成果・課題

・平成29年度に都道府県及び政令市の社会福祉協議会が管理している情報資料室（図書室）の利用状況等について、ホームページ及び電話での聞き取りにより調べた。効果的な活用に至っていないが、今後、部屋の利用の多い都市の事例を参考にしていく。
・社会福祉情報センターの機能強化については、市総合福祉センターへの移転を契機に、利便性を活かし機能強化に努める。

・社協事業の個別相談や総合福祉センターの部屋の利用の際、子どもを連れてこられる相談者が増加したことから、絵本を購入し、情報センターの機能の強化を図った。
・図書貸出しの件数を増加させるために、新館図書の案内やオススメの本などの紹介を貼り出しで行い、活用していただけるように取り組んだ。その結果、社会福祉センターでは月2件程度であった貸出件数が、総合福祉センターに移ってから月9件程度まで増加した。
・情報センターでDVDが視聴できるよう、テレビとDVDプレイヤーを設置し、市民に活用していただきやすい環境づくりを行った。

・平成29年度には、市社協広報紙に情報資料室を紹介する記事を掲載し、情報資料室のチラシを作成してボランティアサロンに設置した。福祉ビデオやDVDについては、学校の授業や民生委員の研修等で活用されるされるため、認知度があるが、図書の貸出や資料の閲覧については認知度が低いと思われるため、今後の周知について検討が必要。

・ボランティアサロンでは、広島市が進める「協同労働」のPRのために、終日活動団体紹介DVDを放映している。

第2の柱―（1）相談援助機能の強化

● 政策動向、社会情勢の変化

・ 生活困窮者自立支援法は、稼動世代の生活保護受給者の増大を受け、生活保護を受ける前に、自立相談支援による生活全般の相談、就労支援、家計相談支援などを行い、自立の促進を図ることを目的として、平成25年12月に制定され、平成27年度から本格施行となった。
・ この施行に伴い、日常生活自立支援事業の補助金財源が変更になった。

● 広島市の動き

・ 広島市は、平成26年度に公募型プロポーザル方式で事業者を募り、自立相談支援事業については「生活困窮者自立相談支援モデル事業」を実施した。
平成27年度の生活困窮者自立支援法施行後は、自立相談支援事業に加え、家計相談支援事業、就労準備支援事業、一時生活支援事業、生活困窮世帯への学習支援など、同法に規定されている全事業を実施している。
そして、より市民に身近な相談窓口となるよう、平成30年度から「広島市くらしサポートセンター」の窓口を全区へ設置する方針を打ち出した。

● 市社協の動き

・ 平成25年度から、市・区社協職員による「社会的孤立・生活困窮者の支援等学習会」、「社会的孤立・生活困窮者支援実践研究会」を開催した。
・ 「社会的孤立・生活困窮者支援団体連絡会」の開催により、生活困窮者問題に対する調査研究やネットワーク作りを行った。
・ 平成26年度の広島市のモデル事業の応募の結果、市社協の受託が決定し、平成26年9月から「広島市くらしサポートセンター」を開設。平成27年4月からも引き続き受託し、同7月からは、東区・安佐南区・佐伯区にそれぞれサブセンターを開設するなど、体制拡充が図られた。
・ 平成26年度から「緊急一時食品提供事業」を開始した。
・ 平成26年10月「母子家庭等緊急援護資金」を「ひとり親等」に改め、父子世帯も貸付対象とした。
・ 平成28年12月広島市くらしサポートセンター本部の移転に伴い、東部サブセンターを閉所し新たに中部サブセンターを開設した。
・ 平成29年11月から「広島市域の社会福祉法人による生活困窮者生活再建サポート事業」を開始した。

【 総 評 】

総合的な相談支援機能の強化と新たな生活課題への対応として、生活困窮者自立支援事業の公募に応募し、受託実施している。この結果として、市社協の役割として掲げていた「福祉ニーズの把握と連携体制の構築」が推進されている。
いずれの相談事業においても相談件数は増加してきている。
今後、増々身近で、包括的な相談支援体制づくりが市社協の役割として期待されている。

第2の柱―（1）相談援助機能の強化

相談機能の強化とニーズ把握

様々な相談の受け皿としての心配ごと相談や在宅訪問相談、貸付相談、ボランティア相談などの機能を強化します。
また、生活課題把握のため、関係機関との連携やアウトリーチに努めます。
そうした社会に見られるニーズをアセスメント（分析・評価）し、総合的に支援できる組織的な連携体制をつくります。

■ H25～27年度の取組状況・成果・課題	■ 区社協からの意見	
緊急一時食品提供事業を実施し、平成26年度は延べ1，145世帯の利用があった。 広島市くらしサポートセンター本部及びサブセンター（東部・西部・北部）を開設し、平成27年10月末現在、12人の相談支援員を配置した。開設から平成27年10月末時点で、1，280件の相談実績がある。	十分な職員研修がなく、機能強化ができていない。機能強化は現在の人員では厳しい。適切な助言や専門機関に繋ぐことができるよう専門性を高め、ケースワークの研修等を行う必要もある。 相談内容によっては、自宅訪問をしたり関係機関と連携したりしているが、それらのアセスメントから総合的な連携体制をつくるまでの余力がないのが現状。	内容改善

★ 計画の方向性

くらしサポートセンター本部やサブセンターの開設で相談を受ける体制はできたが、今後、実績を検証し、課題や不足している社会資源を見極める。様々な相談事業を展開している区社協事業をはじめ、その他の機関が実施する事業との連携や、相談支援を通じて見えてきた課題に対応する地域づくりを進めていく。

コミュニティソーシャルワーカーの専門性は、基本的人権の尊重、個人の尊厳、社会的包摂といった「価値」、複雑多様な社会資源をいかに幅広く、深く掌握しているかという「知識」、対人援助の「技術」と言われている。各相談事業を総合的に理解し、関係者との連携プレーを行いつつ、充実した個別支援と地域支援を積み重ねることで、コミュニティソーシャルワーカーとしての専門性を高めていく。

★ H28・29年度の取組状況・成果・課題

・平成28年12月に市社協事務局の移転とともに、「広島市くらしサポートセンター」本部を南区松原町の広島市総合福祉センターに移転した。それに伴い、東部サブセンター（東区・安芸区管轄）を閉所し、その機能を本部（東区・南区・安芸区管轄）に移転すると同時に、中部サブセンターを新たに開設し、中区住民の相談対応を行っている。
・生活困窮者自立支援事業並びに広島市くらしサポートセンターを周知するためのアウトリーチ活動を積極的に行っている。特に行政関係では各区生活課、地域関係では地域包括支援センターや地区民児協への事業説明を中心としている。成果として、関係機関からの相談件数が増加傾向にあり、全体の半数を越えている。
・研修による相談支援員の資質向上に積極的に取り組んでいる。毎月1回は必ず勉強会を開催し、事例検討をしたり、関係機関や制度についての学習をしている。その他、外部で開催される研修会等にも参加している。

様々な生活課題のある人への支援

社協の活動を活かして、本人による課題解決を支援し、地域の関係機関・団体と積極的に連携しながら、ネットワークによる課題解決を進めます。
個別支援の積み上げから導かれる地域課題の分析・把握を通し、関係機関と連携を図りながら、地域での取り組みにもつなげていける提案をしていきます。

■ H25～27年度の取組状況・成果・課題	■ 区社協からの意見	
「社会的孤立・生活困窮者支援実践研究会」、「社会的孤立・生活困窮者支援団体連絡会」で、様々な生活課題のある人びとへの支援実践について相互に情報交換を行っている。 この情報交換を通して、地検、弁護士等、これまでなかった関わりも増え、横のつながりが広がっている。	直接事業が増え、関係機関の連携も増えてきた。 相談体制の見直しやくらしサポートセンターとの連携が必要。 個別課題で完結し、地域課題の分析・把握まではできてない。地域とどうつながりをもたせ、どう地域課題として波及させるかが課題。	継続

★計画の方向性

具体的事例についてのケース検討を通して、更なる連携を図る。

★ H28・29年度の取組状況・成果・課題

・ 広島市行政やその他関係機関への事業周知を図るため、事業説明の機会を積極的に設けている。また、「広島市くらしサポートセンター」では、ワンストップであらゆる相談に対応するため、社会資源を知り、つながることは重要であると考えており、「社会的孤立・生活困窮者支援団体連絡会」を継続開催している。
・ 様々な問題を複合的に抱え、生活困窮に陥っている世帯が多いことが顕著になっている。引き続き、出口支援を強化するために、相談機関や支援団体とのつながりづくりや、就労支援の強化、地域から孤立させない地域づくり等、様々な取組が必要である。
・ ケース対応を重ねていく中でも、関係機関とのネットワークは広がっている。現在の相談傾向としては、仕事や住まいに課題を抱える相談が多く、また、その背景には病気、障害が疑われるケースも多い。そのようなケースの支援において就労支援機関や不動産業者、障害者支援機関と連携をとることはもちろんだが、その過程で広島市くらしサポートセンターの取組を知ってもらい、それが次の相談につながっていく。
・ 刑余者の再犯防止の観点から司法と福祉ネットワークづくりが進められており市社協も参画している。

第2の柱―（2）権利擁護の推進

● 政策動向、社会情勢の変化

・ 平成25年5月、成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律が成立、公布され、これにより、同年7月1日以後に公示・告示される選挙について、成年被後見人も選挙権・被選挙権を有することとなった。

・ 平成26年1月20日、日本が障害者の差別禁止や社会参加を促す国連の「障害者権利条約」に批准。なお、これに先立つ国内法制度の整備の一環として、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消法」（「障害者差別解消法」）が平成25年6月に制定され、平成28年4月1日から施行された。この法には、必要な施策の制定・実施という国・地方公共団体の責務のほか、障害を理由とする差別の解消に寄与するという国民の努力責務も明記されている。また、行政機関や事業所には、「必要かつ合理的配慮」が求められることとなった。

・ 平成27年度から日常生活自立支援事業（本事業として福祉サービス利用援助事業「かけはし」を実施）は、「生活困窮者自立支援制度」の「その他事業」へと国の事業の位置づけが変わった。予算も人件費確保の考え方から契約1件当たりの単価性に段階的な移行が進められ、今後は補助金が減額になる見込み。

・ 平成27年1月27日　厚生労働省「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」公表。認知症の人や高齢者の権利擁護のために成年後見制度の周知や利用促進を行うこと、特に市民後見人については、養成研修や活動支援等の体制整備を行うことが記載されている。

・ 厚生労働省により、障害者総合支援法施行約3年以内の検討事項として「障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方」が上げられている。

・ 平成28年4月1日に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(成年後見制度利用促進法)が制定され、同年5月13日から施行された。この法では、制度の運用に関する国や自治体の責務と関係者・国民の努力義務が明記された。同時に、地域の実情に応じた成年後見制度の利用促進のために、市民後見人の活用・育成を図りその担い手を確保することが、基本理念の中に明記された。

・ 平成28年4月6日「成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」が成立し、同年10月13日から施行された。この改正法によって、被後見人の郵便物を成年後見人あてに転送することや、成年後見人が被後見人の死後事務を行うことが一部認められた。

・ 最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」によると、成年後見人のうち親族後見人の占める割合は、近年低下が続いている。平成25年には42．2%だったが、平成28年には28．1%にまで下がった。代わって親族以外が後見人を受任するケースが増加しており、平成28年には71．9%に上っている。申立人については、市区町村長による申立が年々増加傾向にある。平成28年においては申立者全体の18．8%が市区町村長による申立であり、「本人の子（29．1%）」に次ぐ割合となっている。

● 広島市の動き

・「第6期広島市高齢者施策推進プラン」に、本会成年後見事業を担う人材育成の体制整備と、将来の市民後見人を想定した上での「かけはし」「こうけん」の仕組みを活用した後見業務の担い手育成に関する検討について記載。これを受けて、平成29年度から「市民後見人養成研修事業」が開始となり、本会が当該事務を受託している。

【 総 評 】

(福祉サービス利用援助事業「かけはし」)

「かけはし」について、利用者数は毎年増えている。特に、平成28年度には、年間新規契約者数が105人と、事業開始以降初めて100を上回った。

ホームページでの事業紹介は継続実施中。市社協や各区社協の広報紙によるPR・理解啓発活動については、この計画の実施期間後半において、本事業に関する記事が総体的に減少した。地域関係の新事業等、他に紹介すべきものが多かったためと思われる。区社協での事業展開推進や、協力体制強化のための総合調整について、必要性は認識されているが、事業そのものに先行き不透明な部分があったことから、展開推進の動きは止まっていた。今後は、市区社協全体の体制整備と合わせた形で再考することが必要。生活支援員の確保については、各区社協で引き続き努力中であり、その方法見直しについては、平成29年度から市社協で受託実施している「市民後見人養成研修」との兼ね合いを見ながら、市社協で引き続き検討していく。

高齢化率の上昇、精神・知的障害者の地域移行などにより、この事業の必要性は、これからも決して低下するものではない。むしろ、刑余者の地域移行による影響、依存症患者や複合的な問題を抱える家族の増加、家族・親族関係の希薄化などによる困難ケースが増えていることから、契約に至るまでの調整に時間を要したり、契約後にも専門員による継続支援を要したりしている。スマホ・携帯の普及やネット環境の整備、通信販売の一般化等、判断能力に不足のない人には便利な社会の発展が、本事業においては逆に、利用者の計画的な金銭管理の大きな阻害要因となっているのも事実であり、なおさら支援に時間と労力がかかるようになっている。一方で、平成28年度以降国の補助金交付の仕組みが大きく変わり、本会においては減額となる見通しである。増え続ける需要に対応しつつ支援の質も維持するためには、今後も現状レベルを下回らない職員体制の維持が必要であることから、広島市行政の本事業に対する一層の理解、予算措置も含めた支援の継続が不可欠である。

この事業は個別支援ではあるが、社協の組織性格を考えると、「地域との連携」を主要な視点において進める必要があり、そのためにも他の社協事業(福祉のまちづくり事業やガイヘル事業など)と意識的にリンクさせていくことが大切である。また、予算が減額される可能性のある中、区社協に専門員業務のできる職員を配置することによって、契約までの期間短縮や迅速な支援対応ができれば、より「効率的な事業運営」ができる。以上の点から、区社協での事業展開は引き続き推進していく必要があり、そのためには実現可能な計画を練り上げていく必要がある。

また、様々な災害が各所で多発する現状を考えると、本事業においても災害時についての備えが必要であり、利用者の安否確認用所在地の一覧作成等に着手した。今後、被災後の困りごとを具体的に想定した対応案・マニュアル等の作成が必要である。

(成年後見事業「こうけん」)

「こうけん」については、平成25年度末に受任した案件が非常な困難ケースであったことから、平成26年度の職員体制では、2件目以降の新規受任を断らざるを得なかった。平成27年度には正規職員化により体制が強化され、困難ケースも落ち着き、平成28年度後半からは受任数も再び伸びている。この事業も、今後対象者が減る見込みはない。より多くの受任に対応できるよう、組織としての経験を蓄積すると同時に、複数職員の配置等よる安定的な組織体制を整備する必要があると考えている。

また、平成29年度には広島市の受託を受けて、「市民後見人養成研修」を開始した。広島市のほか、専門職団体や家庭裁判所等の連携・協力を引き続き得ながら実施していくとともに、修了者の活動待機・経験蓄積の場と設定された「後見支援員」についても、養成・育成を検討していくことが必要。

かけはし契約件数年度推移 (件)

	年度当初契約件数	新規契約件数	終了件数	年度末契約件数(※)
H25年度	274	66	44	296
H26年度	296	50	47	299
H27年度	299	75	46	328
H28年度	328	105	58	375
H29年度	375	85	62	398

(※) H29年度はH30.2月末現在

こうけん受任件数年度推移 (件)

	年度当初受任件数	新規受任件数	終了件数	年度末受任件数(※)
H25年度	3	4	1	6
H26年度	6	1	2	5
H27年度	5	2	2	5
H28年度	5	2	0	7
H29年度	7	9	1	15

(※) H29年度はH30.2月末現在

第2の柱―（2）権利擁護の推進

福祉サービス利用援助事業（かけはし）の推進

関係機関や団体、住民向けに事業の広報啓発活動を行います。
また、事業のPRのための講演会や、利用者を支える地域関係者向けの理解・啓発活動を行います。
区社協での事業展開等についての調査・研究を行います。
生活支援員の確保の方法について見直し、人員の確保に努めます。
事業実施にあたっては、区社協や地域関係者との協力体制強化のため総合調整をしていきます。

（関係団体・住民向けの広報・啓発活動）

■ H25～27年度の取組状況・成果・課題	■ 区社協からの意見	
市社協ホームページで常時事業紹介を、市・区社協の広報紙で随時事業等の紹介を実施。区社協での広報頻度にはばらつきがある。	広報紙にて広報している。（4区）	継続

★計画の方向性

- 成功事例の紹介も交えながら、PRしていく。
- ホームページ、広報紙による事業紹介は、引き続き継続。
- 各区・市社協で、少なくとも年に1度は広報紙に関連記事掲載による広報を実施。

★ H28・29年度の取組状況・成果・課題

- 事業説明の折には、典型的な困りごとに対する典型的な対応例を紹介し、聞く人に具体的なイメージが湧くように心がけた。

- ホームページ、広報紙による事業紹介は、引き続き随時実施。

- 市社協や各区社協の広報紙においては、本事業に関する記事は総体として減少している。地域関係の新規事業等他に紹介すべき内容が増えたためと思われる。

（事業のPRの講演会・利用者を支える地域関係者向けの理解・啓発活動広報・啓発活動）		
■ H25～27年度の取組状況・成果・課題 関係者向けの講座や説明会を随時実施。	■ 区社協からの意見 ・ 平成25年度　地域包括支援センターを対象として「かけはし・こうけん」研修会を開催（市社協と協働） ・ 平成26年度　民児協で事業説明 ・ 平成27年度　精神障害者の家族会で事業説明 ・ 地域包括支援センター定例会議で随時事業説明 ・ 地域関係者向けの理解・啓発活動までできていないため、取組が必要。	内容改善

★ 計画の方向性

本事業は、判断能力が不十分な人を対象としている事業性格上、広く一般を対象とする大がかりな「講演会」を行うよりも、関係者の会議の場等で事業説明をさせてもらう方が、必要なところに必要な情報がより効果的に届くと思われる。今後は講演会の実施よりも、利用者を支えるために、市区レベルや地区レベルの関係者や各相談機関の会議等の場に出向いて事業説明することに重点を置く。
＊関係者：民児協、地域包括支援センター、手をつなぐ育成会、相談支援事業所　等を想定

★ H28・29年度の取組状況・成果・課題

区民児協福祉部会、地域包括支援センター主催の研修会、専門職団体等の関係機関の求めに応じ、随時事業紹介を実施。

本会側からの積極的、組織的な事業紹介にまでは取り組めていないため、今後はアウトリーチを意識しながら関係機関に積極的に事業紹介をしていきたい。。

福祉サービス利用援助事業（かけはし）の推進

（区社協での事業展開等に関する調査・研究）

■ H25～27年度の取組状況・成果・課題	■ 区社協からの意見	
現在、既に全区社協に配置されている総合相談員によって初期相談の受付けや定期支援の調整等が行われることは、役割分担としてすでに定着しており、区社協展開の第一段階はできている状態にある。 しかし、区によって事業の需要量にも違いがあり、どこまでを区社協で対応し、どこからを市社協が引き受けるかが、各区社協でバラバラな状態にある。 また、手法や役割分担の統一化や、効率的な事業実施、これまでのノウハウの組織としての継承のために、平成26年度より事業マニュアルの作成に着手した。 なお、平成26年8月20日の豪雨災害では、数名の本事業利用者に影響があり、安否確認をはじめ被災対応支援を要した。 個人情報の流出につながらないように、これまで利用者の所在地を一覧にした情報ファイルは作成してなかった。しかし災害時の対応には、利用者の所在が一目で分かるものがないと不便であったため、住所地一覧をUSB内に作成するとともに、区別・個別の地図に利用者の所在をマークして、金庫・鍵のかかる戸棚に保管し、毎月情報を更新していくこととした。	・ 区社協内での、事業のきちんとした位置づけが必要である。 ・ 平成23年度から24年度実施のモデル事業の結果では、総合相談員の業務量が大きくなりすぎるため旧市4区でのこれ以上の展開は困難である。 ・ 区社協への専門員の配置を含め、区社協が基幹型を担っていくという方向性は時間がかかっても実現していくべきだと思う。	内容改善

★ 計画の方向性

区社協での事業展開については、社会福祉協議会の団体性格からしても、この事業と地域との連携を視野に入れた上で、引き続き推進していく。
補助金が削減される見通しがある中、区社協に専門員業務を担える職員を配置することで、より効率的な事業運営も期待できる。

今後は専門員の区社協配置も視野に入れ、区ごとにばらついている部分も統一しながら、展開を次段階に進めることが必要。市区社協の実情と、平成27年度以降急変しつつある本事業の全国情勢を併せて、具体的で実現可能な区社協での事業展開の方法をについて検討、計画していく。

また、効率的・統一的な事業実施のために、事業マニュアルの作成・整備も行っていく。
なお、各地で災害が多発している昨今の状況を考慮し、被災時における本事業の実施についても想定・検討し、できる限り実際的な災害対応のシステム、マニュアルを作成していく。

★ H28・29年度の取組状況・成果・課題

本事業と地域の連携を図りながら区社協への展開を進めていく方針は変わらず。個別のケースにおいて、利用者の担当地域の民生委員や地域の関係団体と連携する動きは、個々のケースにおいて実施中。

補助金算出方法の変更や、事業が全国的に見直しされるとの情報から、先行きが不透明な部分が大きかったので、区社協展開に向けた動きは一時保留としたが、見直しは特に大きな変更もないまま終了した。 今後、市・区社協全体の体制整備に即した形で、区社協への事業展開も再考することが必要。

平成27年度末、事業マニュアルを作成し、市・区社協担当で共有。平成28，29年度に一部改訂したが災害時の対応マニュアルは未整備であるため今後整備を図る。

福祉サービス利用援助事業（かけはし）の推進

（生活支援員の人員確保、確保方法見直し）

■ H25～27年度の取組状況・成果・課題	■ 区社協からの意見	
（人員確保） 各区で、地道な努力が続けられている。 （方法見直し） 養成研修の実施について検討中。	・ 地区社協会長会議等で説明し、生活支援員としてふさわしい方がいれば紹介いただくようお願いしている。今後も機会があれば、生活支援員の確保に努めていきたい。 ・（＊利用者の多い区）かけはし利用者の増加に追い付いていないが、誰でもというわけにはいかないかと思う。そのような中で方法の見直し等はできていない。支援員を付けるまでの生活環境を整えるのに時間がかかる方が増えているように感じる。 ・ 契約数が増えると、現状の確保の方法では追いつかない。 ・ 生活支援員の確保の方法についての検討が市・区社協において行われていない。 ・ 生活支援員の確保について、より効果的な方法を検討していきたい。 ・ 現状は高齢化が進んでいる。活発に活動されているボランティアに声掛けをしている。男性支援員不足の解消。 ・（＊利用者の少ない区）必要人員は確保されているが、実稼働のない生活支援員が複数名いる状態が続いているため、今後の確保については、要検討。	継続

★ 計画の方向性

（人員確保） 各区で生活支援員の確保努力は引き続き継続していく。
（方法見直し）「生活支援員」を、「後見支援員」や「市民後見人」と併せて総合的に養成していけるよう検討していく。

★ H28・29年度の取組状況・成果・課題

（人員確保） 各区で継続して生活支援員確保の取組を続けている。退任民生委員等に事業紹介の機会を設け、新しい生活支援員を確保した区社協もある。

（方法見直し） 本事業の「生活支援員」及び成年後見事業の「後見支援員」が、平成29年度から開始した「市民後見人養成研修」において、修了生が受任までの待機期間に権利擁護の体験を積む場と設定した。市民後見人受任後にも生活支援員を並行する依頼や、養成研修のノウハウを生活支援員の養成・育成に活かしていく動きが必要。

生活支援員登録者数年度推移　（件）

	年度当初登録者数	新規登録者数	退任者数	年度末登録者数（※）
H25年度	125	17	7	135
H26年度	135	4	12	127
H27年度	127	7	7	127
H28年度	127	6	8	125
H29年度	125	7	0	132

（※）H29年度はH30.2月末現在

福祉サービス利用援助事業（かけはし）の推進

（区社協や地域関係者との協力体制強化のため総合調整）

■ H25～27年度の取組状況・成果・課題	■ 区社協からの意見	
区社協との連携は、担当者会議や総合相談員連絡会の開催で調整。 地域関係者との協力体制は、個々のケースでの連携に任せている現状にある。	・ 今後、地区社協や民児協へ現在の契約状況等を知らせ、見守り等既存の事業との連携を進めていくことがケースによっては必要。 ・ 福祉事務所、地域包括支援センター、事業者、民生委員等との連携が不可欠であり、今後も引き続き、実施する。専門員対応のケースは、区社協と本人とのつながりが弱くなるため、つながりの強化に努めたい。 ・ かけはし事業への国庫補助金の見直しにより、体制の維持が懸念される中、計画に掲げられた課題がこのまま実施していけるのか検討が必要か？　件数に応じた職員体制の検討なども必要となってくるのでは？ ・ 縦割りにならないよう内部の他事業と連携を進めていくことが、本来必要。ただし、そのための前提条件作り（職員同士の担当業務を通しての情報の共有化、すり合わせ）ができてないのが現状。 ・ 日常業務の中で随時、行っている。	継続

★ 計画の方向性

市区社協間で事業に関する意見や情報の交換・共有がスムーズにできるような仕組みを整えていく。社協内部の他事業との連携も考慮し、他の課と調整していく。そのほか、支援の現場で他機関との協力がうまくいくよう、市区レベルでも他機関と連携していく。

★ H28・29年度の取組状況・成果・課題

市区社協間での意見や情報の交換・共有について、各区社協と市社協の相互の間では、各々の間で仕組みが形成されている。また、個別ケースの支援に関して、他の係との連携も担当や係長レベルで少しずつ実施されている。ただし、どちらも組織間での全体的な仕組みにまでは整えられていない。

成年後見事業（こうけん）の推進

福祉サービス利用援助事業の生活支援員を対象にした研修会を開催し、後見支援員を養成します。
事業実施にあたっては、成年後見推進団体との情報交換をすすめ、連携体制を強化していきます。

（福祉サービス利用援助事業の生活支援員を対象とした後見支援員の養成）

■ H25～27年度の取組状況・成果・課題	■ 区社協からの意見	
平成25年度、生活支援員を対象としたステップアップ講座で、成年後見に関する研修会開催。 「後見支援員」を、「生活支援員」や「市民後見人」と併せて総合的に育成していくことを検討中。	・ 生活支援員だけを対象にするのがいいのか疑問がある。今後議論が必要。 ・ 生活支援員の確保が優先。	内容改善

★ 計画の方向性

まずは、社協として法人後見に力を入れる。事業実施状況の中で、後見支援員が担う役割を、より具体的に考えて決め、実導入を目指す。
広島家裁は「後見支援員」を市民後見人の一形態とみなし、期待を寄せている。成年後見の担い手（将来的な市民後見人）について、「後見支援員」「市民後見人」、また、「生活支援員」を総合的に養成していけるよう広島市と連携しながら検討していく。

★ H28・29年度の取組状況・成果・課題

法人後見の受任ケースも、H28年度以降着実に伸びている。ただ、個々のケース事情に大きく左右されるので、一定期間にコンスタントな受任ということは難しい。後見支援員の導入もまだ未着手だが、市民後見人・生活支援員と併わせて総合的に育成を考えていく必要がある考えは変わらない。

本事業の「後見支援員」とかけはしの「生活支援員」が、平成29年度から開始した「市民後見人養成研修」（広島市からの受託）において、研修修了生が受任までの待機期間に権利擁護の体験を積む場と設定された。
ケースの受任から実導入までの流れを、実際の受任ケースの中から支援員による支援が適当であると考えられるケースを選び検討をしていくことが必要。

（成年後見推進団体との情報交換・連携体制を強化）

■ H25～27年度の取組状況・成果・課題	■ 区社協からの意見	
平成25，26年度　広島県社協と共催で後見制度推進団体ネットワークひろしま、成年後見推進団体連絡会議を開催。特に、後見制度推進団体ネットワークひろしまでは、本会の発案で「市民後見人に関する意見交換会」を実施した。市民後見人の育成に関しては、専門家団体から協力体制が得られそうな機運にある。	・ 会議への出席のみ（1区）	内容改善

★ 計画の方向性

広島市域で成年後見事業に関わる団体や家庭裁判所との連携により、福祉のみならず法律や財務等の異分野との必要な情報交換、また、より円滑な事業推進ができるようにしていく。他の指定都市社協等とも情報交換を行う中で、事業実施に必要な情報やノウハウを取得する。

★ H28・29年度の取組状況・成果・課題

「市民後見人養成研修」の受託・実施に関する協力・連携により、これまであった関係機関とのつながりも、具体的な共通目的を持つことで、より実際的なものとすることができた。

引き続き、市民後見人の養成・活動支援の場面等で連携を深めるとともに、異分野を含む新たな関係団体との連携も模索していく。

第2の柱―(3)支えあいの輪づくりの支援

● 市社協の動き

・「社会的孤立・生活困窮者支援団体連絡会」の開催(再掲)
・ 居場所づくりに関する実践発表会から「居場所づくり連絡会」が立ち上がり、継続的に関わっている。
・「地域貢献事業検討委員会」の立ち上げ(再掲)

【 総 評 】

社協の連絡調整機能を活かし、社会的孤立にある人の社会参加を進める実践団体のネットワークづくりを推進中。

当事者活動の支援

* 社会参加の促進支援

社会的孤立にある人に、当事者活動やグループについての情報提供等を行い、生きがいや仲間づくりを支援し、社会参加につながる橋渡しを行います。

■ H25～27年度の取組状況・成果・課題	■ 区社協からの意見	
社会参加支援ガイドヘルパー派遣事業を継続受託している。 また、障害種別ごとのガイドヘルパー研修会を実施し、知識・技術の向上を図っている。 ガイドヘルパー登録者数 平成25年度 1,585人 平成26年度 1,461人 平成27年11月末 842人 (※平成27年度にヘルパー更新手続きを行い、実際に活動しているヘルパー数に近い数字になっている。) ガイドヘルパー活動件数 平成25年度 11,989件 平成26年度 10,282件 平成27年11月末 6.338件 「居場所づくり連絡会」を2か月に1度、定例開催している。	当事者活動の支援を継続実施している。相談活動の中での情報提供を行っているが、提供のみに留まっている。孤立状態にある人の社会参加についても既存の活動につなげられないか検討を行っている。	継続

★ 計画の方向性

継続し、様々な人たちの社会参加・居場所づくり・出番づくりを進めていく。

★ H28・29年度の取組状況・成果・課題

・社会参加支援ガイドヘルパー派遣事業を継続実施している。
・本制度を利用しやすい制度にするため、対象となる活動範囲の拡大など制度の内容拡充を広島市と協議しながら実施した。（H29年度から適用）これにより、利用の増加が見込まれる。
・障害種別ごとのガイドヘルパー研修会についても引き続き実施し、知識・技術の向上を図っている。

ガイドヘルパー登録者数		ガイドヘルパー活動件数	
平成27年度	816人	平成27年度	9，523件
平成28年度	899人	平成28年度	9，213件
平成29年1月末	996人	平成29年1月末	7，517件

・「居場所づくり連絡会」を2か月に1度、定例開催している。
・平成28年11月14日「こども食堂情報交換会」を開催し、こども食堂を取り組んでいる団体やこれから始めようとしている団体等の情報共有を行った。
・平成28年度の社会的課題に取り組む地域福祉活動実践発表会では、こども食堂をテーマとした基調講演を実施し、こどもの居場所のほか、介護・認知症支援の居場所、当事者支援の居場所、地域の居場所など様々な居場所について参加者みんなで考える分科会を開催した。
・社会参加、居場所づくりのさらなる推進、協働、連携による新たな社会資源づくりの必要性を感じている。また、一連の事業・取組を進めるための経費の確保が課題である。

当事者活動の支援

＊ 当事者・家族の組織化支援と主体的活動の協力支援

当事者や家族の活動や仲間づくり、組織化を側面的に支援し、主体的活動への協力支援を行います。
社協で行ってきた既存の行事のあり方について、当事者団体と協議し、方向性や役割を明確にします。

■ H25～27年度の取組状況・成果・課題	■ 区社協からの意見	
ボランティア情報センター利用者連絡会に当事者団体も多く登録し、それぞれの主体的活動に対し支援中である。 広島市視覚障害者グループ連絡会の開催を支援している。 具体的活動として、グループ紹介紙「ひとりじゃないよ」の作成や、広く一般の方に対し、点字ブロックの必要性や白杖を使ったSOSシグナルの紹介等をするため、3月18日の点字ブロックの日に、街頭でのPR活動の実施を支援している。（道路使用許可手続きや安全確保のための付き添い、広報活動等）	当事者組織の成熟度に応じて関わり方も変わってくるが側面的にどう支援していくか課題。 障害児自主活動を行うグループへの運営助成は見直し予定。 区社協の役割、当事者団体で行う役割を見極めることが必要。	継続

★ 計画の方向性

障害、児童、高齢者など分野ごとの連携を強化し、課題の明確化に努める。また、行政施策への反映や地域との連携等、継続し推進していく。

★ H28・29年度の取組状況・成果・課題

・引き続き、広島市視覚障害者グループ連絡会の開催を支援している。また、毎年3月18日の点字ブロックの日には、点字ブロックの必要性や視覚障害者の理解を目的として、街頭でのPR活動（チラシ等の配布）の実施を支援した（実施場所：広島駅南口及び新幹線口周辺）。

関係機関・団体とのネットワークづくりの推進

社協の連絡調整機能を活かし、様々な団体との協働の取組をすすめます。
子どもの問題や障害者の地域生活、一人暮らし高齢者の生活等、対象者や課題に応じた専門機関とのネットワークづくりを行います。
また、これらの課題に対応する会議へ積極的に参画します。

■ H25～27年度の取組状況・成果・課題	■ 区社協からの意見	
福祉施設部会（老人・障害・児童・保育）において社会福祉施設と連携し、地域貢献の取組について実態把握のためのアンケート調査を実施し、取組事例について広報をしている。 生活困窮者支援については、支援団体連絡会の設置を呼びかけ継続開催している。 要保護児童対策地域協議会への参画については、引き続き調整を行う。	児童分野での展開はない。 これまでつながりのない団体との協働はできていないが取組は必要。 会議への出席を通して一定範囲でのネットワークはできている。 平成27年度から佐伯区社協と区民児協で、いじめ・虐待のない社会の実現を目指し「いじめ・110番」の活動を開始した。	内容改善

★ 計画の方向性

関係機関・団体とのネットワークづくりについては、継続し推進していく。今後も、社協の様々な事業を通じて、虐待問題の把握や相談対応、啓発活動により、より一層積極的に取り組むこととする。

★ H28・29年度の取組状況・成果・課題

・社会福祉施設との連携を図るため、福祉施設部会（老人、障害、児童、保育）を開催し、様々な協議課題について検討を行った。その中での意見から、社会福祉法人制度改革の施行に向けた具体的な事務手続における理解を図るため、平成28年11月4日に平成28年度 広島市社会福祉施設・施設長等研修を開催し、厚生労働省・援護局福祉基盤課長 石垣健彦氏をお招きし、約150名の関係者の参加を得た。
・市社協広報紙「ひろしま市社協通信」において、施設における地域貢献の取組を広報した。
・本会ホームページのリンク先に市内の社会福祉法人施設を加えた。
・平成27年7月に「広島市域の社会福祉法人が連帯して取り組む新たな地域貢献事業検討委員会」を設置し、これまで6回の委員会を開催するなどその実施に向けて協議を重ね、提案書をまとめた。提案書に盛り込まれた取組を平成29年度から実施している。
・生活困窮者支援について、くらしサポートセンターを中心に、社会的孤立・生活困窮者支援団体連絡会を継続して開催している。

第2の柱―（4）新たな地域の仕組みづくりの推進

● 政策動向、社会情勢の変化

・ 社会福祉法人制度に対する指摘→日本再興戦略（成長戦略）閣議決定、規制改革実施計画閣議決定、社会保障制度改革国民会議報告書、規制改革会議、社会福祉法人のあり方等に関する検討会

・ 生活困窮者自立支援法は平成27年度から施行され、就労準備支援事業や一時生活支援、子どもの学習支援を実施し、貧困の連鎖の防止を目指している。

・ 全社協から「社協・生活支援活動強化方針」が示された。

・「新たな総合事業」の実施（広島市は平成29年4月までに移行予定）

・ 今後の課題としては、
　→依然として存在する制度の狭間の問題
　→小学校の廃校への対応や新たな地域づくり
　　（中山間地域、住宅団地、都市部それぞれに対応した地域づくり支援の必要性）
　→町内会加入率の低下への対応
　→災害時に対応できる平時からの地域づくり　など
・ また、元気な高齢者の就労・社会参加・社会貢献による、生涯現役社会が求められている。

・ 子ども子育て支援法、地域子育て支援センター

●広島市の動き

・ 郊外住宅団地活性化研究会（平成25～26年度で終了）を開催し、「住宅団地活性化補助金」、「空き家等を活用　した地域住民の活動・交流拠点認定制度」等、新たな施策を実施している。
・ 地域支えあい体制づくりモデル事業（再掲）
・ 高齢者の協働労働づくり
・ 高齢者施策推進プラン策定（平成27～29年度）（再掲）
・ 地域介護予防拠点整備促進事業
・ 保育サービスアドバイザーを各区保健福祉課へ配置
・ 子育てオープンスペースのあり方検討
・ 障害者自立支援協議会の議論等

● 市社協の動き

・ 平成26年9月から「広島市くらしサポートセンター」を開設し、平成27年7月からは、東区・安佐南区・佐伯区にそれぞれサブセンターを開設。（再掲）
・平成27年度には、福祉施設部会の課題別検討委員会として「地域貢献事業検討委員会」を設置した。（再掲）

○新しい拠点（市総合福祉センター）への移転に伴う、市社協の事務所の周知、事業の刷新等の検討が必要。

【 総 評 】

くらしサポートセンターや緊急一時食品提供事業の実施により、生活困窮者の多さやこのような相談機関が待ち望まれていたことを痛感した。モデル事業以降、様々な相談を受けた中から見えてきた課題に対し、新たな社会資源開発等による地域づくりが求められている。個別支援と地域生活支援の両方が必要で、取組を進める人材の確保と育成が課題である。

第2の柱―（4）新たな地域の仕組みづくりの推進

新たな社会的課題への対応

＊ 子どもの育ちの支援

地域の中で子どもの健全な発達を支援していくため、子育てサロンや放課後児童の学習支援など、地域の実情に応じた取組をすすめていきます。

■ H25～27年度の取組状況・成果・課題	■ 区社協からの意見	
子どもの育ちの支援について検討する問題別委員会を設置した。 平成27年9月に学習支援の取組について紹介する実践講座を開催した（災害により1年延期した。）。 ちびっこ広場については、点検業務を専門業者に委託開始（年1回）。	子育てサロンの立上げ支援。子育て支援の取材などしているが、さらに社協としての関わりを検討する。地域の実情把握が不十分で具体的な提案や取組に至っていない。 「子どもの育ち講座」を開催。	継続

★ 計画の方向性

子どもの育ちの支援について検討する問題別委員会では、地域子育て支援センター受託、子どもの貧困への支援等、地域の中で子どもの健やかな育ちを支援する地域づくりについて検討していく。

学習支援の取組については、地域、学校、施設、ボランティアの連携実績を活かし、取組の波及を進めていく。

★ H28・29年度の取組状況・成果・課題

・平成27年11月から「子どもの育ちの支援について検討する問題別委員会」を開催し、妊娠・出産時の支援や、保育現場、放課後児童クラブの方等から実際の話を聴く機会を持ち、乳幼児期、学齢期等成長の過程での課題を委員会で共有し、市社協・区社協・地域にどのような動きを求めるか具体的な提案を示した。親が求めるものをしっかり把握し、相談窓口になかなか足が向かない人が、親子で気軽に利用できるような、楽しい居場所を社協としては作っていく必要がある。こうした問題別委員会からの提案を受け、市、区、地区の社協それぞれに提案されたことを実施していく。

・近年マスコミでは「こども食堂」や「子どもの貧困」についての報道が多い。「子どもの貧困」については貧困率の低下が課題となっており、それに伴って「食」や「学び」を提供できる「こども食堂」の報道が多いと考えている。

広島市域でも、民生委員や地域の有志などが「子ども食堂」を実際に設置したり、設置方法についての相談も市・区社協に入っている。市社協としても、その活動を応援していく（平成29年度にはチャレンジ応援助成金制度を創設し、それらの活動も応援している。）。

・県子ども夢財団とも連携協力し「子ども食堂推進委員会」というネットワークを立上げた。

・地域子育て支援センター受託については、広島市において再度検討することとなり、受託予定はなくなった。

新たな社会的課題への対応

＊ 多様な生活課題への対応

多様な生活課題を持つ人への支援として、社協としてどのような取り組みが可能か調査・研究及び関係団体からのヒアリング等を行い、地域の実情に応じた支援をしていきます。

■ H25～27年度の取組状況・成果・課題	■ 区社協からの意見	
生活困窮者自立相談支援事業（モデル事業）を受託し、平成26年9月から「広島市くらしサポートセンター」を開設し、平成27年7月からは、東区・安佐南区・佐伯区にそれぞれサブセンターを開設した。これにより、より地域に近い位置で相談を受けることができ、相談者からの「近くに来たので立ち寄ってみた。」などの声も聞かれている。また、民生委員からの相談も入っており、社会的課題により近い位置での対応が可能となった。 平成26年度から緊急一時食品提供事業を実施。	必要性は感じているが、地域の生活課題を把握できておらず、調査・研究にまで至っていない。くらしサポートセンターへ情報提供し連携して対応するとともに、くらしサポートセンターと区社協との役割分担が必要。	内容改善

★計画の方向性

・ くらしサポートセンターの実績を積み上げ、平成28年度以降の体制充実を求めていく。

※ 生活困窮者支援に取り組んだ目的は、社協としての総合相談体制の強化、コミュニティソーシャルワークの実践であり、生活困窮者支援を通じた地域づくりである。このスタンスを忘れることなく、推進していく。

具体的には、本事業実施を契機とした、社協の各相談事業との協働、様々な相談機関・支援団体との協働、課題解決のための新たな社会資源づくり、孤立させない地域づくり等。

・ くらしサポートセンターへの相談から、高齢者が就労し収入を得たり、地域で活動したりすることを希望する声が多く聞かれている。そのため、交通利便性を活かして、新たな拠点（市総合福祉センター）での事業刷新を行う。

（その方法例）
- ○ 広島市シニア応援センターの開設・・・就労支援を入口とした総合相談窓口を設ける。
- ○ シニア大学の機能拡充・・・様々な地域活動の担い手育成

★ H28・29年度の取組状況・成果・課題

・ 平成26年度から引き続き生活困窮者自立相談支援事業を受託し、「広島市くらしサポートセンター」を開設中である。

・ 以下の課題が見えてきており、これらの解決に向けた取組が新たな社会資源づくり、地域づくりにつながる。

- **緊急生活支援資金の必要性→生活困窮者生活再建サポート事業を立ち上げ**
- **保証人や緊急連絡先の得にくい人の住居確保について→協力不動産業者の確保**
- **シェルター不足について→全18室に増加**
- **就労体験の場の拡大について→認定就労訓練事業所の増加**

・ 平成28年12月5日、「広島市シニア応援センター」を新たに開設した。センターでは、元気で活動的な高齢者がこれまで培ってきた知識や経験を活かし、生き生きと社会で活躍できるように職業紹介やボランティア活動の紹介などを行っている。
・ シニア応援センターの拡充について、総合福祉センターの利用者や関係者にも積極的にPRを行っている。また、職業紹介においては、求職者のニーズに即した求人開拓を行うとともに、その数も増やしていくなど、求職者の選択の幅が広がっていくようにすることにより効率的な運営を心がけている。センタースタッフの体制強化について、引き続き広島市へ協力を求めていく。

・ 老人大学の機能拡充について、魅力的な老人大学・大学院にするための見直し検討委員会を、平成27年12月から開催し議論を重ねている。

- **講座の内容充実、シラバス作成**
- **名称変更　→平成29年度の募集から「広島市シニア大学」に変更した。**
- **校歌・学生証の作成**
- **サークル活動の改善、区支部の設置　など**

新たな社会的課題への対応

＊ 中山間地域や郊外住宅団地、都市部の生活課題への対応

中山間地域や郊外住宅団地の抱える生活問題や交通問題、都市中心部で顕著になってきた高齢者問題の情報収集を行い、地区社協で取り組める移動支援や日常生活支援についての提案や他機関との連携をすすめます。

■ H25～27年度の取組状況・成果・課題	■ 区社協からの意見	
市社協職員が郊外住宅団地活性化研究会の委員として参画した。 地域の課題解決のために、この研究会の協議結果を基に新設された、施策（84ページ参照）の活用を、住宅団地のある町内会や地区社協が提案できるようになった。 地区社協現況調査の結果を基に移動や買物困難をテーマにした実践講座を開催した。	先進地視察等で情報収集を行っているが、それに留まっており、具体的提案や他機関との連携に至らず。 地区社協では、団地問題や廃校問題、公共交通の過疎問題について取組を行っているので、新たな課題に対応する助成金等の必要性を感じる。 地区社協で国庫補助のモデル事業（空き家を活用した団地の活性化の取組）を実施中。 中山間地域での交通問題が複数の地区で上がってきており関係機関と協議中。小学校廃校により限界集落も現実味を帯びている地区もあり、新たな地域課題に向き合うこともある。そのため、関係機関との連携はこれまで以上に重要。	継続

★ 計画の方向性

住民の主体的な活動が進んでいる。行政や民間事業者の協力を得ながら支援していく。

課題に応じて、地区社協エリアに限らず、団地単位、課題のある町内会単位、あるいは複数の学区連携など、柔軟な支援体制をつくっていく。

★ H28・29年度の取組状況・成果・課題

・ 広島市が様々な制度を実施しており、その情報収集と情報提供を実施している。
・ また当該地域に限られたことではないが、市社協の自主財源を活用した助成金として「ひろしまの地域福祉推進“チャレンジ応援”助成事業」を創設し、地区社協の活動に限らず、広島市域の地域福祉向上を願ってチャレンジしている、広島市民による先駆的・開発的な取組を支援し、活動の立上げと継続、及び市域への波及を目的として広く応募方式で募った。
・ 継続して情報収集、情報提供を図るとともに、具体的な支援、助成方法の検討を進めた。

第3の柱―（1）組織・財政の強化

● 政策動向、社会情勢の変化

現在、国会で継続審議中の「社会福祉法等の一部を改正する法律案」においては、社会福祉法人の経営組織のガバナンスの強化、財務・組織の「透明性」の向上等が、「改革」として盛り込まれ、社会福祉法人としての存在意義をより求められるとともに、一定規模以上の法人は、外部監査の義務づけが明記される予定である。

財政面で見ると、いわゆる「アベノミクス」と呼ばれる、バブル崩壊以降の20年間における不況の最大要因をデフレと捉えた「デフレ脱却」を目指す政策によって、低金利状態が継続しており、基金運用益の増加の見込みが乏しい状況にある。

また、寄附金や共同募金等については、平成26年8月20日の豪雨災害における災害復興ボランティア活動等に対して、多くの善意が寄せられ、本会の役割・機能と、浄財の必要性を示すことができた。一方、従来からの募金運動については、波及効果は少なく依然として右肩下がりの傾向が続いている。

● 広島市の動き

平成27年度より施行された「生活困窮者自立支援法」に基づく事業を市社協が受託し「広島市くらしサポートセンター」の名称で開設することで、職員増を伴った相談機能が拡充した。一方で、財源面では、国庫補助事業要綱の大幅変更等によるセーフティネット機能の見直しが進められたことにより、これまで国庫補助を財源としていた「ボランティアセンター事業」や「日常生活自立支援事業」への補助額が削減対象となり、これらの事業については、今後大幅な財源不足が懸念される。

また、「新たな総合事業」は、広島市では平成29年4月から始まる予定である。これまで、介護保険事業を実施していなかった本会であるが、この「新たな総合事業」に向けて、今後は市・区・地区社協で一体的に対応していく必要がある。

● 市社協の動き

この間の事業拡充によって生じた職員増等で、事業所としての本会の規模が大きくなったことに伴い、労務面での事務量増に加えて、マイナンバー制度への対応など、総務関係の新たな課題への対応が必要となった。

【 総 評 】

平成26年8月20日の豪雨災害からの復興支援活動への対応（庶務事務）や、生活困窮者自立支援法の施行による「生活困窮者自立相談支援事業」等の受託に伴う職員採用事務、また改正された社会福祉法人会計基準への対応や労務関係事務手続の複雑化など、組織として直面する様々な課題対応に追われ、新たな自主財源確保等の長年の課題に対する検討作業が先送りとなってしまっている。

しかしながら、昨年度の災害ボランティア活動に携わりながら得た教訓として、「誰が見ても納得する社会的に必要な活動については、自ずと協力者・賛同者が現れてくる。」ということを身を持って体感したところであり、最初に新たな財源探しではなく、先ずは財源の有効活用策を検討した上で、効果的な活動PR方法も併せて進めることとする。

また、携帯端末等の電子機器を使った新たな賛助会員の獲得等については、社協の行う活動をソーシャルネットワークサービス（SNS）等で発信することで、社協組織・活動への共感をより多く得られ、その結果として賛助会員の加入へと繋がっていくことが考えられることから、検討は継続していきたい。

第3の柱―（1）組織・財政の強化

財源の確保

＊ 既存財源（賛助会費・まごころ銀行・共同募金等）の強化と有効活用

賛助会費、まごころ銀行、共同募金の納入方法の選択肢を増やし、市域以外の方でも協力しやすい方法にします。
浄財の使途や実績、効果などをインターネットや広報紙に具体的に掲載し、募集とPRを行います。また、寄附者への表彰や会員標章の授与制度を検討し、感謝の気持ちが伝わる形を推進します。
常にコストを意識し、経費削減や事業の見直しを行い、既存財源の有効活用に努めます。

■ H25～27年度の取組状況・成果・課題	
寄附金募集及び共同募金運動については、これまで同様のPR及び街頭募金等の運動を進めることに加えて、町内会長等が配布し易くなるよう、依頼チラシ等をより小分けにするなど、細かい改善を行っている。 賛助会費については、平成27年度から新たに、広島市退職公務員連盟（まこも会）などへも協力依頼先を拡大し、賛同者を増やす試みを実施している。 会員標章の授与制度については、引き続き社協のサポーターとしての感謝の気持ちを表す取組を検討していく。	内容改善

★ 計画の方向性

内部プロジェクトの設置による検討作業を行い、財源の性質と事業面での重要度・優先度を考慮した活用策等を検討する。

★ H28・29年度の取組状況・成果・課題

・地域福祉活動や、今日的な課題の解決に向けた活動等について迅速に課題解決が進むよう、助成事業を拡充し、必要とする団体等に資金面でのサポートを実施したい。このため、運用益での事業実施が不可能となった基金を計画的に取り崩すことで、安定財源として地区社協や地域活動実践者等の団体へ供給し、より具体的な活動支援強化を推進できるよう検討を進めてきた。
その結果、平成29年度から基金を財源として、新たに地区社協活動拠点の設置を促進することによって、地域福祉活動の活性化を図ることを目的とした「地区社協活動拠点づくり応援助成事業」と、広島市域の地域福祉向上を願ってチャレンジしている、広島市民による先駆的・開発的取組を支援し、活動の立上げ及び継続と市域への波及を目的とした「ひろしまの地域福祉推進“チャレンジ応援”助成事業」の2つの助成事業を企画し、実施している。

財源の確保

＊ 新たな財源確保の検討

福祉関連書籍等の販売など、収益事業の検討を行い、十分な収益見込があれば実施につなげます。

■ H25～27年度の取組状況・成果・課題 コミュニティファンドの創設や、携帯端末等の電子機器を使った新たな賛助会員の獲得等については、組織として直面する様々な課題対応に追われ、検討作業が先送りとなっている。	継続

★ 計画の方向性

まずは既存財源の活用策の検討や再整理を行った上で、誰もが必要と感じる事業について財源が不足する場合は、効果的に活動をPRするとともに、手軽に寄附等ができるような仕組みづくりと併せて開発していく。

★ H28・29年度の取組状況・成果・課題

・既存財源の強化では、賛助会員の新規獲得策として、新たに医師会や経済団体等へ依頼先機関を拡大するなど、加入への働きかけをこれまで以上に強化した。

組織の効率的運営についての検討

市・区社協の効率的な組織運営や有効な連携のあり方について検討します。

■ H25～27年度の取組状況・成果・課題 市・区社協の効率的な組織運営や有効な連携のあり方の検討について、市・区社協の主任級職員による主任会議を軸として検討を進めている。	内容改善

★ 計画の方向性

本会事業の拡大による職員の増加に伴い、市社協においては、所属人員に大きな偏りが生じており、(特に福祉課地域福祉係には、15名以上が所属するという状況にある。)職員の管理体制が課題になっている。そうした中で、既存事業の再点検と新規事業の実施に向けて、さらには市総合福祉センターへの事務所移転後の事業展開も踏まえた、市社協内の組織改編の検討が喫緊の課題となっている。

また、区社協においては、困難相談ケースの件数や、構成する地区社協数などにより職員ごとの業務量にばらつきがあり、職員数の増減が必要との声も出ており、適正な人員配置と、市・区社協含めた事業体系の見直しや役割分担に関する協議を進める。

★ H28・29年度の取組状況・成果・課題

・市・区社協の効率的な組織運営や有効な連携のあり方については、市区社協の主任級職員による「地域福祉活動(地域支援)推進プロジェクト」を設置したが、既存事業の見直しや組織改編等、具体的提案は今後の課題となっている。
・この間に新規事業の受託等で急激に拡大した事業と人員を、どのように事業間連携を図りつつ、市区社協の役割分担も含めながら推進していくのか。具体的に検討していくことが重要な課題となっている。

地域福祉推進第８次３か年計画策定委員会委員名簿
（地域福祉総合企画委員会　問題別委員会）

任期：平成２９年４月1日～平成３２年３月３１日

	役職	氏名	所属	職名	備考
1	委員長※	堀　田　　稔	広島文化学園短期大学	特任教授	学識経験者
2	副委員長※	川　口　隆　司	NPO法人コミュニティリーダーひゅーるぽん	代表	NPO
3	委員	飯　冨　和　雄	広島市市民局	次長	行政（市民活動）
4	委員※	円　奈　勝　治	社会福祉法人 広島市社会福祉協議会	常務理事	社協
5	委員	香　川　恭　子	ひろしま子育て支援NPO協議会	代表	NPO
6	委員	金　子　麻由美	社会福祉法人 広島市手をつなぐ育成会	副会長	障害者
7	委員	川　崎　則　夫	広島市域の社会福祉法人が連帯して取り組む地域貢献推進委員会	委員長	福祉施設
8	委員	児　玉　吾　郎	公益財団法人 広島市老人クラブ連合会	会長	地域団体
9	委員※	近　藤　聿　興	中区社会福祉協議会 （竹屋地区社協 会長）	会長	町内会・自治会
10	委員	酒　井　　保	ご近所福祉クリエイション	主宰	地域活動
11	委員	佐々木　繁　盛	広島市民生委員児童委員協議会	会長	民児協
12	委員	高　田　公　喜	広島県生活協同組合連合会	代表理事専務	協同組合
13	委員※	高　宮　裕　介	広島市健康福祉局	次長	行政（高齢・障害）
14	委員	秦　野　英　子	若者活動サポートセンターあおぞら	共同代表	ボランティア
15	委員	宮　﨑　暁　美	一般財団法人 広島市母子寡婦福祉連合会	会長	ひとり親・生活困窮
16	委員※	宮　本　　茂	公益社団法人 中国地方総合研究センター	副総合研究リーダー・主席研究員	企業等
17	委員	村　上　敬　子	公益社団法人 認知症の人と家族の会　広島県支部	世話人代表	高齢者
18	委員	森　井　基　嗣	広島弁護士会	弁護士	司法
19	委員※	森　川　伸　江	広島市こども未来局	次長	行政（保育・児童）
20	委員	吉　田　明　浩	広島市医師会	常任理事	医療
21	委員	湧　田　耕　辰	教育委員会	指導担当部長	行政（教育）

※のある方が地域福祉推進第７次５か年計画策定委員からの継続委員

※川崎委員の任期については、平成29年7月5日から平成32年3月31日

広島市社会福祉協議会　地域福祉推進第８次３か年計画策定委員会開催状況

	年 月 日	議 題 等
第1回	平成29年6月5日（月） 18:00～19:50	⑴ 正副委員長の互選について ⑵ 地域福祉推進第7次5か年計画の総括について ⑶ 地域福祉推進第8次3か年計画の策定について ⑷ その他
第2回	平成29年8月21日（月） 13:30～16:00	⑴ 地域福祉推進第8次3か年計画の策定について ⑵ 地域福祉推進第7次5か年計画の総括について ⑶ その他
第3回	平成29年10月10日（火） 18:00～20:30	⑴ 地域福祉推進第8次3か年計画策定に関する意見聴き取り結果について ～「民間の立場でこれからの広島の地域福祉をどう推進していくか」ヒアリング結果から～ ⑵ 地域福祉推進第8次3か年計画の基本姿勢・性格について 2グループに分かれてワークショップを実施
第4回	平成29年12月8日（金） 14:00～16:30	⑴ 地域福祉推進第8次3か年計画策定について 前回会議のワークショップ結果を共有し、計画案の修正実施 ⑵ その他
第5回	平成29年12月25日（月） 18:00～20:40	⑴ 地域福祉推進第8次3か年計画策定について 策定案について各委員からの意見聴取 ⑵ その他
第6回	平成30年2月1日（木） 18:00～20:45	⑴ 地域福祉推進第8次3か年計画策定について ① 第5回策定委員会でご指摘いただいたことを踏まえた、序章から3章までの流れについて ② 基本目標と提案について ③ 第3章について ④ 「終わりに」を記載することについて ⑵ その他
第7回	平成30年2月13日（火） 18:00～20:45	⑴ 地域福祉推進第8次3か年計画の策定について ① 【序章～第1～3章～終わりに】の流れついて ヒアリング結果の掲載について ② 第3章の内容について ③ 「おわりに」について計画全体の「おわりに」との位置づけでよいか。 ④ 用語解説について ⑤ 今後の流れについて ⑥ 次回委員会開催について ⑵ その他
第8回	平成30年3月1日（木） 9:30～12:00	⑴ 地域福祉推進第8次3か年計画策定について ① 【序章～第1～3章】の資料送付後の修正点について ② 「おわりに」の内容について ③ 今後の流れについて ⑵ その他

【答申等】

平成30年3月15日（木）	計画策定委員会委員長から総合企画委員会へ報告（計画書の送付による。）
平成30年3月19日（月）	総合企画委員会委員長から広島市社会福祉協議会正副会長会議において市社協会長へ答申

募集期間　**年間通じてOK**

あなたも参加

地域の福祉活動

お願いします！

広島市社会福祉協議会

賛助会員募集

何口でもOK

個人＝1口　1,000円
法人＝1口　10,000円

広島市社会福祉協議会では、地域での助け合いや支え合いの活動を通して、みんなが安心して暮らせる地域社会をつくることを目指しています。この活動に「賛助会員として参加」していただけるあなたを待っています。

入会申込書にご記入の上、下記までお申し込み下さい。（振込用紙も準備していますので、ご利用下さい）

社会福祉法人広島市社会福祉協議会　総務課

〒732-0822 広島市南区松原町 5-1 広島市総合福祉センター（BIG FRONT ひろしま 6 階）

電話　082-264-6400　FAX　082-264－6437

策定　平成３０（２０１８）年３月
編集　社会福祉法人広島市社会福祉協議会
〒732-0822　広島市南区松原町 5-1
広島市総合福祉センター（BIG FRONT ひろしま）6 階
連絡先　　TEL　082-264-6403　　FAX　082-264-6413